

令和6年度版

さがみはらの環境

相模原市環境基本計画年次報告書
令和5年度実績報告

相模原市

はしがき

本書「さがみはらの環境」は、「第3次相模原市環境基本計画」の進行管理として、同計画に基づき実施された施策の状況等をまとめた「年次報告書」で、相模原市環境基本条例第12条の規定に基づき作成・公表するものです。

今回の報告書は、令和5年度における施策の実績と課題等について取りまとめたものです。

目次

トピックス	1
第1章 本市の現況	2
第2章 第3次相模原市環境基本計画の概要	4
第3章 計画の進捗状況	10
◆基本目標1 地球温暖化対策 ～低炭素社会が実現しているまち～ ～気候変動に適応しているまち～	11
1 基本目標の達成の目安となる指標	11
2 現状(指標の達成状況等)	12
3 施策の取組状況と今後の方向性	13
施策1 再生可能エネルギーの利用促進	13
施策2 省エネルギー活動の促進	16
施策3 低炭素型まちづくりの推進	20
施策4 いきいきとした森林の再生	25
施策5 気候変動適応策の推進	29
◆基本目標2 資源循環の推進 ～ともにつくる資源循環都市～	35
1 基本目標の達成の目安となる指標	35
2 現状(指標の達成状況等)	35
3 施策の取組状況と今後の方向性	36
施策1 ごみの更なる削減	37
施策2 ごみの適正な処理	52

◆基本目標3	水とみどり・生物多様性の保全・活用	59
	～水源を育み 恵み豊かな自然を次世代へ～	
1	基本目標の達成の目安となる指標	59
2	現状(指標の達成状況等)	59
3	施策の取組状況と今後の方向性	60
	施策1 生物多様性の保全と活用	61
	施策2 みどりの保全と活用	65
	施策3 水辺環境の充実	77
◆基本目標4	環境リスクの管理 ～安全で快適な生活環境の実現～	82
1	基本目標の達成の目安となる指標	82
2	現状(指標の達成状況等)	83
3	施策の取組状況と今後の方向性	84
	施策1 環境リスクの管理による生活環境の保全	84
◆基本目標5	環境に配慮したライフスタイルの促進	91
	～環境保全の人づくり・仕組みづくり～	
1	基本目標の達成の目安となる指標	91
2	現状(指標の達成状況等)	92
3	施策の取組状況と今後の方向性	92
	施策1 環境を守る担い手の育成	93
	施策2 複雑・多様化する環境問題への体制整備	126
	施策3 まちづくりにおける環境配慮の促進	129

<資料>

◇	1	本市の環境対策の組織体制	133
◇	2	市民アンケート調査結果について	136
◇	3	相模原市環境審議会審議経過	138
◇	4	環境行政年表	140
◇	5	用語集	144

トピックス

○「さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例」施行！

本市では、「さがみはら気候非常事態宣言」（令和2(2020)年9月）により、二酸化炭素排出量実質ゼロ、いわゆる『脱炭素社会』を目指すことを宣言しています。

これを条例に明確に位置付けるとともに、その実現に向け、『市、事業者、市民等あらゆる行動主体が相互に連携及び協力をし、一丸となって取り組む』旨を基本理念として規定するなど、「相模原市地球温暖化対策推進条例」改め「さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例」として、令和5(2023)年4月1日に施行しました。

【主な改正点】

- ◎目的の変更（低炭素社会の実現⇒脱炭素社会の実現）
- ◎基本理念に係る規定の追加
- ◎気候変動適応策の推進に係る規定の追加 等



○ 子ども環境情報紙『エコチル』相模原版 創刊！

令和5(2023)年6月25日『さがみはら環境まつり』において、市は株式会社アドバコムと「環境教育の推進に関する連携協定」を締結し、同社が発行する子ども環境情報紙「エコチル」*の配布や、環境啓発イベントに関する連携及び協力により、次代を担う子どもたちと地域社会の環境意識の更なる醸成を図ることとしました。

本協定締結後、子ども環境情報紙『エコチル』相模原版が創刊され、毎月、市内小学校及び義務教育学校に在籍する全児童への無償配布（約34,000部）が始まりました。

*子ども環境情報紙「エコチル」

（株）アドバコムが2006年に創刊した子ども環境情報紙。札幌版から始まり、東京版、横浜版、湘南版など発行エリアを拡大。現在、全国で150万部以上を発行し、小学生に無償で配布している。



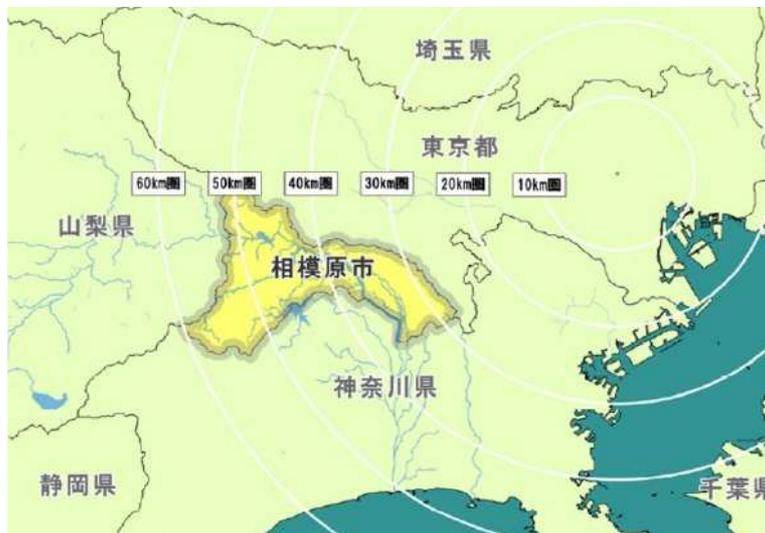
第1章 本市の現況

1 位置・人口・産業の状況

本市は神奈川県北西部に位置し、北部は東京都、西部は山梨県と接しています。面積は328.91km²で神奈川県総面積の約14%を占めています。

令和6(2024)年4月1日現在の本市の人口は72万3,435人、34万6,325世帯で、区別の人口は、緑区は16万6,979人、中央区は27万3,903人、南区は28万2,553人、世帯数は、緑区は7万7,118世帯、中央区は13万0,578世帯、南区は13万8,629世帯となっています。

本市の産業の状況は、平成28(2016)年時点において、事業所数は2万2,480箇所、従業者数は24万8,832人となっています。産業分類別の従業者数では第3次産業(サービス業)が約8割と従業者数の多くを占めていますが、卸売業・小売業(サービス業)の事業所数や従業員数は、減少傾向にあります。



相模原市の位置図 (中心地: 東京都庁)



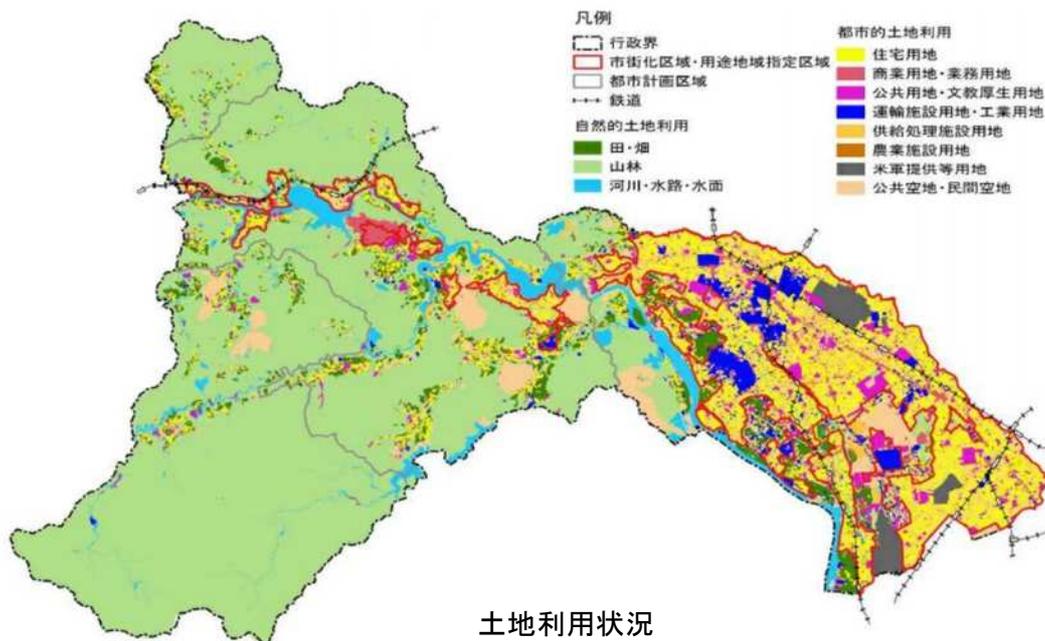
区域図

出典：第3次相模原市環境基本計画

2 土地利用

市域全体の約 7 割が自然的土地利用で、その大半を丹沢大山国定公園などがある市の西部(相模湖津久井都市計画区域及び都市計画区域外に相当する範囲)が占めています。

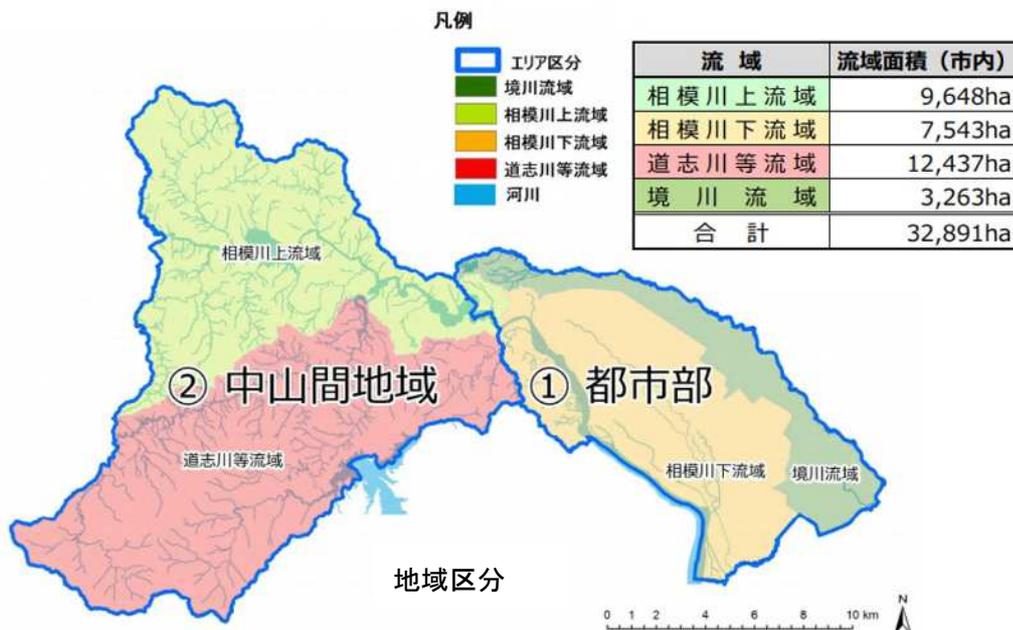
都市的土地利用は市域全体の約 3 割で、特に相模原都市計画区域において都市的土地利用が進んでおり、住宅用地の占める割合が高くなっています。



出典：平成 27 (2015) 年都市計画基礎調査 (相模原市)

3 地域区分

本市の自然的特性・社会的特性を踏まえ、第 3 次相模原市環境基本計画では、土地利用が進み経済・社会の中心地となっている「都市部」と水源地、良好な生物の生息・生育環境及び優れた景観資源が分布する「中山間地域」の 2 地域に区分しています。



出典：第 3 次相模原市環境基本計画

第2章 第3次相模原市環境基本計画の概要

1 計画の位置づけ

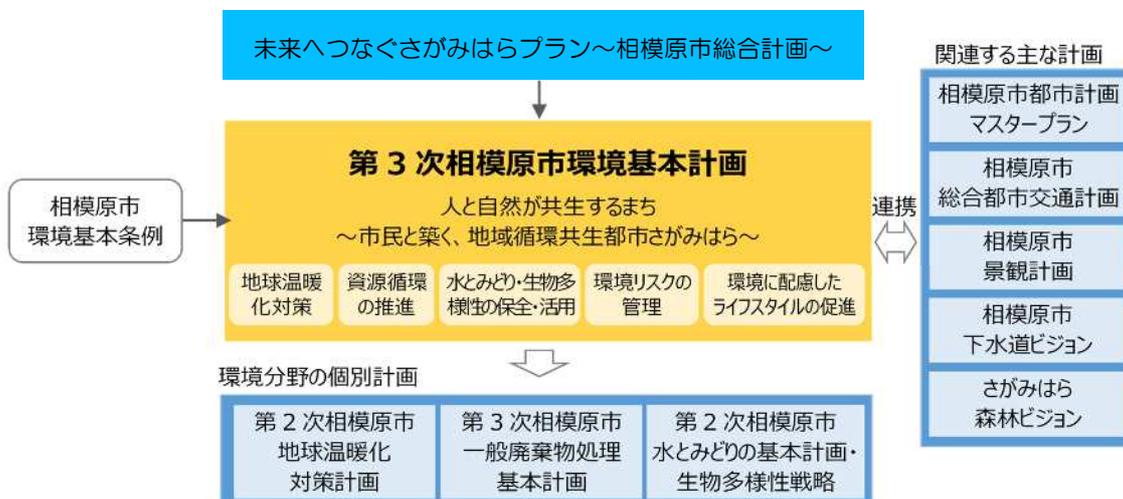
第3次相模原市環境基本計画は、相模原市環境基本条例（平成8年相模原市条例第26号）第3条に規定する基本理念を実現するために、同条例第8条の規定に基づき令和2(2020)年3月に策定したものです。

相模原市環境基本条例（第3条 基本理念）

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承していくことを目的として行うものとする。
- 2 環境の保全及び創造は、環境に関する資源の有限性を認識するとともに、その適正な管理及び利用を図り、もって環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行うものとする。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民相互の協力の下に行うものとする。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進するものとする。

第3次相模原市環境基本計画は、市の将来像や目指すまちの姿を示す「未来へつながりがみはらプラン～相模原市総合計画～（令和2(2020)年度～令和9(2027)年度）」の部門別計画であり、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する環境分野の総合計画です。地球温暖化、資源循環、自然環境、生活環境の各環境分野において、中・長期的な視点に立ち、環境の保全及び創造に関する施策に係る目標及び方針を示しています。また、環境分野の個別計画との関連性を体系的に整理し、計画の役割、位置付けを明確にしました。具体的な施策・取組については、同時期に策定された各環境分野の個別計画と合わせて推進を図ります。

第3次相模原市環境基本計画の位置づけ



出典：第3次相模原市環境基本計画（一部修正）

2 計画期間

第3次相模原市環境基本計画の対象期間は、「未来へつなぐさがみはらプラン～相模原市総合計画～」に合わせて令和2（2020）年度から令和9（2027）年度までの8年間としています。

3 相模原市が目指す環境像（望ましい環境像）

第3次相模原市環境基本計画では、概ね20年後の望ましい環境像として、「未来へつなぐさがみはらプラン～相模原市総合計画～（令和2（2020）年度～令和9（2027）年度）」の目指すまちの姿の一つである「人と自然が共生するまち」を設定し、副題として、国（環境省）の第五次環境基本計画で提唱された「地域循環共生圏」という考えと本市の自然環境と都市環境を併せ持つ地域特性が合致することを踏まえ、「～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～」としました。

地域循環共生都市さがみはら

中山間地域で生産される農林産物などの資源は、都市部の市民に自然の恵み等によって自らも支えられているという「気付き」を与え、自然保護活動への参加など中山間地域を支える具体的な環境行動を促すことにもつながります。

一方、都市部において中山間地域の資源を購入・消費することにより、同地域の農林業が活性化するなど人やお金が都市部から循環されます。

このように中山間地域と都市部の地域特性を生かして、人と自然が共生する都市が地域循環共生都市さがみはらです。

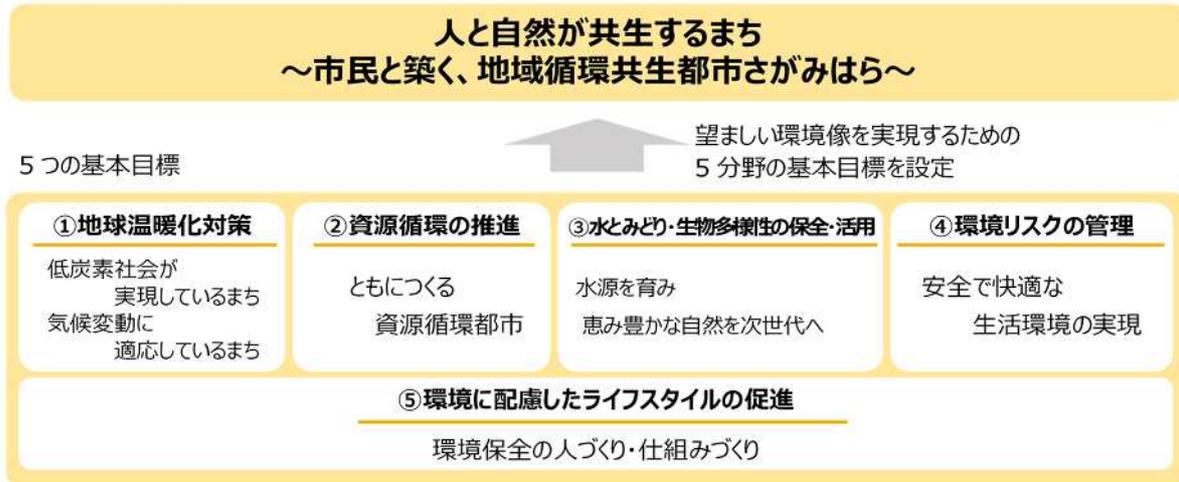


地域循環共生都市さがみはらのイメージ

4 望ましい環境像を実現するための5つの基本目標

第3次相模原市環境基本計画では、地域の特徴(都市部から中山間地域までの多様な環境)と環境、経済及び社会の3側面を踏まえ、各地域が自立・分散したコミュニティを形成しつつ、相互補完して支え合う社会の実現を目指し、5つの基本目標を設定しました。5つの基本目標は、環境分野別に「地球温暖化対策」、「資源循環の推進」、「水とみどり・生物多様性の保全・活用」、「環境リスクの管理」を設定するとともに、それらの基本目標を実現するための総合的・横断的な目標として、各分野に共通する土台・人づくり・仕組みづくりを目的とした「環境に配慮したライフスタイルの促進」を設定しました。

望ましい環境像



望ましい環境像と基本目標

出典：第3次相模原市環境基本計画

5 持続可能な開発目標 (SDGs:Sustainable Development Goals) と施策との関連性

SDGs では、地球規模で私たちの良き将来を実現するための17のゴールを掲げています。これらのゴールは、1つを達成しようとするれば他のゴールにも影響するというように相互に関連する体系とされています。第3次相模原市環境基本計画では、環境分野と関連が深いSDGsのゴールと本計画に掲げる施策の関連性(施策推進による貢献の内容)を整理しました。

SDGsのゴールと環境基本計画の施策の関連性(基本目標ごと)

基本目標	関連するSDGsのゴール
基本目標1 地球温暖化対策	     
基本目標2 資源循環の推進	     
基本目標3 水とみどり・生物多様性の保全・活用	   
基本目標4 環境リスクの管理	    
基本目標5 環境に配慮したライフスタイルの推進	  

SDGs のゴールと環境基本計画の施策の関連性（SDGs のゴールごと）

関連する SDGs のゴール※1	施策推進による貢献の内容※2
 <p>飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化等による食品ロスの減少⁰²
 <p>すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大気、水、土壌・地下水等の環境監視の継続的な実施⁰⁴
 <p>質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境行動の推進、人材育成等による環境教育の推進⁰⁵
 <p>安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水と衛生に関わる分野の管理・対策の強化⁰¹ ・自然生態系の保護・回復⁰³ ・継続的な環境監視の実施による水環境の保全⁰⁴
 <p>エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入促進によるエネルギーセキュリティの強化⁰¹ ・清掃工場における発電や資源の有効活用⁰²
 <p>産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの促進を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・低炭素ライフスタイルへの転換等による産業基盤育成⁰¹ ・ごみ資源の利用効率の向上⁰²
 <p>住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の移動手段の確保やまちの低炭素化に向けた公共交通機関のシステム整備による低炭素まちづくりの推進⁰¹ ・ごみ資源の適正処理及び資源循環型社会の推進⁰² ・公園整備や水辺環境等の保全⁰³ ・大気環境や水環境等の生活環境の保全⁰⁴
 <p>つくる責任 使う責任 持続可能な消費生産形態を確保する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化やリユース・リサイクルによる資源の有効利用の促進⁰² ・事業者による化学物質の適正な使用、管理の促進⁰⁴ ・幅広い場における環境教育や人材育成、グリーン購入等の推進による環境に配慮したライフスタイルの促進⁰⁵
 <p>気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネの推進による化石燃料消費量の削減を通じた気候変動影響の緩和⁰¹ ・緑地の保水機能の維持による集中豪雨等の気候変動影響への適応⁰³
 <p>海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ（プラスチックごみ等）の減量化やごみの不法投棄の撲滅による海洋汚染の防止⁰²
 <p>陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスを吸収する民有林等の森林整備推進による健全な森林の保全と育成⁰¹ ・生物の保護と適正管理等による生物多様性の保全⁰³ ・陸域生態系と内陸淡水生態系等の保全⁰⁴
 <p>パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協働取組の在り方の検討、環境教育の推進等によるパートナーシップの構築促進⁰⁵

※1）各説明文は外務省の和訳を引用しており、第3次相模原市環境基本計画策定時の表記とは異なります。

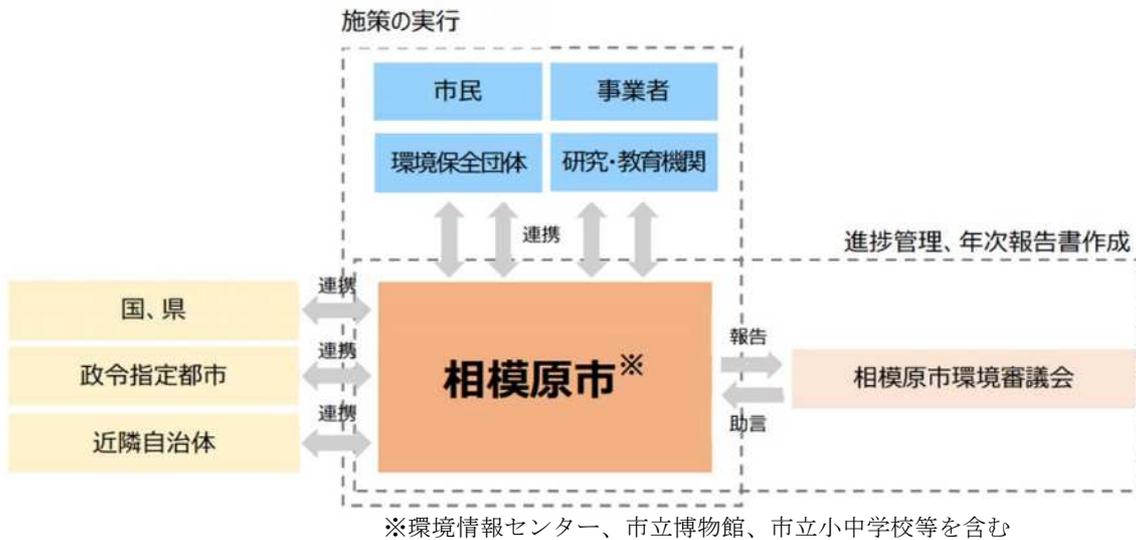
※2）直接的な貢献が期待される基本目標 01:地球温暖化対策、02:資源循環の推進、03:水とみどり・生物多様性の保全・活用、04:環境リスクの管理、05:環境に配慮したライフスタイルの促進

出典：第3次相模原市環境基本計画（一部修正）

6 計画の推進体制、進行管理

環境施策を総合的に推進していくためには、市民・事業者・環境保全団体等といった多様な主体と連携を深めていくことが重要です。

【環境基本計画の推進体制】



出典：第3次相模原市環境基本計画

計画の進行管理においては、目標の達成状況や事業の実施状況等を的確に把握・評価し、その結果により明らかになった課題を速やかに事業展開に反映するための仕組み（PDCA サイクル）を進めます。



出典：第3次相模原市環境基本計画

7 計画の改定について

第3次相模原市環境基本計画の対象期間は、「相模原市総合計画」に合わせ、令和2（2020）年度から令和9（2027）年度の8年間としていますが、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況に柔軟かつ適切に対応するため、4年が経過した時点を目途に評価・検証を行い、必要に応じて計画の変更を行うこととしていました。

こうしたことから、計画策定時からの社会情勢の変化や「基本目標の達成の目安となる指標」の進捗状況、市民や事業者に対するアンケート調査結果を踏まえて計画の見直しを行い、令和6（2024）年3月に本計画の改定を行いました。

また、見直しに当たっては、全ての指標について実績を整理し、進捗状況の評価・検証を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の社会情勢を勘案し、目標の再設定について検討しました。その結果、全14項目の指標のうち6項目については、更なる施策推進のため最終目標を再設定することとし、8項目については、計画策定時に設定した目標に向けて、引き続き、取り組むこととしました。なお、最終目標を再設定した6項目の指標における中間目標は、最終目標の達成を見据えた目安値に置き換えています。

8 相模原市環境基本計画年次報告書「さがみはらの環境」について

「さがみはらの環境」は、相模原市環境基本条例第12条の規定に基づき、相模原市環境基本計画の進行管理として、環境に関する施策の前年度における実施状況を公表するために作成するものです。相模原市環境審議会にその内容を報告し、審査・助言を受けて、施策展開に反映するとともに、公表していきます。

本書「令和5年度さがみはらの環境」に対する相模原市環境審議会の開催状況

開催日	議題
令和7(2025)年2月18日 (第2回)	・令和6年度さがみはらの環境（相模原市環境基本計画年次報告書）（令和5年度報告）（案）について

※相模原市環境審議会の審議内容については、「<資料>3 相模原市環境審議会審議経過」（p.139～）を御確認ください。

第3章 計画の進捗状況

- 基本目標 1 地球温暖化対策
- 基本目標 2 資源循環の推進
- 基本目標 3 水とみどり・生物多様性の保全・活用
- 基本目標 4 環境リスクの管理
- 基本目標 5 環境に配慮したライフスタイルの促進

「第3次相模原市環境基本計画」については、令和6(2024)年3月に改定していますが、本報告書は令和5(2023)年度の実績報告となることから、改定前の計画内容に基づく取組状況を記載しています。

ただし、『基本目標の達成の目安となる指標』の目標値については、最終目標を見据えた進捗状況や今後の方向性を示せるよう、計画改定時に再設定した中間目標値（最終目標の達成を見据えた目安値）及び最終目標値に置き換えています。

各基本目標の『1 基本目標の達成の目安となる指標』表中に記載しているマークは、令和5(2023)年度を目標年次とする中間目標(最終目標の達成を見据えた目安値)の達成状況を示しています。



: 中間目標値を達成している。
(中間目標達成に向け、順調に推移している)



: 中間目標値を達成していない。
(中間目標達成に向け、順調に推移していない)

※ ()内は、令和5(2023)年度の実績値が算出できていない場合

基本目標 1

地球温暖化対策 ～低炭素社会が実現しているまち*～ ～気候変動に適応しているまち～

[関連する環境分野の個別計画：第2次相模原市地球温暖化対策計画]

【目指す姿】

「脱炭素社会」の実現を目指す国の動向を踏まえ、地球温暖化対策の両輪である緩和策・適応策をより積極的に推進していくことにより、持続可能な社会の実現と、新たな成長とカーボンニュートラルを両立できる脱炭素型のライフスタイルへの移行を目指します。

【関連するSDGsのゴール】



*令和6（2024）年3月公表の「第3次相模原市環境基本計画（改定版）」において、「炭素半減社会が実現しているまち」に変更しています。

1 基本目標の達成の目安となる指標

指標 [算定式]	基準値 (年度)	R2 (2020) 実績	R3 (2021) 実績	R4 (2022) 実績	R5 (2023) 実績	中間目標 R5(2023)	最終目標 R9(2027)
市域の二酸化炭素排出量 (万 t-CO ₂) [産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門等における二酸化炭素排出量の合計]	421.9 H25(2013) *1	371.2	349.0	340.5 *2 	-	297.8 以下 *3	248.2 以下 *4
気候変動に伴う影響に備えている市民の割合*5 (%) [市民アンケート]	83.1 R1(2019)	74.3	76.2	78.2	79.3 	89.1 以上	95.1 以上

*1 「基準値(平成25(2013)年度)」については、令和元年度に推計手法を変更していることから、過去の公表値と異なる。

*2 「市域の二酸化炭素排出量」については、算定に使用する統計数値の公表時期から、最新の実績は一昨年度のものとなる。

*3 再設定した最終目標の達成を見据えた目安値

*4 計画改定に伴い再設定した最終目標値

*5 市民アンケート調査の気候変動に関する項目7項目のうち、1項目以上行っている人の割合(P.136参照)

2 現状(指標の達成状況等)

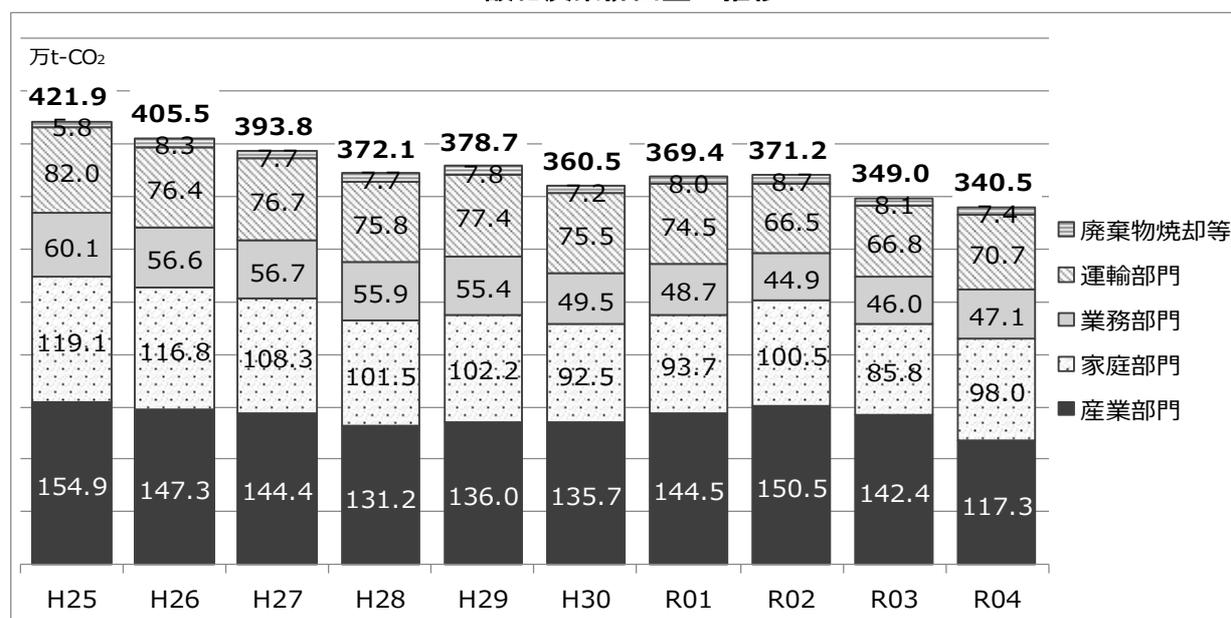
令和4(2022)年度の本市のCO₂排出量は340.5万トンとなり、基準値(平成25(2013)年度)と比較すると19.3%減少、前年比では2.4%の減少となりました。内訳を見ると、産業部門・廃棄物焼却等が減少し、家庭部門・業務部門・運輸部門では増加しています。産業部門については、全体の製造品出荷額が前年度より増加してしているものの、製造品出荷額等に対するCO₂排出量の比率が突出して大きい鉄鋼業の製造品出荷額等が大きく下落したことが要因として考えられます。一方で、家庭部門については、CO₂排出量は前年度に比べ14.3%増加しました。これは、世帯数の増加に加え、世帯当たりのエネルギー使用量が増加したことが要因であり、さらに、太陽光発電設備の普及促進や省エネルギー設備・機器の導入促進などを図ることが必要です。また、廃棄物焼却等によるCO₂排出量は前年度に比べ8.4%減少していますが、基準年度と比較すると、清掃工場で焼却される廃プラスチック類の量が増加したことにより、廃棄物焼却等に由来するCO₂排出量が27.5%増加しています。こうしたことから、プラスチックをはじめとするごみの更なる減量化・資源化が必要です。

気候変動に伴う影響に備えている市民の割合については、令和4(2022)年度と比較すると1.1ポイント増加しているものの、市内でも大きな被害をもたらした令和元年東日本台風の直後である基準年度と比較すると低い状況が続いており、適応策の必要性等について更なる周知啓発が必要です。

本市では、脱炭素社会の実現に向けた取組の加速化を図るため、令和5(2023)年4月に「地球温暖化対策推進条例」を改正し、「さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例」を施行しました。また、令和5(2023)年11月には、新たな二酸化炭素排出量の削減目標を設定するなど、「第2次相模原市地球温暖化対策計画」を改定しました。

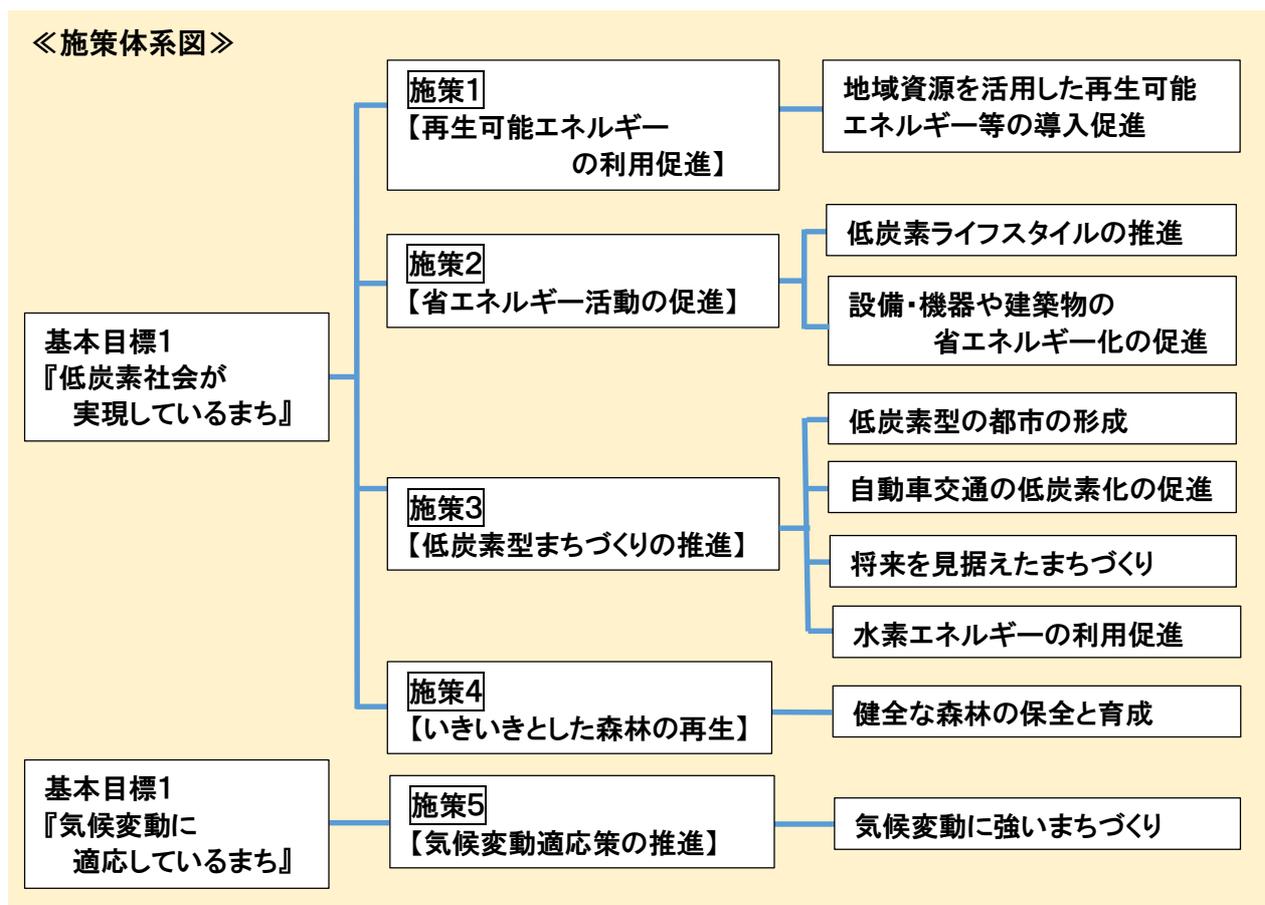
2050年の脱炭素社会の実現のためには、市、事業者、市民等あらゆる行動主体が相互に連携及び協力し、一丸となって取り組むことが必要であり、本市のポテンシャルを最大限に活用する方策の検討が求められています。また、気候変動による自然災害や健康被害から市民等の生命と安全を守るための対策を、より一層進める必要があります。

二酸化炭素排出量の推移



※ 端数処理のため、各部門の値の合計と全体の合計値が一致しない場合があります。

3 施策の取組状況と今後の方向性



施策1 再生可能エネルギーの利用促進

都市と自然のベストミックスという本市が有する地域特性を生かし、森林資源や小水力などを活用した自然エネルギーや資源の地産地消モデルの形成を目指しています。また、森林資源の活用や太陽光発電等の導入促進により地域資源を活用した再生可能エネルギー等の導入を促進しています。

(1) 令和5年度の取組状況

ア 地域資源を活用した再生可能エネルギー等の導入促進

具体的事業	相模原市住宅用スマートエネルギー設備等導入奨励金		
事業の概要	住宅に太陽光発電システム、蓄電池、V2Hを導入した者、又は住宅をZEH、LCCM住宅とした者への奨励事業		
R5 取組状況	以下のとおり、市民を対象に奨励金を交付しました。		
	○住宅用太陽光発電システム等		
	対象コース	奨励金額	交付数
	ZEHコース	150,000円	39件
自家消費コース	30,000円	166件	

具体的事業	自然的特性を生かしたエネルギー資源活用策の促進
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・森林資源や小水力などの効果的な利活用や導入の手法等について、検討を進める。 ・地中熱などの未利用エネルギーについて、利活用を促進する。
R5 取組状況	「緑の休暇村いやしの湯」への木質バイオマス熱利用システム（ボイラー）の導入に向けた検討を行いました。

具体的事業	大規模太陽光発電所（メガソーラー）の活用
事業の概要	一般廃棄物最終処分場のうち最終覆土が完了した第1期整備地を活用し、大規模太陽光発電所（メガソーラー）を運用する。
R5 取組状況	<p>メガソーラーによる発電を行うとともに、市民や事業者向けの見学会を通じて再生可能エネルギーの普及啓発や環境教育を行いました。</p> <p>【発電実績（年間）】2,158,991kWh</p> <p>【見学会の開催実績】回数：11回、参加人数（合計）：402人</p>

具体的事業	市民共同発電所の活用
事業の概要	市民団体やNPOなどが主体となった太陽光発電設備等（市民共同発電所）の設置を支援する。
R5 取組状況	<p>市民団体との協働により平成22（2010）年に大野台こどもセンターに設置した太陽光発電設備にて発電を行いました。</p> <p>【発電実績（年間）】4,489kWh</p>

具体的事業	家庭や事業所における再生可能エネルギーの導入支援
事業の概要	専門家によるアドバイスやコンサルティングなどの実施により、家庭や事業所における再生可能エネルギーの導入を支援する。
R5 取組状況	<p>事業所向けに「省エネアドバイザー」を派遣する等により、再生可能エネルギー導入に向けた支援を行いました。</p> <p>【派遣実績】54社（延べ75回）</p>

具体的事業	設備導入促進特別資金（社会的課題取組型）の活用		
事業の概要	地球温暖化対策計画書を策定して設備導入する中小規模事業者などに対し、金融機関を通じて融資制度の利用を促す。		
R5 取組状況	地球温暖化対策計画書を策定して設備導入する中小企業者等を支援するため、低利で利用可能な融資制度を設けています。		
	融資内容：融資限度額：5,000万円、利用者負担利率：0.5%以内、市負担利率：1.5%、返済期間：7年以内（据置1年以内）		
	・令和5(2023)年度の実績		
	実行件数	融資額	CO ₂ 削減見込量
	1件	1,000万円	0.5t
	※環境負荷低減のためのNC旋盤の更新		

具体的事業	再生可能エネルギー比率の高い電力選択の促進		
事業の概要	市民・事業者の再生可能エネルギー利用を後押しするため、再生可能エネルギー比率の高い（電力CO ₂ 排出係数の低い）小売り電気事業者や、地産地消エネルギーを取り扱う小売電気事業者の利用を促進する。		
R5 取組状況	【九都県市・みんなでいっしょに自然の電気（みい電）】		
	再生可能エネルギー由来の電気の利用希望を募り共同購入する「みい電（再エネ共同購入キャンペーン）」は、ウクライナ情勢による電力価格の高騰の影響により、令和4(2022)年度から事業未実施となっているため、事業再開に向けた検討を行いました。		

（2）今後の方向性

令和5（2023）年度における再生可能エネルギーの利用促進では、市民や事業者への太陽光発電設備等の補助事業の実施により、市内の再生可能エネルギーの利用実績が着実に増加しています。

今後は、2050年の「脱炭素社会の実現」に向けて太陽光発電設備の導入支援を継続するとともに、初期投資を必要としないPPA手法など、導入の手法とその有効性の啓発を進めます。市の率先行動として、「学校施設への太陽光発電設備導入事業（PPA）」を実施していきます。また、関係機関と連携し、事業者向けにアドバイザーの派遣やセミナーを開催することで、再生可能エネルギー導入の加速化を図ります。

さらに、木質バイオマスなどの豊かな森林資源を活用した再生可能エネルギー導入施策の推進や、次世代太陽光電池などの新たな脱炭素技術の実用化に向けた率先導入により、再生可能エネルギーの必要性を広く啓発していきます。

施策2 省エネルギー活動の促進

市民一人ひとりの脱炭素型ライフスタイルへの移行を推進するため、設備・機器や建物の省エネルギー化と、ZEHやZEBの普及促進に取り組んでいます。

(1) 令和5年度の実施状況

ア 低炭素ライフスタイルの推進

具体的事業	環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換
事業の概要	節電・省エネ行動の実践を通じ、省エネルギー型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促すための情報発信等を行う。
R5 取組状況	<p>①デコ活啓発事業を実施しました。主な取組は以下のとおりです。</p> <p>○「未来へSwitch! エコカー試乗会&展示会」の開催 2050年脱炭素社会の実現に向け、次世代自動車（電気自動車や燃料電池自動車など）の普及促進のため、次世代自動車の試乗会や展示会、脱炭素関連ブースの出展を行いました。 日時：令和6(2024)年1月28日(日) 午前10時～午後4時30分 会場：アリオ橋本（相模原市緑区大山町1-22）</p> <p>○EVでおもてなし「未来へSwitch! ゼロカーボンさがみはらドライブマップ」 日産自動車株式会社と連携し、環境に配慮した電気自動車（EV）で津久井地域の店舗や温泉施設等を訪れた際、特別な「おもてなし」が受けられる情報をまとめた『未来へSwitch! ゼロカーボンさがみはら ドライブマップ』を発行しました。 発行日：令和6(2024)年2月1日(木) 発行部数：11,300部</p> <p>○「未来へSwitch!ゼロカーボンさがみはら」ロゴマークの普及啓発 令和4(2022)年4月に運用を開始した「未来へSwitch!ゼロカーボンさがみはら」のロゴマークを広く周知するため、横断幕の掲出やイベント等での啓発活動を行いました。 ・横断幕・懸垂幕の掲出：本庁舎、相模大野駅、緑区合同庁舎、南区合同庁舎、津久井まちづくりセンター ・マグネット広告：公用車のEV車、ハイブリッド車、塵芥車（通年） ・のぼり旗の掲出：イベント等</p> <p>○脱炭素型ライフスタイルの普及啓発 ・広報さがみはら10月1日号特集記事での周知・啓発 ・「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーンポスターの掲出（九都県市で連携して実施）：市内の市立小・中学校、各公共施設（まちづくりセンター、公民館等） ・COOL CHOICE 啓発動画の放映：本庁舎（12月1日～28日） ・省エネ・節電を呼びかける庁内放送の実施：本庁舎本館・第1別館、職員会館、あじさい会館、ウェルネスさがみはら、エコパークさがみはら（4月6日～8月31日） ・ノベルティグッズ（シードペーパー）の配布による普及啓発：イベント等</p> <p>②九都県市で連携し「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーン 「省エネ家電買替キャンペーン」・「高効率給湯器買替キャンペーン」での省エネ節電に関する啓発活動を実施しました。</p>

具体的事業	脱炭素キャッチフレーズ・ロゴマークの活用
事業の概要	相模原市の脱炭素に関する取組を表すキャッチフレーズ・ロゴマークを活用し、脱炭素の普及に向けて取り組む。
R5 取組状況	<p>多様な地球温暖化対策の取組の「見える化」を目的に作成した「未来へSwitch! ゼロカーボンさがみはら」のロゴマークを啓発等に活用するとともに、ロゴマークの使用を希望する者に対して使用承認をし、脱炭素の普及に向けて取り組みました。</p> <p>【使用承認数】2件</p> 

イ 設備・機器や建築物の省エネルギー化の促進

具体的事業	公共施設におけるLED照明の導入
事業の概要	電気使用量の削減を図るため、市施設において改修や新設にあわせてLED照明を導入する。
R5 取組状況	市施設において改修や新設にあわせてLED照明を導入しました。

具体的事業	中小規模事業者の排出削減に向けた仕組みづくり（計画書制度）
事業の概要	市地球温暖化対策推進条例（現さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例）に基づき、事業者自らがCO ₂ 削減目標の達成に向けて取り組む3年間の計画を作成し、市へ提出する「地球温暖化対策計画書制度」を運用する。
R5 取組状況	市内中小規模事業者19社から計画書の提出がありました。 (令和5(2023)年度末までの提出：延べ194件)

具体的事業	中小規模事業者の省エネ活動に対する支援 LED・省エネ機器等の導入促進、エネルギー管理システム等の普及
事業の概要	<p>①省エネアドバイザー派遣事業 事業者の省エネ対策の効率的・効果的な推進や、中小規模事業者による「地球温暖化対策計画書」の作成等に必要な助言・指導を行うため、事業者の求めに応じてエネルギー管理士等の専門家を派遣する。</p> <p>②中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金 中小規模事業者が「地球温暖化対策計画書」に基づき実施する省エネ設備等（LED・空調等）の導入に対し、その経費の一部を補助する。</p> <p>③エコアクション21相模原セミナーの開催 市内事業者を対象に、エコアクション21地域事務局かながわと協力し、「エコアクション21」の認証・登録をサポートする全5回のプログラムを実施する。</p>
R5 取組状況	<p>①省エネアドバイザー派遣を実施しました。【再掲】 【派遣件数】54社（延べ75回）</p> <p>②省エネ設備等を導入する中小規模事業者に対し、補助金を交付しました。 【補助件数】24件</p> <p>③市内事業者を対象とし、エコアクション21相模原セミナーを開催しました。 【参加事業者】3社（修了事業者2社）</p>

具体的事業	省エネ機器等の導入促進
事業の概要	エアコンや冷蔵庫など家庭で消費電力の大きい家電について、省エネ性能の高い家電製品への買替えを促進する。
R5 取組状況	九都県市で連携し「省エネ家電買替キャンペーン」を実施しました。【再掲】

具体的事業	相模原市住宅用スマートエネルギー設備等導入奨励金【再掲】									
事業の概要	住宅に太陽光発電システム、蓄電池、V2Hを導入した者、又は住宅をZEH、LCCM住宅とした者への奨励事業									
R5 取組状況	<p>以下のとおり、市民を対象に奨励金を交付しました。</p> <p>○住宅用太陽光発電システム等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象コース</th> <th>奨励金額</th> <th>交付数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ZEHコース</td> <td>150,000円</td> <td>39件</td> </tr> <tr> <td>自家消費コース</td> <td>30,000円</td> <td>166件</td> </tr> </tbody> </table>	対象コース	奨励金額	交付数	ZEHコース	150,000円	39件	自家消費コース	30,000円	166件
対象コース	奨励金額	交付数								
ZEHコース	150,000円	39件								
自家消費コース	30,000円	166件								

具体的事業	うちエコ診断や省エネルギー診断の利用拡大
事業の概要	環境省が実施する「うちエコ診断」等の普及啓発を行う。
R5 取組状況	市ホームページでの普及促進を実施しました。

具体的事業	省エネ機器更新促進補助金（市民用）
事業の概要	家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び温室効果ガス排出量の削減につなげることを目的に、省エネ性能に優れた機器への買い替えに係る費用の一部を補助する。
R5 取組状況	次のとおり、補助金を交付しました。 【対象となる省エネ機器】 （12品目） ・エアコン ・テレビ ・照明器具(電球を含む) ・電気冷蔵庫 ・電気冷凍庫 ・電気便座 ・エコキュート(電気温水機器) ・石油温水機器 ・ガス温水機器 ・ガスコンロ ・ガスオーブン ・ガストーブ 【補助件数】 8,736 件 【補助金額】 354,748,000 円

（２）今後の方向性

省エネルギー活動の推進は、脱炭素社会の実現に不可欠であるだけでなく、高騰するエネルギーコストを下げる意味でも重要な取組となります。こうしたことから、家庭での省エネルギー設備の導入と、事業者による省エネルギー設備への更新を促進する施策を実施していきます。

また、脱炭素社会実現に向けた具体的な取組を行う事業者を増やしていくため、エコアクション21など、環境マネジメントシステムの活用を図ります。

更に、エネルギー消費量の「見える化」による意識付けと行動変容を促す新しい施策に取り組むとともに、取組の成果に対するインセンティブや家庭・事業所への活動支援の充実など、徹底した省エネルギー対策によるライフスタイル・ビジネススタイルの脱炭素化を図ります。

施策3 低炭素型まちづくりの推進

脱炭素型の都市の形成を進めるとともに、自動車交通の電動化の普及促進に取り組むとともに、脱炭素化を実現したネット・ゼロ・エネルギー・タウンの実現を見据えた新しいまちづくりに取り組んでいます。

(1) 令和5年度の取組

ア 低炭素型の都市の形成

具体的事業	市内照明施設のLED化・高効率化の促進
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・商店会などが所有する街路灯の高効率化を促進するため、LED等への転換に対する支援を行う。 ・市が管理するLED防犯灯の設置及び維持管理を行う。
R5取組状況	<p>LED防犯灯の設置及び維持管理を行いました。</p> <p>【令和5(2023)年度設置数】268灯</p> <p>【令和5(2023)年度末市管理灯数】50,580灯</p>

具体的事業	公共交通を基幹とした交通基盤の整備等
事業の概要	<p>鉄道・バス等公共交通の維持・確保や地域の実情に応じた持続可能な移送手段の確保を目指します。</p>
R5取組状況	<p>○「相模原市総合都市交通計画」の推進</p> <p>今後見込まれる人口減少や超高齢社会の到来、IoT技術の進展のほか、リニア中央新幹線の市内駅設置など、本市を取り巻く社会情勢が大きく変化してきていることから、令和4(2022)年3月に策定した「相模原市総合都市交通計画」に基づき、鉄道や路線バスなどの公共交通中心の持続可能な交通体系の確立を図る取組を推進しました。</p> <p>○コミュニティ交通対策事業</p> <p>交通不便地域（鉄道駅等から1km、バス停留所から300m圏域外等）を対象に、公共交通以外に移動手段がない方の生活交通を確保するため、コミュニティバスを2路線、乗合タクシー等を5地区で運行するとともに、津久井地域における生活交通対策として、生活交通維持確保路線10路線12系統に対し赤字補填を行い、路線を維持しました。</p>

具体的事業	サイクルアンドバスライドの普及促進
事業の概要	バス停留所やバスターミナル周辺における自転車駐車場の充実を図り、環境にやさしい自転車とバス交通の相互利用を促進する。
R5 取組状況	市内の主なバス停留所・バスターミナル周辺に無料の自転車駐車場（10箇所、収容台数 458 台）を設置し、サイクルアンドバスライドを推進しています。

具体的事業	安全で快適な歩行者・自転車通行環境の構築 自転車駐車場の充実
事業の概要	市内の幹線道路を中心とした自転車通行環境ネットワークの形成を図り、自転車道等の整備・拡充及び危険箇所等における歩行者・自転車の通行区分を明確化する。
R5 取組状況	<p>○安全で快適な歩行者・自転車通行環境の構築</p> <p>自転車通行環境について、地元調整、設計、整備を行いました。</p> <p>【整備完了箇所】 市道寿橋通 500m 県道 51 号町田厚木 380m</p> <p>○自転車駐車場の充実</p> <p>JR 相模線沿線駅周辺無料自転車駐車場について、利用しやすい施設への改善と併せた有料化の検討を公益財団法人自転車駐車場整備センターと連携して行いました。</p>

具体的事業	都市緑化の推進
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣、屋上・壁面・駐車場緑化に取り組む市民などに対し、（公財）相模原市まち・みどり公社と連携して、経費の一部を助成する。 ・街路樹、道路植栽を設置する。
R5 取組状況	<p>○生垣、屋上・壁面・駐車場緑化に対する奨励</p> <p>生垣設置、屋上・壁面・駐車場緑化に取り組む市民などに対し、（公財）相模原市まち・みどり公社と連携して、奨励金を交付し、駐車場緑化設置面積が 75.4 m²増加しました。</p> <p>【奨励実績】 生垣設置総延長 38m 屋上緑化・壁面・駐車場緑化設置総面積 37.4 m²</p> <p>○街路樹、道路植栽の設置</p> <p>道路事業の性質上、用地買収等の進捗や工期により、事業進捗に変動が生じるため、令和 5(2023)年度内に植栽帯の整備が完了した箇所はありませんでした。</p>

具体的事業	市民との協働による緑地の保全・活用
事業の概要	市が管理する緑地などにおいて、地域住民による清掃活動等を支援する。
R5 取組状況	森づくりパートナーシップ推進事業では6団体により40.0haの保全活動を、街美化アダプト制度では28団体により35箇所71.15haの維持管理をそれぞれ行っています。

イ 自動車交通の低炭素化の促進

具体的事業	次世代自動車の普及促進
事業の概要	補助制度を強化・活用し、次世代自動車の普及を促進する。
R5 取組状況	燃料電池自動車(FCV)を導入した者に対し、奨励金を交付しました。 【交付金額】300,000円 【交付台数】3台

具体的事業	アイドリングストップ機能付ノンステップバスの導入促進
事業の概要	バス事業者に補助金を交付することにより、燃費が良く、乗降しやすい車両の導入による利便性の向上を図ることで、マイカー等からバスへの転換を促す。
R5 取組状況	市内の営業所におけるアイドリングストップ付きノンステップバス車両の導入を促進し、令和6(2024)年4月1日時点で126台(53.8%)の保有台数を維持しています。

具体的事業	交通需要マネジメント(TDM)による道路交通の円滑化
事業の概要	自動車利用者の交通行動の変更(時間、経路、手段、利用の方法・発生源の調整等)を促すことによって自動車利用の抑制を図る。
R5 取組状況	県道52号の交通需要マネジメントの取組に向けて、庁内ワーキンググループを設立し、施策の検討を実施しました。

具体的事業	エコドライブの普及
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・九都県市及び関係機関等と連携して、広報活動を実施する。 ・市内のイベント等において、エコドライブシミュレーターを用いたエコドライブ体験等による啓発活動を実施する。
R5 取組状況	市内のイベントにおいて、エコドライブシミュレーターによるエコドライブ体験、啓発動画の放映、啓発品の配布等を行いました。また、九都県市の取組みとして、ラジオ放送やトレインチャンネル(電車内動画広告)及びシネアド(映画CM)での啓発を行いました。

具体的事業	カーシェアリングの普及
事業の概要	過剰な自動車利用を抑制するため、カーシェアリングの普及啓発により自動車保有台数の削減を促す。
R5 取組状況	南区合同庁舎の敷地内において、市が公用車として使用しない閉庁日には市民の方も気軽に利用できるEVによるカーシェアリングサービスを開始しました。

ウ 将来を見据えたまちづくり

具体的事業	市内の拠点間を結ぶ幹線道路のネットワークの構築
事業の概要	幹線道路のネットワークの整備により、自動車交通の移動距離の短縮や走行速度の向上を図る。
R5 取組状況	幹線道路での道路の拡幅、交差点改良及び歩道の整備を実施しました。

具体的事業	環境に配慮したまちづくりの推進
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 橋本駅南口地区(リニア中央新幹線神奈川県駅(仮称)周辺)や相模原駅北口地区(相模総合補給廠一部返還地)など将来を見据えた大規模なまちづくりの検討に併せて、地域内の建物の脱炭素化、スマートシティ及び防災面にも有益な分散型電源の導入によるエネルギーの地産地消など、効率的なエネルギーシステムについて検討を行い、地区全体で脱炭素化を目指す脱炭素型まちづくりを推進します。 温対法第21条第5項各号の規定及び法令で定める配慮基準に基づき、本市の都市部や中山間地域のそれぞれの地域特性を踏まえた地域脱炭素化促進事業の対象となる区域の指定及び地域脱炭素化促進事業の推進について検討します。
R5 取組状況	<p>○橋本駅周辺のまちづくり 令和5(2023)年11月に「相模原市リニア駅周辺まちづくりガイドライン」の策定を行い、脱炭素化の推進や循環型社会の実現など、環境の視点を踏まえた「まちづくりの誘導方針」を定めました。</p> <p>○相模原駅周辺のまちづくり 令和5(2023)年3月に相模原駅北口地区土地利用計画の方向性を取りまとめ、引続き、脱炭素の観点も踏まえながら、土地利用計画の策定に向けて検討を進めました。これまでの検討を深度化させるため、専門分野の有識者等による脱炭素型まちづくりをテーマとしたワーキングを実施し、建物のZEB・ZEH化や市域の再生可能エネルギーの活用など、実現性を踏まえた具体的な検討に取り組みました。</p>

エ 水素エネルギーの利用促進

具体的事業	燃料電池自動車（FCV）購入奨励金【再掲】
事業の概要	燃料電池自動車を購入した市民・事業者に対して奨励金を交付することにより、次世代クリーンエネルギー自動車の普及促進を図る。
R5 取組状況	燃料電池自動車（FCV）を導入した者に対し、奨励金を交付しました。 【交付金額】 300,000 円 【交付台数】 3 台

具体的事業	水素ステーションの整備促進
事業の概要	市内への定置式水素ステーションの誘致や移動式水素ステーションに対する運営支援により、水素ステーションの整備を促進します。
R5 取組状況	燃料電池自動車の走行に必要な水素を充填するための設備を搭載したトラック型ステーションの設置を支援し、市内 1 箇所移動式水素ステーションが稼働しています。 また、相模原市の補助により、定置式水素ステーション「イワタニ水素ステーション相模原中央」が設置されています。

（２）今後の方向性

都市の形成や交通政策における総合的な脱炭素の取組は、都市全体のエネルギーマネジメントや、計画的な都市緑化など、スケールメリットを生かした効果的な取組が実施可能な分野です。引き続き、橋本駅周辺や相模原駅周辺など、将来を見据えた大規模な開発の検討に併せて、脱炭素型のまちづくりの推進に向けた検討を行います。再生可能エネルギーの導入、歩行者・自転車にやさしいまちづくりの推進、次世代クリーンエネルギー自動車（CEV）の普及促進などの取組を進めるとともに、各取組が相互に関係し、脱炭素化の取組を通じて暮らしやすさにつながるまちづくりを推進していきます。

施策4 いきいきとした森林の再生

水源かん養や生物多様性の保全等公益機能を有するのみならず、二酸化炭素の吸収源となる森林資源は地球温暖化対策を推進する上で欠かすことのできない要素です。健全な森林の保全・育成と、木材の利用拡大に取り組んでいます。

(1) 令和5年度取組状況

ア 健全な森林の保全と育成

具体的事業	水源の森林づくり事業の推進
事業の概要	協力協約事業による森林整備を促進します。
R5 取組状況	<p>水源地域の森林を保全し、水を安定的に確保するため、自ら森林整備を行う森林所有者と市が協力協約を締結し、間伐・枝打ち等の整備支援を行いました。</p> <p>【協力協約（間伐・枝打）】 25.28ha 【協力協約（作業路整備）】 784.70m 【新規協力協約確保地】 3.07ha</p> <p>※「水源環境保全税」を活用した事業</p> <p>間伐・枝打：県8割+市2割 作業路整備：県9割（個人負担1割, 市負担無） 新規協力協約確保：県10割（市負担無）</p>

具体的事業	私有林・市有林整備事業
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・私有林の整備を進めるため、森林環境譲与税を活用した森林の整備を図るとともに、適切な森林管理の支援を行います。 ・市有林の間伐や枝打ちなどの森林管理を推進します。
R5 取組状況	<p>水源地域の森林を健全で活力ある状態に保持するため、森林環境譲与税や水源環境保全税を活用し、津久井地域での間伐・枝打ち等を行いました。</p> <p>○私有林整備 【協力協約（間伐・枝打）】 25.28ha 【地域水源林分】（間伐・枝打） 1.30ha 【協力協約（作業路整備）】 784.70m 【新規協力協約確保地】 3.07ha</p> <p>○市有林整備 【森林整備（間伐・下刈）】 8.17ha 【作業路整備】 850m 【整備区域箇所調査】 10.64ha</p>

具体的事業	管理された森林の活用方策の検討
事業の概要	木材の多様な利用を図るため、市民・事業者と連携して、管理された森林の有効活用に向けた検討を行います。
R5 取組状況	さがみはら津久井産材の知名度の向上や流通の活性化を図るため、さがみはら津久井産材利用拡大協議会における産地証明制度の運用支援を行う等、さがみはら津久井産材の利用拡大に係る議論の活性化を促しました。

具体的事業	多様な主体との協働による災害に強い森林整備の推進
事業の概要	市民や企業、NPO など多様な主体との連携・協働により災害に強い森林整備を円滑に進めます。
R5 取組状況	「さがみはら森林情報館」により、本市の森林の現状や課題、森林が持つ公益的機能、市内の木材を使った商品など、森林に関する様々な情報を提供しました。

具体的事業	市民が森林と触れ合う機会の創出
事業の概要	市有林や財産区有林などを活用した「市民の森」の整備や森林に関する出前講座など、市民が森林と触れ合う多様な機会の創出を促進する。
R5 取組状況	市有林等を活用した市民の森の整備は、石老山大明神展望台周辺の樹木の伐採を行い、景観の改善を実施しました。 また、市民の森を活用した森林体験等の実施については、東日本台風やコロナ等の影響により体制等の整備に時間を要していることから、それに代わる取組として、市との協働事業(里山保全・再生と活用のモデル検討事業)により、緑区根小屋の「つちざわの森」でNPO 法人が実施する森林体験イベント等を支援しました。これにより、水源地域の森林を守り、育てる体験を通じて、自然環境に対する意識の醸成や林業への理解の促進等を図ることができました。

具体的事業	木材の利用拡大									
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の木造化、住宅や家具などへのさがみはら津久井産材の利用など地産地消を促進する。 ・木材の利用拡大に向けて、事業者等と連携し、木材の多様な利用のための商品開発などを促進する。 									
R5 取組状況	<p>令和4(2022)年度同様さがみはら津久井産材の利用拡大を目的として、不特定多数の利用が見込まれる「民間施設」の木造化・木質化や、さがみはら津久井産材を利用した住宅づくりに対する補助を実施しました。</p> <p>【さがみはら津久井産材利用拡大協議会】 1,200 千円 【さがみはら津久井産材利用促進等事業補助金】 8,848 千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共的建築物</td> <td>2 件</td> <td>6,848 千円</td> </tr> <tr> <td>家づくり</td> <td>6 件</td> <td>2,000 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>さらに、さがみはら津久井産材の普及啓発を目的として「さがみはら津久井産材利用拡大協議会」と、さがみはら津久井産材等普及啓発事務委託契約を締結し、市内外へのイベントの出展、つくいのきステッカーの作成、トートバッグやワークキャップ等の作成、さがみはら津久井産材 PR フリーペーパーの配架などを行いました。</p>		件数	補助額	公共的建築物	2 件	6,848 千円	家づくり	6 件	2,000 千円
	件数	補助額								
公共的建築物	2 件	6,848 千円								
家づくり	6 件	2,000 千円								

具体的事業	木材の安定供給体制の構築に向けた取組
事業の概要	路網整備の推進や施業集約化の推進、林業の担い手育成等の促進を通じ、木材搬出を促進する。
R5 取組状況	<p>○路網整備の推進 [45,689 千円]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理及び令和元年東日本台風被害の修繕等 <p>○施業集約化の推進 [690 千円]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備地域活動支援交付金 <p>※交付事業体数：1 事業体</p> <p>○林業の人材・担い手の育成</p> <p>市内の林業を将来にわたって担う人材の育成や担い手の確保を目的として、林業事業体の育成、新規就業者への支援、就業者の定着支援を目的とした「さがみはら林業の人材育成・担い手の確保事業補助金」を交付しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さがみはら林業の人材育成・担い手の確保事業補助金 2,063 千円 <p>申請事業体数 6 事業体 (延べ人数：32 人)</p>

(2) 今後の方向性

令和5(2023)度においては、水源地域の森林を保全し、良質な水を安定的に確保するため、森林所有者に間伐・枝打ち等の整備支援を行うなど、森林整備を進めてきました。

今後についても、さがみはら森林ビジョンにおける森林の将来像の実現に向けて、引き続き計画的・効率的な森林整備に取り組みながら、周辺自治体との広域的な連携により水源環境の保全を図ります。また、脱炭素社会の実現に向け、人工林の計画的な主伐と若返りを図る「資源循環」の取組を検討するとともに、さがみはら津久井産材の利用拡大など、森林資源の活用を促進します。

施策5 気候変動適応策の推進

地球温暖化を起因とする気候変動のもたらす影響が、誰もが直面する危機であるという認識を共有し、温室効果ガスの排出抑制、自然災害や健康被害などの対策に取り組み、気候変動に強いまちづくりに取り組んでいます。

(1) 令和5年度の実施状況

ア 気候変動に強いまちづくり

具体的事業	農業(水稲・果樹・病害虫・生産基盤)に関する対策
事業の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 農業への影響等の情報収集・共有を行う。・ 高温障害対策のため機械・設備の導入や豪雨等による被害対策など、農業の安定的な発展に向けた経済的支援を行う。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none">・ 農業への影響等の情報収集・共有を行いました。・ 豪雨による被害を未然に防ぐため、農業用の排水路等の改修整備を行い被害リスクの低減を図りました。また、豪雨により被害を受けた農地・農業用施設の復旧事業を行いました。

具体的事業	水資源(水供給)に関する対策
事業の概要	省エネルギー対策の一環として、こまめな節水、雨水タンクの利用、節水型トイレ、節水型シャワーヘッドへの交換等の節水に関する普及啓発を行う。
R5 取組状況	地球温暖化対策普及啓発事業の一環として、水資源(水供給)に関する対策の啓発を行いました。

具体的事業	<p>浸水（内水）ハザードマップの公表</p> <p>洪水ハザードマップの公表</p> <p>ハザードマップの活用</p>
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨による内水氾濫を想定した浸水区域を設定し、当該区域や避難所、水害に関する知識等を記載した浸水（内水）ハザードマップを公表する。 ・相模川、境川等の河川氾濫については、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき、浸水想定区域や、避難所、風水害時避難場所、水害に関する知識等を記載した洪水ハザードマップを公表する。 ・浸水（内水）ハザードマップ及び洪水ハザードマップを活用し、日頃から大雨による被害対策や避難行動についての理解の促進を図る。
R5 取組状況	<p>○浸水（内水）ハザードマップの公表</p> <p>浸水（内水）ハザードマップにより、居住する地域の内在する危険性を周知し、浸水（内水）による被害の最小化を図るため、HP にて公開、窓口や配布及びまちかど講座で説明等を行いました。</p> <p>○洪水ハザードマップの公表</p> <p>想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域を示した洪水ハザードマップを各区役所行政資料コーナーでの配架やホームページでの公表等により、広く市民に周知しました。</p> <p>○ハザードマップの活用</p> <p>日頃から大雨による被害対策や避難行動についての理解の促進を図るため、浸水（内水）ハザードマップ及び洪水ハザードマップを活用したマイ・タイムラインの作成について普及啓発を行うとともに、居住する地域の内在する危険性を周知し、浸水（内水）及び洪水による被害の最小化を図りました。</p>

具体的事業	雨水排水施設の整備
事業の概要	雨水管、雨水浸透ます等の雨水排水施設の整備を進める。
R5 取組状況	雨水管の整備、改修及び雨水浸透ますの設置促進を実施しました。

具体的事業	河川の改修
事業の概要	河川の氾濫による浸水被害の軽減及び解消のため、河川改修を進める。
R5 取組状況	道保川、姥川の改修事業を進めました。

具体的事業	土砂災害ハザードマップの公表 ハザードマップの活用
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県による土砂災害警戒区域等の指定状況に応じ、当該区域や避難所、風水害時避難場所、土砂災害に関する知識等を記載した土砂災害ハザードマップを公表する。 ・土砂災害ハザードマップを活用し、警戒避難体制の整備、実践的な防災訓練等の促進を図る。
R5 取組状況	<p>○土砂災害ハザードマップの公表 土砂災害ハザードマップを各区役所行政資料コーナーでの配架やホームページでの公表等により、広く市民に周知しました。</p> <p>○ハザードマップの活用 日頃から土砂災害による被害対策や避難行動についての理解の促進を図るため、土砂災害ハザードマップを活用したマイ・タイムラインの作成について普及啓発を行うとともに、居住する地域の内在する危険性を周知し、土砂災害による被害の最小化を図りました。</p>

具体的事業	森林の保全
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・水源の森づくりエリア内における私有林の所有者と協力協約を締結し、間伐・枝打ちなどの適切な森林管理の支援を行う。【再掲】 ・私有林の所有者と協力協約を締結し、間伐・枝打ちなどの適切な森林管理の支援を行う。【再掲】 ・市有林の間伐・枝打ちなどの適切な森林管理等を行う。【再掲】
R5 取組状況	<p>森林の持つ公益的機能の向上のため、以下の事業を実施しました。【再掲】</p> <p>○水源の森林づくり事業 水源地域の森林を保全し、水を安定的に確保するため、自ら森林整備を行う森林所有者と市が協力協約を締結し、間伐・枝打ち等の整備支援を行いました。</p> <p>【協力協約（間伐・枝打）】 25.28ha 【協力協約（作業路整備）】 784.70m 【新規協力協約確保地】 3.07ha</p> <p>○市有林整備事業（「水源環境保全税」を活用） 水源地域の森林を健全で活力ある状態を保持するため、津久井地域での間伐・枝打ち等を行いました。</p> <p>【森林整備（間伐）】 5.68ha 【作業路整備】 500m 【整備区域箇所調査】 10.64ha</p>

具体的事業	熱中症に関する普及啓発
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症を予防するため、ポスターやリーフレット、市ホームページ、広報紙等による市民への注意喚起及び予防・対処法の普及啓発を行う。 ・気象庁から熱中症警戒アラート等が発表された際には、防災メール等により注意喚起を行う。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・九都県市で連携して SNS 等を活用した広報を実施しました。 ・クールビズの普及促進を行いました。 ・広報さがみはら、市ホームページ、SNS 等を活用して市民に対し、熱中症予防について周知しました。 ・熱中症警戒アラート発表時に、防災無線や市ホームページ等を活用し、市民に周知しました。 ・熱中症啓発資料を窓口等に配架し、熱中症予防の周知をしました ・市主催事業において、関係者や参加者に対して、熱中症予防の周知をしました。

具体的事業	感染症に関する対策
事業の概要	<p>平均気温の上昇により、感染症を媒介する節足動物の生息状況等に変化が見込まれ、これらが媒介する感染症(デング熱等)の感染リスクが高まるおそれがあることから、「蚊媒介感染症マニュアル」を策定し、患者未発生時から情報収集や検査体制の整備を行い、必要に応じて市民への注意喚起及び予防・対処法の普及啓発を行う。</p>
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・検査体制を維持すると共に、情報収集に努め、ホームページを活用して市民への注意喚起を促しました。 ・デング熱等への感染を未然に防ぐため、ポスター掲示や市ホームページ等に感染予防に関する情報(症状、予防方法、対処法等)を掲載し、普及啓発や注意喚起を行いました。

具体的事業	光化学オキシダントに関する対策
事業の概要	<p>光化学スモッグ注意報発令時の市民への周知及び注意喚起を実施する。</p>
R5 取組状況	<p>令和 5 (2023) 年度は相模原市内において、光化学スモッグ注意報は 2 回発令されました。また、発令された際には、市民への迅速な情報提供を行いました。</p>

具体的事業	生態系の保全
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全用地購入事業による緑地の公有地化 ・首都圏近郊緑地保全区域等の維持管理及び市民協働による緑地の保全 ・保存樹林・樹木の所有者への維持管理に係る支援による保全 ・里地里山及び水辺環境の保全 ・河川美化活動の実施
R5 取組状況	<p>○市街地における生物生息環境の保全・創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助制度を活用した緑地の公有地化（0.66ha）を行いました。 ・特別緑地保全地区・市民緑地等の維持管理を計画どおり実施しました。 ・枯損木を中心に倒木等の恐れのある樹木を伐採し、ナラ枯れ等防除対策として伐倒くん蒸処理を実施しました。 ・保存樹木の保全に関しては、保存樹木の2本が指定、2本が解除となりました。 ・保存樹林の保全に関しては、2箇所が解除となりました。 <p>○里地里山及び水辺環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「小松・城北」里山をまもる会及び「NPO 法人篠原の里」の活動支援を行いました。 ・広田小学校の里山体験学習（大豆の種まき及び収穫、竹細工作成等）を実施しました。 ・青野原元気村、三ヶ木ホテル保存会、牧野元気創生会、上河原たすきの会及び阿津川蛍の会へ財政支援を実施しました。 <p>○河川美化活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模川クリーン作戦、境川クリーンアップ作戦及び道志川美化活動を実施しました。 [相模川クリーン作戦参加者：2,163名] [境川クリーンアップ作戦参加者：1,225名] [道志川美化活動参加者：10名] ・河川美化活動を実施する個人や団体に対して、相模川を愛する会として、清掃道具の貸出しや、回収したごみの処分等の支援を行いました。 [支援団体：12団体（延べ69名）]

具体的事業	分布域等のモニタリング
事業の概要	生物の生息・生育分布のために市民と協働してモニタリング調査を行う。
R5 取組状況	令和5（2023）年の生物モニタリング調査結果の集約、公表を行いました。

具体的事業	緑化の推進【再掲】
事業の概要	生垣、屋上・壁面・駐車場緑化に取り組む市民などに対し、（公財）相模原市まち・みどり公社と連携して、経費の一部を助成する。
R5 取組状況	助成等を実施し、生垣設置総延長は 38m、屋上緑化・壁面・駐車場緑化設置総面積は 37.4 m ² となりました。

具体的事業	歩道における透水性舗装の整備
事業の概要	風水被害の軽減・解消のため、雨水排水施設の整備【再掲】、一時貯留や流出抑制のための浸透施設の整備などを推進する。
R5 取組状況	雨水の流出抑制や地下水のかん養等を図るため都市計画道路等の新設・改良において、歩道の透水性舗装を積極的に推進しました。

具体的事業	大気、水質等のモニタリング
事業の概要	大気汚染物質等の常時測定をするとともに市内の河川及び湖沼における水質の測定を実施する。
R5 取組状況	市内の大気常時監視測定局において、気温の測定をするとともに、市内の河川等における水質を測定しました。 大気：市内 7 箇所の測定局で測定を実施しました。 水質：市内 23 地点で測定を実施しました。

具体的事業	適応策に関する普及啓発
事業の概要	気候変動による影響や適応策の取組について、地球温暖化対策に関する各種イベント等を通じ普及啓発や情報発信を行う。
R5 取組状況	気候変動適応関東広域協議会に参加したほか、適応策に関する普及啓発用のパンフレットを各種イベントで配布するとともに、情報発信を行いました。

（2）今後の方向性

気候変動による豪雨や猛暑などの自然災害や熱中症などの健康被害から市民等の生命と安全を守るため、適応策についての啓発活動を積極的に行います。特に熱中症については、「改正気候変動適応法」が令和5(2023)年4月に成立し、熱中症特別警戒情報の周知やクールシェアなど新たな施策の検討（熱中症対策の一層の強化）を行い、令和6(2024)年度より実施していきます。

また、脱炭素社会の実現に寄与する観点を踏まえながら、気候変動の影響による被害が最小化され、自然災害に対して早期に復旧することが可能となる持続可能な社会の構築に向けて取り組めます。

基本目標 2

資源循環の推進 ～ともしつくる資源循環都市～

[関連する環境分野の個別計画：第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画]

【目指す姿】

4R（Refuse(リフューズ、発生抑制)、Reduce(リデュース、排出抑制)、Reuse(リユース、再使用)、Recycle(リサイクル、再生利用))を推進し、循環型社会の実現を目指します。

【関連するSDGsのゴール】



1 基本目標の達成の目安となる指標

指標 [算定式]	基準値 (年度)	R2(2020) 実績	R3(2021) 実績	R4(2022) 実績	R5(2023) 実績	中間目標 R5(2023)	最終目標 R9(2027)
ごみ総排出量 (t/年) [市内の1年間の ごみ総排出量]	227,222 (H29(2017))	225,648	218,857	213,946	206,394 	213,054t /年以下 *1	200,000t /年以下 *2
最終処分量 (t/年) [一般廃棄物最終 処分場の1年間 の埋立量]	21,796 (H29(2017))	20,947	18,836	19,413	19,444 	19,224t /年以下 *1	18,000t /年以下 *2

*1 再設定した最終目標の達成を見据えた目安値

*2 計画改定に伴い再設定した最終目標値

2 現状(指標の達成状況等)

令和5(2023)年度のごみ総排出量は、206,394t(家庭系ごみ実績量：119,905t、事業系ごみ実績量：49,820t、資源実績量：36,669t)となりました。

令和5(2023)年度は、家庭系ごみ・事業系ごみ・資源の全ての実績量が減少しました。(家庭ごみ：△3,898t、事業系ごみ：△2,419t、資源：△1,235t)

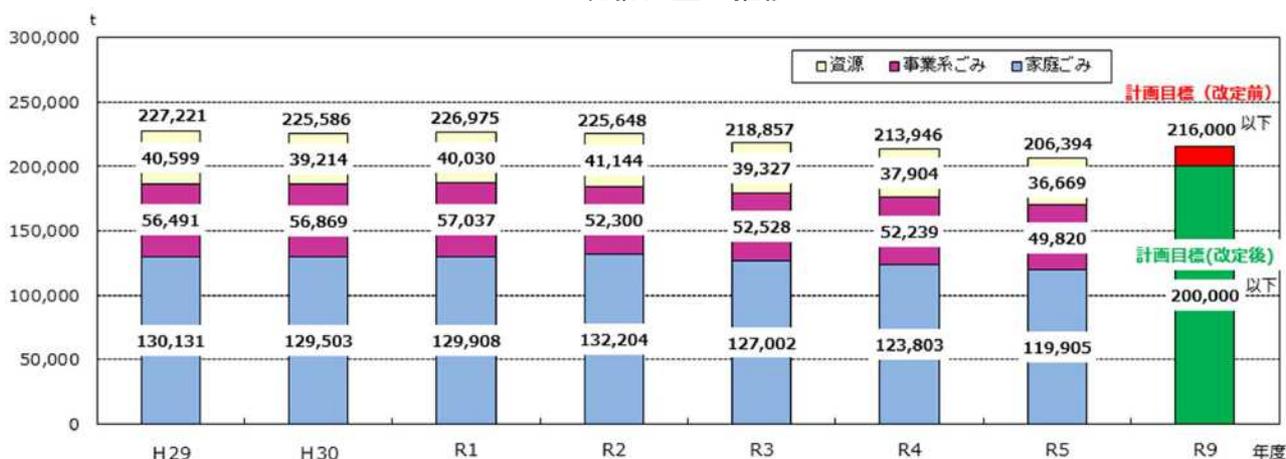
家庭系ごみや資源の減少は、4Rの周知啓発によりごみの分別意識等が浸透してきたことや、新型コロナウイルス感染症の影響の減少に伴い、巣ごもり需要が減少したことや物価高による買い控え等によるものと推測されます。

事業系ごみについては、原材料価格の高騰や円安の進行に伴う物価高騰等により影響を受けているものと推測されます。

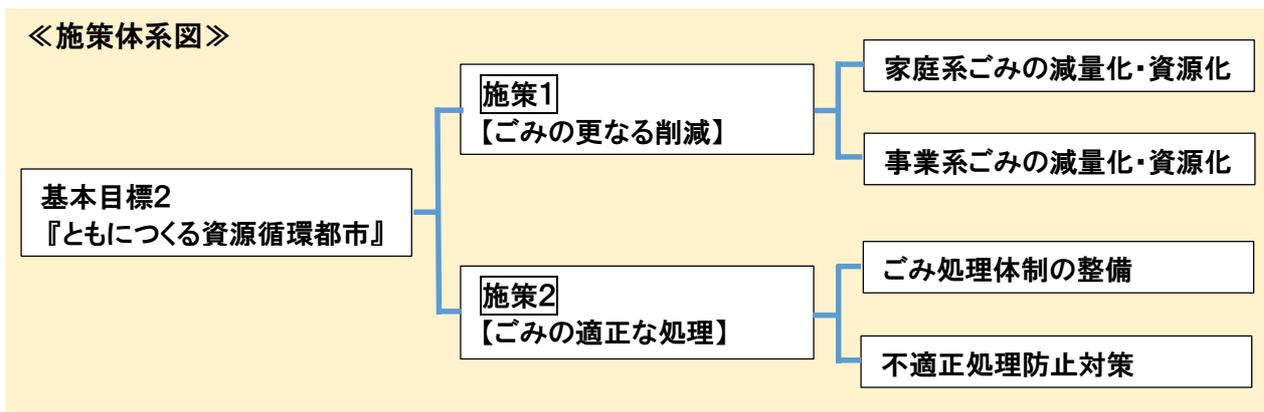
また、令和5（2023）年度の最終処分量は、19,444 tとなり、令和4（2022）年度と比べて31 tの増加となりました。これは、ごみ総排出量は減少していますが、清掃工場の運転状況を変動させることで、アルミ等の資源回収率や発電量にどのくらい影響があるのか試験を行ったため、最終処分量が一時的に増加したものです。

今後も、引き続き、ごみの総排出量の更なる削減とともに、熔融スラグの有効活用を進めることが必要です。併せて、今後のごみ処理を安定的に継続するために、清掃工場や最終処分場などの整備・改修を計画的に進めていく必要があります。

ごみ総排出量の推移



3 施策の取組状況と今後の方向性



施策1 ごみの更なる削減

ごみを減量化・資源化してくためには、「ごみを発生させない」という視点から、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしていく必要があります。今後、循環型社会への移行を加速するため、これまでの「4R」を更に推し進めたライフスタイルやビジネススタイルの定着を目指し、各種事業に取り組んでいます。

(1) 令和5年度 of 取組状況

ア『家庭系ごみの減量化・資源化』

具体的事業	食品ロス削減のPR活動 食品ロス削減のための講座の開催 「水切り」の促進
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・広報さがみはら及び市ホームページを活用し、「水切り」やリメイクレシピ等を身近で実践できる取組を紹介する。 ・若葉まつりなどのイベントで啓発ブースを出展する。 ・外部講師による講演会やエコクッキング講座を開催する。 ・市民や学校等からの要望に応じ、生ごみ4Rアドバイザーを派遣するダンボールコンポスト講習会を開催する。 ・生ごみの4Rに関する活動に取り組む団体等を支援する。 ・食品ロス削減マッチングサービスの導入を含めた、SDGsパートナーを含めた企業やフードバンク団体等との連携を検討する。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページに食品ロス削減に関する記事及びリメイクレシピを掲載しました。 ・イベント等にブースを計18回出展し、6,533名に啓発を実施しました。 ・東京家政学院大学 名誉教授 上村 協子氏を講師に招き、オンライン講演会としてさがみはらチャンネル内で講演動画を公開しました。 ・生ごみ4Rアドバイザー派遣 派遣回数 10回 (令和5(2023)年度生ごみ4Rアドバイザー登録人数：4名) ・生ごみの4R活動に取り組む団体等に対する助成制度がありますが、申請はありませんでした(3年度連続の申請無し。)。また、生ごみ4R推進事業について見直しを行い、当該助成制度は令和5(2023)年度末で終了することとしました。 ・民間事業者と事業実施に向けた情報交換を実施しました。

具体的事業	生ごみ処理容器の利用促進
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理容器を購入し設置する者に対し、購入費用の一部を助成する。 ・助成制度利用者に、アンケート調査を実施して、利用状況を把握する。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・次のとおり生ごみ処理容器の購入者に助成金を交付しました。 なお、予算の上限に達したため、9月に申請の受付を停止しました。 ○対象容器：家庭から排出される生ごみを減量化・資源化する生ごみ処理容器 ○対象者：市内に居住し、容器を適正に維持管理できる者 ○助成額：1台につき購入金額の2分の1以内（100円未満切捨て）、 限度額20,000円（1世帯につき1台まで、コンポスト化容器は2台まで） ○助成台数：電動処理機 206台 コンポスト 44台 ・平成30(2018)年度～令和4(2022)年度の助成制度利用者にアンケート調査を実施しました。

具体的事業	市内の循環に向けたフードドライブの推進									
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設での食品の受け入れを継続する。 ・市内店舗が取り組むフードドライブを市ホームページで紹介する。 ・身近なフードドライブ窓口や子ども食堂などの場所が分かるマップを作成する。 ・若葉まつりなどのイベントで臨時受入ブースを出展する。 									
R5 取組状況	<p>○常時受入（令和元(2019)年10月より実施）</p> <p>受付場所：市役所本庁舎（資源循環推進課事務室）、橋本台リサイクルスクエア、麻溝台リサイクルスクエア、津久井クリーンセンター（令和3(2021)年1月より実施）、南区役所区政策課（令和4(2022)年11月より実施）、麻溝まちづくりセンター（令和6(2024)年1月より実施）</p> <p>令和5(2023)年度実績 受入件数：1,305件 受入重量：約757kg</p> <p>回収した食品はフードバンクへ提供するとともに、こども・若者未来局が主催する市内在住・在学の大学生に対する食材支援や、子育て家庭を対象とした食材支援事業にも提供しました。</p> <p>【令和5(2023)年度実績】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>提供数量</th> <th>総重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フードバンク</td> <td>2,392個</td> <td>約544kg</td> </tr> <tr> <td>学生支援</td> <td>1,256個</td> <td>約212kg</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・市内団体等が取り組むフードドライブの拠点一覧を市ホームページで紹介しました。 ・身近なフードドライブ窓口や子ども食堂などの場所が分かるマップを作成しました。 ・若葉まつりなどのイベントで臨時受入ブースを出展しました。 		提供数量	総重量	フードバンク	2,392個	約544kg	学生支援	1,256個	約212kg
	提供数量	総重量								
フードバンク	2,392個	約544kg								
学生支援	1,256個	約212kg								

具体的事業	他都市との連携による食品ロス削減に向けた取組
事業の概要	・九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会や大都市清掃事業協議会等と連携して啓発活動を実施する。
R5 取組状況	・九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会ホームページ、SNS 等による取組内容の発信や収集を実施した。また、エコプロ 2023 に出展し、キャンペーンの PR 等を実施しました。

具体的事業	マイバッグ、マイ箸、マイボトル等の利用促進 マイバッグ・マイボトル利用時の割引やポイント付与等、事業者への働きかけの強化 レジ袋削減や簡易包装導入など、事業者への働きかけの強化
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・広報さがみはら及び市ホームページで周知する。 ・冊子「ごみと資源の日程・出し方」で周知する。 ・若葉まつりなどのイベントで、カトラリーセットなどを活用し、マイバッグ等の利用促進を啓発する。 ・マイボトルの普及に向け、SDGs パートナーを含めた市内企業等との連携を検討する。 ・マイボトルの普及に向け、SDGs パートナーを含めた市内企業等との連携に向けた、働きかけを検討する。 ・レジ袋有料化を踏まえ、「相模原市レジ袋削減協力店」制度の廃止を含めた見直しを行う。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・4R の啓発の一環で、広報さがみはらにマイバッグ等を活用することを周知しました。 ・4R の啓発の一環で、冊子「ごみと資源の日程・出し方」にマイバッグ等を活用することを周知しました。 ・イベントにて 4R の周知の一環としてマイバッグの周知啓発を実施しました。 ・市内企業との連携について連携方法などの調査を実施しました。 ・マイボトルの利用促進のため、市内企業との連携について調査研究を実施しました。 ・「相模原市レジ袋削減協力店」制度を廃止しました。

具体的事業	不法投棄されたプラスチック等の環境への影響に関する情報提供
事業の概要	・プラスチックごみの環境への影響について、広報さがみはらや市ホームページで周知する。
R5 取組状況	・広報さがみはらに掲載し、周知を図りました。

<p>具体的事業</p>	<p>ごみ分別アプリ、市ホームページ、動画等の電子媒体を活用した情報発信の推進 不用品の情報交換ができる民間の電子掲示板等との連携の検討 環境に配慮した消費活動に関する情報の提供</p>
<p>事業の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市ごみ分別アプリ「シゲンジャーSearch」を随時更新する。 ・市ホームページ「家庭ごみ分別サイト」を随時更新する。 ・X（旧 twitter）「@shigenjar」を随時更新する。 ・ごみの分別及び資源化する方法を動画で作成し、映像放送を拡充する。 ・資源中間処理施設の手選別の様子を動画サイトに掲載する。 ・リユースに関する連携協定を締結している事業者が提供する、リユースサイトと市ホームページの連携を図る。 ・生ごみ処理容器を購入し設置する者に対し、購入費用の一部を助成する。（再掲） ・リーフレット「はじめよう！生ごみダイエット！」を作成する。
<p>R5 取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小型充電式電池及びボタン電池の回収マップの実装など内容を拡充しました。 ・市ホームページ「家庭ごみ分別サイト」を随時更新し、市民に分かりやすく情報を発信しました。 ・分別戦隊シゲンジャー銀河のX（旧 twitter）アカウントにてイベント等の告知の他、10月の3R推進月間においてフォローキャンペーンを実施しました。 ・ごみの減量化・資源化の周知動画について、他市の先進事例等の調査を実施しました。 ・資源中間処理施設の手選別の様子について、より効果的な市民周知方法を再検討し、4Rフェアなどのイベントで動画を放映しました。 ・市ホームページにおいて、リユースに関する連携協定を締結している事業者が提供するプラットフォームへのリンクを設置し、リユースを推進しました。 ・次のとおり生ごみ処理容器の購入者に助成金を交付しました。 なお、予算の上限に達したため、9月に申請の受付を停止しました。 ○対象容器：家庭から排出される生ごみを減量化・資源化する生ごみ処理容器 ○対象者：市内に居住し、容器を適正に維持管理できる者 ○助成額：1台につき購入金額の2分の1以内（100円未満切捨て）、 限度額20,000円（1世帯につき1台まで、コンポスト化容器は2台まで） ○助成台数：電動処理機 206台 コンポスト 44台 ・リーフレット「はじめよう！生ごみダイエット！」を700部作成し、講座やイベント等で全量配布しました。

具体的事業	「集団資源回収」のPRの強化及び実施団体の支援
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・実施団体に対し、利用に関するアンケートを実施する。 ・アンケート結果を踏まえ、今後の支援の在り方について検討する。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 5(2023)年 7 月に実施団体に対して制度実施に関するアンケートを実施しました。 ・アンケート結果の集計・分析を実施しました。

具体的事業	使用済小型家電回収ボックスの効果的な設置の検討				
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・利用頻度の低い回収ボックスの移設・廃止を検討する。 ・利用促進のためのチラシを作成する。 				
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・回収ボックスの設置場所を増設しました。 ・チラシを作成し、周知を図りました。 				
	◆回収実績◆ (単位：kg)				
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
	携帯電話・スマートフォン	1,116	1,106	1,288	1,924
	小型家電	67,006	61,819	57,458	53,223
	コード類	12,765	13,236	14,091	40,947
	パソコン	64,440	52,331	44,022	13,499
合計	145,327	128,492	116,859	109,593	

具体的事業	家庭から排出される剪定枝を新たな資源品目とすることの検討
事業の概要	「木質バイオマス」としての資源化に向けて、収集運搬や処理方法について、課題の整理を行う。
R5 取組状況	資源化に向けた課題の検討等を実施しました。

具体的事業	<p>新たな資源化に関する調査研究 ごみの資源化の拡大に向けたポイント制度や割引制度導入の促進</p>
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック資源循環法に基づく製品プラスチックの一括回収の実施に向けて、開始時期や分別基準等の制度設計を行う。 ・地域との意見交換を行う。 ・他市や民間事業者が行っているポイント制度や割引制度に関する調査結果を踏まえ、取組内容について再検討する。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「全てプラスチック素材でできているものかつ50cm未満」「全てプラスチック素材でできているものかつ30cm未満」2つの分別基準で、モデル事業を行い、組成調査を行うこととしました。 ・製品プラスチック一括回収のモデル事業実施予定地に出向き、分別状況等について、意見交換を行った。また、モデル事業の際、アンケート調査を行うこととしました。 ・他市の実施状況等について調査するとともに、今後の本事業の取組内容について再検討しました。

具体的事業	<p>「拡大生産者責任」の考え方に基づく制度拡充に関する国、事業者等への働きかけ 事業者による容器、包装材等の回収・資源化の取組の促進</p>
事業の概要	<p>引き続き、全国都市清掃会議等を通じて国や事業者に対して、「拡大生産者責任」の考え方に基づき、制度の拡充について働きかけを行う。</p>
R5 取組状況	<p>全国都市清掃会議・大都市清掃会議・九都県市廃棄物問題検討委員会・神奈川県都市清掃行政協議会を通じて、国に対して令和4(2022)年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について、収集運搬・中間処理のみならず、再資源化費用についてもすべて自治体負担とされていることから、拡大生産者責任を強化し、これらを事業者の責任・負担で行うことを要望しました。</p>

<p>具体的事業</p>	<p>橋本台・麻溝台リサイクルスクエアでのリユース家具譲渡の継続 転居の際に排出される家具等のリユースの促進 リサイクルスクエアにおける情報発信の強化 フリーマーケットやリサイクルフェア等のイベントにおける4RのPR の推進 ウェブによるフリーマーケット等、民間事業者との連携によるリユース促進策の検討</p>												
<p>事業の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・継続してリユース家具の譲渡を行い、市民に対し、ごみの減量化や4Rの普及啓発を行う。 ・リユースに関する連携協定を締結している事業者と新たなスキームについて協議する。 ・館内の映像放送を継続実施する。 ・ごみの分別及び資源化する方法の動画を作成し、映像放送を拡充する。 ・継続してイベントを開催し、4Rの普及啓発を行う。 ・リユースに関する連携協定を締結している事業者が提供する、リユースサイトと市ホームページの連携を図る。 												
<p>R5 取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・橋本台・麻溝台リサイクルスクエアにおいて、粗大ごみとして排出された家具類を清掃・修理して抽選で市民に譲渡しました。 <p>◆譲渡実績◆</p> <table border="1" data-bbox="405 1111 1441 1402"> <thead> <tr> <th></th> <th>橋本台リサイクルスクエア</th> <th>麻溝台リサイクルスクエア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>来場者数</td> <td>10,172人</td> <td>8,567人</td> </tr> <tr> <td>リユース家具の 展示品数</td> <td>960点</td> <td>710点</td> </tr> <tr> <td>リユース家具の 応募総数</td> <td>6,261件（平均倍率約7倍）</td> <td>4,523件（平均倍率約6倍）</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・リユースに関する連携協定を締結している事業者2社と、新たなスキームについて継続協議し、課題を整理しました。 ・ごみの分別、食品ロス及び市の紹介動画等の放映を常時実施しました。 ・放映動画を2種類から3種類に拡充しました。 ・イベントを開催し、4RのPRを推進しました。 <p>「さがみはら4Rフェア2023」 令和5(2023)年10月15日（日）午前10時30分から午後3時30分まで アリオ橋本 グランドガーデン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページにおいて、リユースに関する連携協定を締結している事業者が提供するプラットフォームへのリンクを設置し、リユースを推進しました。 		橋本台リサイクルスクエア	麻溝台リサイクルスクエア	来場者数	10,172人	8,567人	リユース家具の 展示品数	960点	710点	リユース家具の 応募総数	6,261件（平均倍率約7倍）	4,523件（平均倍率約6倍）
	橋本台リサイクルスクエア	麻溝台リサイクルスクエア											
来場者数	10,172人	8,567人											
リユース家具の 展示品数	960点	710点											
リユース家具の 応募総数	6,261件（平均倍率約7倍）	4,523件（平均倍率約6倍）											

<p>具体的事業</p>	<p>ごみ排出ルールの周知・啓発 ごみ・資源集積場所のルールの徹底 不動産業者、大学等との連携によるごみ排出ルールの情報提供 外国人に対するごみ排出ルールの周知・啓発</p>
<p>事業の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・冊子「ごみと資源の日程・出し方」や市ホームページで周知する。 ・排出ルールが守られていない「ごみ・資源集積場所」の管理者に対する指導や早朝啓発を実施する。 ・市内の不動産管理会社を通じて、集合住宅入居者へ分別啓発チラシの配布を検討する。 ・大学祭に出向く等、キャンペーンを実施する。 ・冊子「ごみと資源の日程・出し方」の外国語版を作成する。
<p>R5 取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・冊子「ごみと資源の日程・出し方」を配布した他、市ホームページにて周知を実施しました。 ・ごみ・資源集積場所 4 か所において 121 名を対象に排出指導を実施しました。また、管理者に対しての指導等を継続実施した。 ・不動産管理団体 3 団体に対し「小型充電式電池」の分別回収に係るチラシ配布を依頼し、集合住宅入居者への周知及び啓発を図りました。 ・青山学院大学にて、相模原市の廃棄物行政に関する講義を行いました。 ・外国人に対するごみ排出ルール周知の一環として、冊子「ごみと資源の日程・出し方」の外国版（5 か国語）を配布するとともに、8 か国語について市ホームページに掲載しました。

<p>具体的事業</p>	<p>継続的な環境教育の推進 学校や企業への出前講座の拡大 若い世代を対象としたワークショップ等の実施</p>												
<p>事業の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、公民館等における相談会を実施する。 ・小学校及び保育園への出前講座を実施する。 ・中高生を対象とした出前講座や相談会を検討する。 ・小学校用教本「今日から君も分別の達人だ」を作成する。 												
<p>R5 取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館 2 館において計 45 名を対象に相談会を実施しました。 ・小学校・保育園やまちかど講座の派遣依頼があった団体等に対し、「分別の達人養成講座」を実施しました。 <p>◆出前講座実績◆</p> <table border="1" data-bbox="448 725 1136 920"> <thead> <tr> <th></th> <th>回数</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校出前講座</td> <td>67 回</td> <td>5,223 人</td> </tr> <tr> <td>保育園・幼稚園出前講座</td> <td>27 回</td> <td>3,080 人</td> </tr> <tr> <td>その他出前講座</td> <td>10 回</td> <td>413 人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会へのカリキュラム確認やモデル候補の中学校へのヒアリングを行い、検討を進めました。 ・小学校用教本「今日から君も分別の達人だ」を作成し、市内小学校での出前講座等にて配布しました。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div data-bbox="402 1167 954 1491" style="text-align: center;">  <p>分別戦隊シゲンジャー銀河 ©相模原市</p> </div> <div data-bbox="1043 1167 1374 1491" style="text-align: center;">  <p>レモンちゃん ©相模原市</p> </div> </div>		回数	参加者	小学校出前講座	67 回	5,223 人	保育園・幼稚園出前講座	27 回	3,080 人	その他出前講座	10 回	413 人
	回数	参加者											
小学校出前講座	67 回	5,223 人											
保育園・幼稚園出前講座	27 回	3,080 人											
その他出前講座	10 回	413 人											

具体的事業	<p>ごみ処理手数料の適正な在り方の検討</p> <p>一般ごみの処理の有料化に関する他自治体の動向の調査研究</p>
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理手数料全体の適正な在り方や他自治体の動向を調査研究する 手数料改定に伴う家庭系ごみの排出量への影響を調査する。 一般ごみの処理の有料化を実施している他自治体の最新の状況について、継続して調査研究を行うとともに、一般ごみの排出量が継続して増加する場合などを想定し、引き続き、一般ごみの処理の有料化について検討する。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 令和5(2023)年10月に手数料を改定するとともに、改定を検討している自治体等と情報交換を実施しました。 令和5(2023)年4月から月ごとに、一般ごみ、粗大ごみの排出量について分析を実施しました。一般ごみの持ち込みや粗大ごみの排出量については、手数料改定前後を比べると減少しているものの、手数料改定による影響とは推察されませんでした。 他自治体の取組事例やごみ減量効果、手数料等に関する調査を行い、導入にあたっての課題等を整理しました。

イ 事業系ごみの減量化・資源化

具体的事業	<p>公共施設における食品廃棄物削減の推進</p> <p>学校給食で発生する残さの減量化・資源化の推進</p>
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 各公共施設への食品ロス削減に係るポスターの配布及び食品ロス削減月間に合わせて、食品ロスの削減について協力を求める庁内放送を実施するなどの啓発活動を行う。 商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」の呼びかけを行う。 学校給食で発生する残さの減量化・資源化の推進に係る検討を行う。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 各公共施設内の飲食店等への食品ロス削減に係るポスターやポップの配布、及び食品ロス削減月間に合わせて、庁内放送や全庁掲示板、デジタルサイネージ（動画）での啓発を実施しました。 相模原市職員生活協同組合売店へ「てまえどり」の啓発ポスターやポップの掲示協力を依頼しました。 飼料化可能な原料の排出が適正にできるよう、徹底した分別を行うことにより、小学校（17校）、学校給食センター（1施設）で給食残さ飼料化事業を実施しました。 <p>○事業実施校・施設</p> <p>新磯小学校、大沢小学校、大沼小学校、大野小学校、大野北小学校、小山小学校、上鶴間小学校、作の口小学校、桜台小学校、清新小学校、相武台小学校、中央小学校、鶴園小学校、橋本小学校、富士見小学校、淵野辺小学校、谷口台小学校、上溝学校給食センター</p>

具体的事業	会食時における「3010 運動」の実施及び啓発 小盛りメニューや持ち帰り希望者への対応に関する働きかけ 生ごみ処理容器の利用促進
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暑気払いシーズンや忘年会シーズンに飲食店を対象にポスターの配布等の啓発キャンペーンを行う。 ・ 中小事業者訪問指導時及び食品ロス削減月間に合わせて、会食時における「3010 運動」に関する働きかけの促進に係るリーフレットを配布する。 ・ 中小事業者訪問指導時及び食品ロス削減月間に合わせて、飲食店を営む事業者へ、小盛りメニューや持ち帰り希望者への対応に関する働きかけの促進に係るリーフレットの配布を行う。 ・ 「事業系ごみの減量化・資源化と適正処理ガイドライン」を活用して、生ごみ処理機の活用に関する啓発を行う。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会食や宴会の多いシーズン（年末年始や年度末）に、公共施設の庁内放送や全庁掲示板、デジタルサイネージ（動画）等で、啓発を実施しました。 ・ 中小事業者訪問指導及び食品衛生責任者実務講習会の際に、会食時における「3010 運動」の促進に関する啓発を行い、あわせて、令和 5(2023)年 10 月より、食品衛生責任者実務講習会参加事業者に対して、啓発物品（ポスターやポップ）の配布を開始しました。 ・ 中小事業者訪問指導及び食品衛生責任者実務講習会の際に、飲食店を営む事業者に対し、小盛りメニューや食べ残しの持ち帰り希望者への対応促進の啓発を実施しました。 ・ 「事業系ごみの減量化・資源化と適正処理ガイドライン」を活用し、生ごみ処理機の活用に関する啓発を実施しました。

具体的事業	フードバンク等との連携
事業の概要	事業者からの要望に対し、フードバンク実施団体との連携に係る調整を行う。
R5 取組状況	「事業系ごみの減量化・資源化と適正処理ガイドライン」を活用し、フードバンク等の活用に関する啓発を実施しました。

具体的事業	木くずや剪定枝の資源化の拡大 剪定枝の受入先拡大の検討 少量の資源でも排出できる仕組み（回収協力事業所等）の検討 新たな資源化に関する調査研究
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業系ごみの減量化・資源化と適正処理ガイドライン」を活用して、木くず（剪定枝など）の資源化についての啓発を行う。 ・ガイドラインを用いた啓発以外の事業について検討を行う。 ・「一般廃棄物処理業の許可に係る基本方針」に基づき、剪定枝の資源化に必要な許可制度について運用を行う。 ・少量の資源でも排出できる仕組みの実現可能性について、他市の取組事例等の調査等を行う。 ・政令市・近隣自治体を構成員とした会議等を通して新たな資源化に関する調査研究を行う。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業系ごみの減量化・資源化と適正処理ガイドライン」に、木くずの資源化について掲載し、多量排出事業者や中小事業者等に対して啓発を実施しました。 ・排出事業者のニーズに応じた対応を行うため、まちかど講座への登録を行うなど、啓発機会の拡大に向けた調整を実施しました。 ・事業者から剪定枝の資源化に係る相談を受け、協議を行いました。 ・政令市・近隣自治体等を構成員とした会議等において、情報収集を実施しました。

具体的事業	学校給食で発生する残さの資源化の拡大
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の調理過程において発生する野菜くずや児童の食べ残しについて、市内民間資源化施設を活用し、資源の有効活用、資源化の推進を図る。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料化可能な原料の排出が適正にできるよう、徹底した分別を行うことにより、小学校（17校）、学校給食センター（1施設）で給食残さ飼料化事業を実施しました。 <p>○事業実施校・施設</p> <p>新磯小学校、大沢小学校、大沼小学校、大野小学校、大野北小学校、小山小学校、上鶴間小学校、作の口小学校、桜台小学校、清新小学校、相武台小学校、中央小学校、鶴園小学校、橋本小学校、富士見小学校、淵野辺小学校、谷口台小学校、上溝学校給食センター</p>

具体的事業	事業系ごみの搬入物検査の強化 事業系ごみのマニフェスト制度の導入 減量化等計画書に基づく多量排出事業者への指導の強化
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみや産業廃棄物の混入抑制のため、南清掃工場及び北清掃工場での「搬入物検査」を行う。 ・令和 4(2022)年度実施の組成分析調査の結果をもとに、搬入物検査の強化に係る今後の調査研究を進める。 ・事業系一般廃棄物の適正排出を推進する事業目的を達成するため、ICT の利活用も含めた最善の方策について検討を行う。 ・事業者の負担を軽減することによる、提出率の向上、廃棄物減量化に向けた啓発及び提出データの活用を行うため、ICT の導入などの検討を行う。 ・未提出事業者に対する指導の強化（訪問指導等）を行う。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・各清掃工場において、事業系一般廃棄物の搬入物検査を実施しました。 ・ICT を活用した搬入物検査の新たな手法について研究をしました。 ・地区毎の事業者訪問にて事業系ごみの排出指導を実施することにより、事業系一般廃棄物の適正排出を推進するとともに、先行自治体の状況把握を実施しました。 ・新たなオンライン提出の受付手法についての検討を実施しました。 ・未提出事業者に対して、書面及び電話により、提出指導を実施しました。

具体的事業	排出ルール徹底のための少量排出事業者に対する訪問指導の強化 ごみ・資源集積場所への事業系ごみの排出抑止
事業の概要	中小事業者に対し、地区別に戸別訪問を実施し、適正排出指導等を行うことにより、更なる適正排出等の促進を図る。
R5 取組状況	中小事業者に対し、適正排出指導等を実施し、適正排出の促進を図りました。 ○中小事業者地区別訪問：3,573 者（うち、飲食店 637 者） 緑区：橋本、下九沢、上九沢、大島 中央区：横山、中央、富士見、下九沢 南区：相南、松が枝町、南台、旭町、栄町、豊町、相模台、相模大野

具体的事業	共同排出事業の支援
事業の概要	共同排出事業に係る地域からの相談（本事業に関する説明や参加方法等）への対応を行う。
R5 取組状況	対象地域の事業者への事業内容の案内や、回収業者からの相談対応等を実施しました。

具体的事業	ごみ分別アプリ、市ホームページ、動画等の電子媒体による効果的な情報発信の推進
事業の概要	県及び他政令市と共同で実施している取組の一環として、廃棄物の発生抑制、再生利用等の取組を実施している事業者を冊子及びホームページ等で紹介を行う。
R5 取組状況	廃棄物自主管理事業の取組の一環として、廃棄物の発生抑制、再生利用等の取組を実施している事業者をホームページ等で紹介しました。

具体的事業	事業者の優良な取組の表彰 「エコショップ等認定制度」の見直し・充実 環境に負荷のかからない商品等の開発に関する情報発信																																			
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化・資源化に取り組む事業者等を認定するエコショップ等認定制度を周知するとともに、認定事業者の減量化等に関する優良な取組事例を市ホームページ等で周知を行う。 ・優良な取組を行っている事業者への支援策として、エコショップ等の認定と、殿堂入りした事業者の表彰を行う。 ・「エコショップ等認定制度」の見直し・充実に係る情報収集等を行う。 ・県及び他政令市と共同で実施している取組の一環として、環境に負荷のかからない商品等の開発を行っている事業者を冊子及びホームページ等で紹介を行う。 																																			
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・エコショップ、エコオフィス認定事業について、市ホームページで公表しました。 ・エコオフィス認定事業について、令和5(2023)年9月に新規1件、令和5(2023)年度末に更新5件の認定を行いました。認定事業者については、市ホームページで公表しました。 <p>◆認定状況◆</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">各年度新規認定者</th> <th colspan="2">令和5年度末認定数</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>殿堂入り</th> <th>認定合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エコショップ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>29</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>エコオフィス</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>44</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>エコ商店街</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>73</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5(2023)年度業務スリム化プロジェクトにより、「エコショップ等認定制度」の見直しを行い、令和5(2023)年度をもって新規受付を終了しました。 ・廃棄物自主管理事業の一環として、廃棄物の発生抑制等に係る県内の優良な取組事業者を、県のホームページ及び「自主管理の手引き（※電子媒体のみ）」にて紹介しました。 		各年度新規認定者			令和5年度末認定数		R3年度	R4年度	R5年度	殿堂入り	認定合計	エコショップ	0	0	0	29	29	エコオフィス	0	1	1	44	54	エコ商店街	0	0	0		0	合計	0	1	1	73	83
	各年度新規認定者			令和5年度末認定数																																
	R3年度	R4年度	R5年度	殿堂入り	認定合計																															
エコショップ	0	0	0	29	29																															
エコオフィス	0	1	1	44	54																															
エコ商店街	0	0	0		0																															
合計	0	1	1	73	83																															

具体的事業	ごみ処理手数料の在り方や他自治体の動向の調査研究
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理手数料全体の適正な在り方や他自治体の動向を調査研究する。 ・手数料改定に伴う事業系ごみの排出量への影響を調査する。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 5(2023)年 10 月に手数料を改定するとともに、他自治体の調査を通じて改定を検討している自治体等と情報交換を実施しました。 ・令和 5(2023)年 4 月から月ごとに、事業系ごみについて分析を行いました。手数料改定により 10 月から 10kg につき 10 円の値下げとなりましたが、排出量が増加に転じることもなく、年間を通して減少傾向でした。

(2) 今後の方向性

家庭系ごみは減少していますが、家庭から排出される一般ごみの中には紙類やプラスチック製容器包装等の資源化できるものが約 27 パーセント含まれています。このため、プラスチック資源循環法に基づく製品プラスチックの一括回収について検討を行うなど、引き続き、ごみの分別やごみそのものを出さないよう、4R の啓発活動等の取組を進めます。

また、本来食べられるにも関わらず捨てられる食品、いわゆる食品ロスは、一般ごみに約 10 パーセント含まれており、引き続き、食品ロス削減のための啓発事業に取り組みます。

事業系ごみも減少していますが、事業系ごみの中には産業廃棄物や紙類などの資源化可能物も多く含まれており、事業者に対して適正排出や分別に係る指導等を行うなど、引き続き、事業系ごみの削減に取り組みます。

施策2 ごみの適正な処理

安全で、安心して暮らすことのできる生活環境を維持するためには、ごみの排出から収集・運搬・処分に至るあらゆる段階において適切な対応が必要であることから、廃棄物の種類や排出方法に応じて適正に処理するとともに、環境負荷の低減に向け、各種事業に取り組んでいます。

(1) 令和5年度の実施状況

ア ごみ処理体制の整備

具体的事業	最終処分場第2期整備地かさ上げ工事の推進 最終処分場の計画的な整備
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 現在供用中の一般廃棄物最終処分場第2期整備地について、当初計画のとおり埋立を行うため、貯留構造物の整備を進める。 次期一般廃棄物最終処分場の整備に向けた取組を進める。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物最終処分場第2期整備地かさ上げについて、貯留構造物である第1土堰堤の整備を完了しました。 候補地周辺の地域との対話や情報提供を行うとともに、最終処分場の役割や重要性を広く市民に周知・啓発するため、施設見学会や愛称募集などを実施しました。

具体的事業	清掃工場の計画的な整備等
事業の概要	南清掃工場の長寿命化及び北清掃工場の建替整備に向けた取組を進める。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 南清掃工場について、長寿命化を図るため、基幹的設備改良事業の検討を進めました。 北清掃工場について、建替整備基本方針を策定し、建替整備に向けた検討を進めました。

具体的事業	清掃工場のごみ焼却により発生する熱エネルギーの有効活用		
事業の概要	効率よく発電を行い、場内や清掃関連施設に電気の供給と他施設に蒸気を供給するとともに、余剰電力を売電するなど、エネルギーの有効活用を推進する。		
R5 取組状況	工場内や清掃関連施設（麻溝台・橋本台環境事業所）に電気を供給するとともに、他施設に蒸気を供給し、あわせて余剰電力を売電しました。		
	◆発電量等実績◆		
		南清掃工場	北清掃工場
	発電量（kWh）	52,773,040	18,331,050
	売電量（kWh）	24,718,536	8,727,549
	売電金額（円）	514,672,248	189,958,809
蒸気供給量（t）	9,216	6,290	
蒸気供給先	市民健康文化センター サタのタネグリーンハウス（温室）	LCA 国際小学校北の丘センター	

具体的事業	ごみ処理の過程で生成される溶融スラグの有効活用	
事業の概要	道路用資材等への利用を推進することで、最終処分場の埋立量を減らし、延命化を図る。	
R5 取組状況	市公共工事において、アスファルト合材の骨材として利用しました。最終処分場の遮水シート保護土及び覆土の一部代替として、また、土堰堤工事で、有効利用を図りました。	
	○溶融スラグ有効利用量：約 4,100 t	

具体的事業	ごみ出しが困難な方への対応の検討	
事業の概要	他市の実施例や本市の現状、ニーズを把握する。	
R5 取組状況	他市の最新の実施状況や市内のごみ出し支援の取組について調査しました。	

具体的事業	「り災ごみ」や「遺品整理ごみ」の収集運搬に係る取扱いの検討	
事業の概要	り災ごみの収集運搬について、他市の実施事例を調査し、課題の整理を行う。	
R5 取組状況	県内市及び近隣市が行っている取扱いについて調査しました。	

具体的事業	効率的な収集運搬体制の検討
事業の概要	他政令市や近隣市の収集運搬体制について、調査・研究する。
R5 取組状況	他自治体の先行事例にあったごみ収集の見える化システムの実証実験を実施しました。

具体的事業	「拡大生産者責任」の考え方に基づく制度拡充に関する国、事業者等への働きかけ【再掲】
事業の概要	引き続き、全国都市清掃会議等の協議会等を通じて国や事業者に対して、「拡大生産者責任」の考え方に基づき、制度の拡充について働きかけを行う。
R5 取組状況	全国都市清掃会議・大都市清掃会議・九都県市廃棄物問題検討委員会・神奈川県都市清掃行政協議会を通じて、国に対して令和4(2022)年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について、収集運搬・中間処理のみならず、再資源化費用についてもすべて自治体負担とされていることから、拡大生産者責任を強化し、これらを事業者の責任・負担で行うことを要望しました。

イ 不適正処理防止対策

具体的事業	不法投棄防止パートナーシップ協定制度を活用した取組の促進
事業の概要	パートナーシップ協定を締結した市民団体と協働し、散乱ごみの収集・市が設置する不法投棄監視カメラ並びに不法投棄防止フェンス周辺の草刈り及び花植え・不法投棄パトロール・その他不法投棄防止に有効な活動による不法投棄対策事業を実施する。
R5 取組状況	<p>パートナーシップ協定を締結した14市民団体と協働による不法投棄対策事業を実施しました。</p> <p>【主な市民団体の活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○散乱ごみの収集 ○市が設置する不法投棄監視カメラ並びに不法投棄防止フェンス周辺の草刈り及び花植え ○不法投棄防止パトロール

具体的事業	津久井地域不法投棄防止協議会による不法投棄防止活動の促進
事業の概要	<p>ごみの不法投棄を未然に防止し、良好な地域環境を保全するため、不法投棄多発箇所への監視カメラの設置、看板やバリケードを提供するとともに、地域事業に参加して事業展開する不法投棄撲滅キャンペーンなどの普及啓発事業及び、不法投棄物緊急撤去事業等を実施する。</p>
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄撲滅キャンペーン事業について、津久井地区の「津久井やまびこまつり」で、来場者に対し不法投棄防止の啓発チラシ及び啓発物品の配布を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防の観点から参加しませんでした。 ・不法投棄防止普及啓発事業について、各旧4町総合事務所及び津久井クリーンセンターの外壁等に、不法投棄防止啓発横断幕・懸垂幕を掲示し、市民への啓発を図りました。 テーマ：「不法投棄をしない・させない・許さない」 内訳：（横断幕3枚、懸垂幕2枚） 掲示場所：城山総合事務所 別館 懸垂幕設置スペース（懸垂幕） 津久井総合事務所 2階ベランダ（横断幕） 相模湖総合事務所 懸垂幕設置スペース（懸垂幕） 藤野総合事務所 敷地内フェンス（横断幕） 津久井クリーンセンター 敷地内フェンス（横断幕） ・不法投棄防止対策事業について、令和4(2022)年度に作成した不法投棄防止のメッセージマグネットを津久井地域の資源及び一般ごみを収集する収集車に掲出し、不法投棄防止等の啓発を図りました。 ・不法投棄物緊急撤去事業については、不法投棄物の放置が新たな不法投棄を招く恐れがあるため、環境保全上特に支障がある不法投棄箇所を選定し、市からの負担金を活用して、通常では撤去が困難な不法投棄物の緊急撤去を実施しました。 実施日 令和6(2024)年2月24日（火） 実施場所 小倉地区（3カ所） 撤去内容 一般ごみ、粗大ごみ等、廃家電等 撤去量 550kg

具体的事業	不法投棄防止パトロールの継続 監視カメラの設置等による不法投棄防止活動の継続																																																																												
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄多発区域などのパトロールを継続して行うとともに、不法投棄者に対する指導を実施する。 不法投棄多発区域などへの監視カメラの設置による、不法投棄防止活動を行う。 																																																																												
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄多発区域などについて、不法投棄防止パトロール等を実施しました。 <p>◆巡回監視実施状況◆</p> <table border="1" data-bbox="395 533 1433 792"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1 年度</th> <th>R2 年度</th> <th>R3 年度</th> <th>R4 年度</th> <th>R5 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パトロール中の不法投棄物の発見</td> <td>58 箇所</td> <td>41 箇所</td> <td>16 箇所</td> <td>72 箇所</td> <td>22 箇所</td> </tr> <tr> <td>市民からの通報箇所の調査</td> <td>66 箇所</td> <td>68 箇所</td> <td>65 箇所</td> <td>78 箇所</td> <td>58 箇所</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>124 箇所</td> <td>109 箇所</td> <td>81 箇所</td> <td>150 箇所</td> <td>80 箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆不法投棄回収量◆</p> <table border="1" data-bbox="395 891 1433 1218"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1 年度</th> <th>R2 年度</th> <th>R3 年度</th> <th>R4 年度</th> <th>R5 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源循環グループ所管分</td> <td>89 t</td> <td>87 t</td> <td>59 t</td> <td>38 t</td> <td>41 t</td> </tr> <tr> <td> 直営収集</td> <td>69 t</td> <td>65 t</td> <td>42 t</td> <td>23 t</td> <td>27 t</td> </tr> <tr> <td> 委託収集</td> <td>20 t</td> <td>22 t</td> <td>17 t</td> <td>15 t</td> <td>14 t</td> </tr> <tr> <td>他部所管分</td> <td>68 t</td> <td>45 t</td> <td>54 t</td> <td>58 t</td> <td>100 t</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>157 t</td> <td>132 t</td> <td>113 t</td> <td>96 t</td> <td>141 t</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 不法投棄多発区域などに設置している監視カメラの設置場所を状況に応じた見直しを実施しました。 <p>◆監視カメラ設置状況◆</p> <table border="1" data-bbox="395 1406 1433 1550"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1 年度</th> <th>R2 年度</th> <th>R3 年度</th> <th>R4 年度</th> <th>R5 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置数 (うち新設)</td> <td>61 台 (1 台)</td> <td>61 台 (0 台)</td> <td>61 台 (0 台)</td> <td>61 台 (0 台)</td> <td>61 台 (0 台)</td> </tr> </tbody> </table>						R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	パトロール中の不法投棄物の発見	58 箇所	41 箇所	16 箇所	72 箇所	22 箇所	市民からの通報箇所の調査	66 箇所	68 箇所	65 箇所	78 箇所	58 箇所	合 計	124 箇所	109 箇所	81 箇所	150 箇所	80 箇所		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	資源循環グループ所管分	89 t	87 t	59 t	38 t	41 t	直営収集	69 t	65 t	42 t	23 t	27 t	委託収集	20 t	22 t	17 t	15 t	14 t	他部所管分	68 t	45 t	54 t	58 t	100 t	合 計	157 t	132 t	113 t	96 t	141 t		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	設置数 (うち新設)	61 台 (1 台)	61 台 (0 台)	61 台 (0 台)	61 台 (0 台)	61 台 (0 台)
	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度																																																																								
パトロール中の不法投棄物の発見	58 箇所	41 箇所	16 箇所	72 箇所	22 箇所																																																																								
市民からの通報箇所の調査	66 箇所	68 箇所	65 箇所	78 箇所	58 箇所																																																																								
合 計	124 箇所	109 箇所	81 箇所	150 箇所	80 箇所																																																																								
	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度																																																																								
資源循環グループ所管分	89 t	87 t	59 t	38 t	41 t																																																																								
直営収集	69 t	65 t	42 t	23 t	27 t																																																																								
委託収集	20 t	22 t	17 t	15 t	14 t																																																																								
他部所管分	68 t	45 t	54 t	58 t	100 t																																																																								
合 計	157 t	132 t	113 t	96 t	141 t																																																																								
	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度																																																																								
設置数 (うち新設)	61 台 (1 台)	61 台 (0 台)	61 台 (0 台)	61 台 (0 台)	61 台 (0 台)																																																																								

具体的事業	<p>パトロールの実施</p> <p>近隣自治体や警察署との連携</p> <p>GPSを活用した持ち去り古紙の追跡調査の実施</p>
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市民通報を受けた「ごみ・資源集積場所」のパトロールを実施する。 ・持ち去り行為者に対する指導等を実施する。 ・必要に応じ、近隣自治体と広域的な持ち去り行為に関する情報交換を行う。 ・必要に応じ、所轄警察署と連携し、告発を含めた行為者に対する対応を協議する。 ・必要に応じ、関東製紙原料直納商工組合より GPS 機器を借用し、追跡調査を実施する。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの持ち去り行為の通報は年間 44 件あり、環境事業所の職員や警察官 0B によるパトロールを実施しました。 ・悪質な持ち去り行為者に口頭注意 4 件を実施しました。 ・持ち去り行為に関する情報交換を行いませんでしたが、引き続き近隣自治体と相談できる体制を整えています。 ・持ち去り行為者に対する対応についての協議を行いませんでしたが、所轄警察署との連携体制を整えています。 ・GPS 機器を用いての調査は行いませんでしたが、GPS 機器を用いての調査ができる体制を整えています。

具体的事業	<p>違法な不用品回収業者の指導</p> <p>違法な不用品回収業者に関する市民への情報提供</p>												
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの苦情通報や情報提供に基づき、違法な不用品回収業者へ指導を行う。 ・広報さがみはらに、違法な不用品回収業者を利用しないよう啓発する記事を掲載し、注意喚起を行う。 												
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの苦情通報や情報提供に基づき、パトロールを実施し、不用品回収業者と接触した場合には、必要な指導を実施しました。 <p>◆不用品回収業者に関する苦情等対応状況◆ (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1 年度</th> <th>R2 年度</th> <th>R3 年度</th> <th>R4 年度</th> <th>R5 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不用品回収業者に関する通報</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6(2024)年 3 月 1 日付広報さがみはら (No. 1524)、市ホームページ及び「ごみと資源の日程・出し方」に、違法な不用品回収業者を利用しないよう啓発する記事を掲載し、注意喚起を図りました。 		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	不用品回収業者に関する通報	3	1	6	8	17
	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度								
不用品回収業者に関する通報	3	1	6	8	17								

(2) 今後の方向性

ごみを適正に処理していくためには、清掃工場や最終処分場などの整備・改修を計画的に進めていく必要があります。施設の耐用年数やごみの排出状況などを踏まえた長寿命化計画の策定など、計画的な整備を進めます。あわせて、最終処分場については、延命化を図るため、引き続き、ごみの減量化・資源化を進めるとともに、焼却残渣の資源化を検討していきます。

また、不法投棄については、パトロールや監視カメラの設置、自主的な不法投棄防止活動を行う市民団体と連携して、引き続き、不法投棄防止活動に取り組めます。

基本目標 3

水とみどり・生物多様性の保全・活用

～水源を育み 恵み豊かな自然を次世代へ～

[関連する環境分野の個別計画：第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略]

【目指す姿】

潤いある水辺環境と、都市部・中山間地域に広がる豊かなみどり、これらの自然の上に成り立っている生物の暮らしを次世代に継承するため、自然と人が共生するまちの実現を目指します。

【関連するSDGsのゴール】



1 基本目標の達成の目安となる指標

指標 [算定式]	基準値 (年度)	R2(2020) 実績	R3(2021) 実績	R4(2022) 実績	R5(2023) 実績	中間目標 R5(2023)	最終目標 R9(2027)
生物多様性の 認知度(%) [市民アンケート*1]	67.4 (R1(2019))	65.8	72.1	69.3	73.1 	71.0	75.0
緑地面積(ha) [施設緑地及び地域制緑地等の合計面積]	22,113 (H30(2018))	22,097	22,113	22,114	22,091 	22,113	22,113
私有林の整備 面積(ha) [協力協約により確保した整備対象地の延べ整備面積]	1,127 (H30(2018))	1,187	1,218	1,258	1,284 	1,262	1,370

*1 P.137 参照

2 現状(指標の達成状況等)

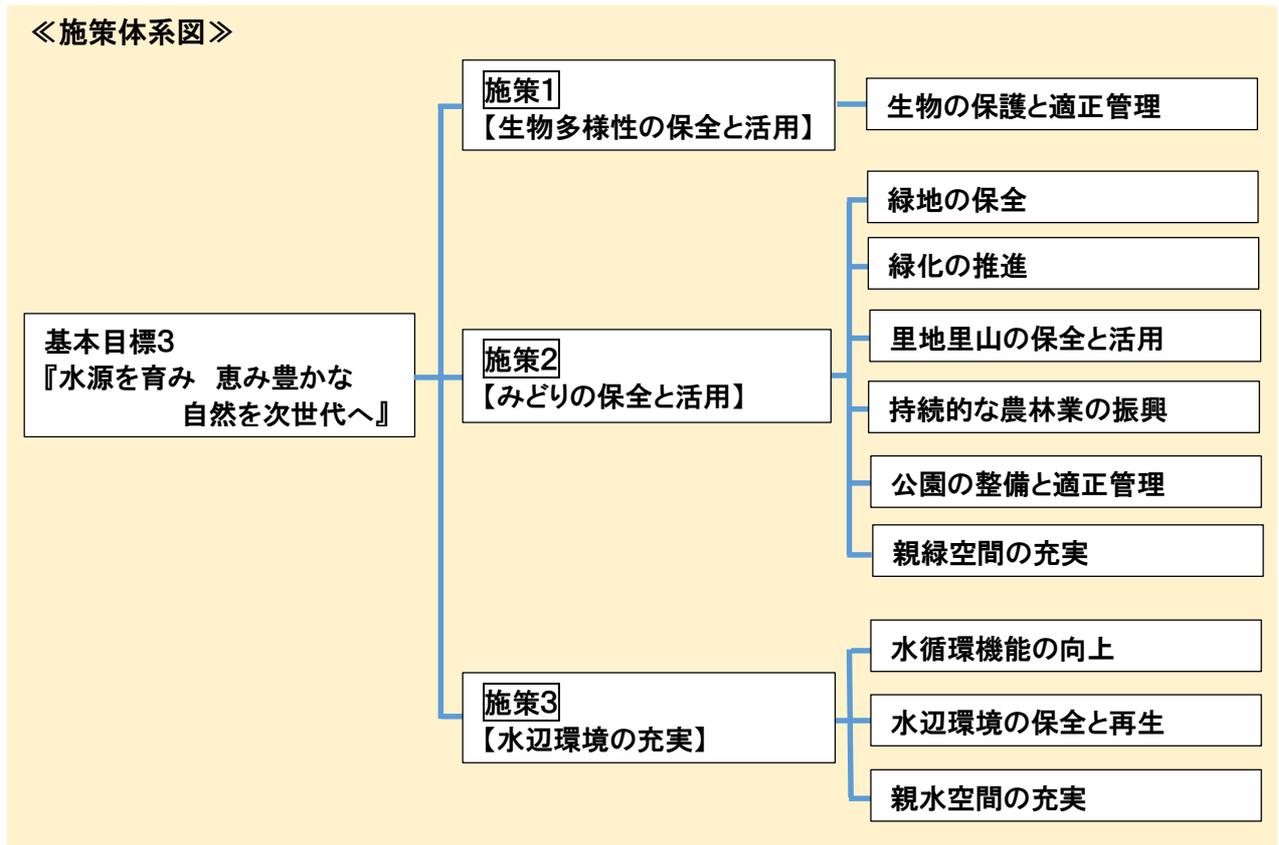
「生物多様性の認知度」については、生物多様性シンポジウムの開催や生物多様性ポータルサイト、イベント等での普及啓発等を行ったことから、中間目標値を達成できました。今後も引き続き、生物多様性の保全と持続可能な利用を図るため、その意義を啓発する必要があります。

「緑地面積」については、国有林の面積の減少などがあり、中間目標値を達成することができ

ませんでした。今後、特定生産緑地制度の活用や保存樹林の新規指定の検討等を行うことで緑地面積の維持を図っていく必要があります。

「私有林の整備面積」については、林業事業者等と連携を図ることで、新たな協力協約を締結し、整備に対する補助が受けられる森林を増加させたことにより、整備面積の増加が図られ、中間目標値を達成することができました。引き続き、林業事業者等と連携を図り、整備面積の増加に努めていく必要があります。

3 施策の取組状況と今後の方向性



施策 1 生物多様性の保全と活用 ～生きもののつながりを知り、守ります～

市内の生物多様性を健全な状態で維持するため、特定外来生物の防除など、野生生物の保護と適正管理に取り組んでいます。

(1) 令和5年度の実施状況

ア 生物の保護と適正管理

具体的事業	多様な媒体を活用した生物多様性の情報の発信
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性ポータルサイトを活用した情報発信を行い、市民の生物多様性に関する興味・関心を高める。 ・広報さがみはらなどによる生物多様性に関する情報の発信
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生物多様性ポータルサイトを活用した情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ イベント案内&活動紹介のページに、環境団体が主催するイベントの情報を掲載しました。 ・ 生物多様性クイズを更新しました。(初級 (3月)) ・ 生物多様性ネットワークニュースや市民協働によるモニタリング調査の結果などを掲載しました。 <p>【令和5(2023)年度の生物多様性ポータルサイトの閲覧数】 24,242件</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「広報さがみはら」などによる生物多様性に関する情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「広報さがみはら (2月1日号)」に生物多様性記事を掲載し、生物多様性の認知度向上を図りました。 ・ 夏休み期間に合わせ、相模大野図書館に生物多様性に関する展示及びブックリストの配布を行うとともに、貸出期限票の裏面を活用し情報発信を行いました。

具体的事業	イベント開催などによる生物多様性の情報発信
事業の概要	さがみはら生物多様性ネットワークと連携し、生物多様性シンポジウムの開催や、生物多様性ネットワークニュース(会報紙)の発行を通じて、生物多様性に触れる機会を創出するとともに、生物多様性に関する情報発信を行う。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生物多様性シンポジウムの開催 <p>「身近な生物多様性を考える」をテーマに麻布大学獣医学部動物応用科学科講師の加瀬ちひろ氏による基調講演、市内の高校生(光明学園相模原高校、相模原弥栄高等学校)による活動事例発表を行いました。</p> <p>日 時：令和6(2024)年2月25日(日)</p> <p>参加者：74名</p> ○ 生物多様性ネットワークニュース(会報紙)の発行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第19号(11月) ・ 第20号(3月) ○ イベントへの出展 <ul style="list-style-type: none"> ・ 若葉まつり(5月) ・ さがみはら環境まつり(6月)

具体的事業	生物多様性に配慮した事業活動の推進
事業の概要	生物多様性に関わる情報交換や交流機会の創出及び新たな取組を促進する。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・さがみはら生物多様性ネットワークにおいて、11月に会員交流会を開催し、会員活動紹介及び情報交換を行いました。 ・生物多様性シンポジウムにおいて、環境団体の活動内容の展示（パネル展示）を行いました。

具体的事業	生物の生息・生育分布の把握のための市民協働でのモニタリング調査の実施及び支援並びに生物相調査の実施
事業の概要	市民協働によるモニタリング調査を実施し、調査結果の公表を行う。
R5 取組状況	<p>令和5（2023）年度の生物モニタリング調査結果の集約・公表を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング調査団体数：7団体 ・モニタリング調査対象種数：43種

具体的事業	自然環境観察員制度を活用した生息・生育分布の継続調査
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・有志の市民によって自然環境を調査し、大切な自然を監視・保全するための基礎資料を集積していくことを目的としたボランティア制度である自然環境観察員制度を活用する。 ・全体調査と各部会による植物、野鳥、河川生物相、湧水環境の調査を実施する。
R5 取組状況	<p>平成13（2001）年度から実施している自然環境観察員制度による効果として、市域の自然環境についての貴重なデータの蓄積がされています。</p> <p>令和5（2023）年度の実施状況は次のとおりです。</p> <p>【全体テーマ調査】「オオキンケイギクの分布調査」</p> <p>【植物調査】12回実施</p> <p>【野鳥調査】4回実施</p> <p>【河川生物相調査】1回実施</p> <p>【湧水調査】2回実施</p>

具体的事業	野生生物保護施設の設置検討
事業の概要	市内で発見された、けがや病気の野生動物を保護するための施設の建設を検討する。
R5 取組状況	整備について検討を進めている（仮称）動物愛護センターに野生鳥獣の緊急一時受入施設としての機能を位置付けることについて、保健所と連携し検討しました。

具体的事業	サルやイノシシなどによる農作物被害に係る有害鳥獣対策事業の推進
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 相模原市有害鳥獣駆除対策事業補助金交付要綱に基づき、農作物の鳥獣害防護対策の効果的な実施を図るため、市有害鳥獣対策協議会、及び緑区鳥獣等被害対策協議会等への事業費補助を行う。 相模原市農作物鳥獣害防護対策事業補助金交付要綱に基づき、農業者が農作物の防護を目的に行う防護柵等の設置に要する費用に対し、補助金の交付を行う。
R5 取組状況	<p>市有害鳥獣対策協議会及び緑区鳥獣等被害対策協議会への補助金交付を実施しました。また、簡易柵設置補助を実施しました。</p> <p>【簡易柵設置補助件数】57箇所</p>

具体的事業	鳥屋猟区の適切な運営
事業の概要	<p>「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、都道府県知事の認可を受けて設定する狩猟を行う区域。猟区では、鳥獣の生息環境の整備等により狩猟鳥獣を保護する一方、入猟日や入猟者数等一定の制限を行い、鳥獣の保護と狩猟の調整を図りながら、管理された秩序ある安全な狩猟を行う。</p>
R5 取組状況	<p>入猟者の利便と安全確保のために、登山道等の草刈作業、路面整備を実施しました。</p> <p>案内標識及び注意標識等の補修・設置を行いました。</p> <p>巡視員、案内人による管理指導を行いました。</p> <p>【狩猟期間】令和5(2023)年11月15日～令和6(2024)年2月28日</p> <p>【狩猟日数】32日間</p>

具体的事業	ハクビシンによる生活被害対策
事業の概要	<p>生活環境への被害を発生させているハクビシンを「相模原市ハクビシンによる生活被害対策実施要綱」に基づき駆除を行う。</p>
R5 取組状況	<p>令和5(2023)年度ハクビシン捕獲頭数 61頭 (市以外の捕獲許可者による捕獲頭数を含む)</p> <p>次のとおり、ハクビシン捕獲用檻の設置を行いました。</p> <p>【設置依頼件数】61件</p> <p>【檻の設置件数】61件</p>

具体的事業	アライグマの生息分布域の縮小や個体数減少の推進
事業の概要	「神奈川県アライグマ防除実施計画」に基づきアライグマの生息分布域の縮小・個体数の減少を行う。
R5 取組状況	令和5（2023）年度アライグマ捕獲頭数 211 頭 （市以外の捕獲従事者による捕獲頭数を含む） 次のとおりアライグマ捕獲用檻の設置を行いました。 【設置依頼件数】100 件 【檻の設置件数】100 件

具体的事業	特定外来生物の分布状況の把握及び防除
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市民から通報があった際の個体の同定、注意喚起を行う。 ・市民からの通報による特定外来生物の生息情報の蓄積を行う。 ・特定外来生物業務対応マニュアルの作成を行う。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・市有地のオオキンケンギクの駆除について、関係部署に情報提供し、適切な駆除を促しました。 ・「広報さがみはら」等を活用し、特定外来生物に関する普及啓発を行いました。 ・市民からの要望に応じて、博物館等の協力を得ながら特定外来生物の同定を行いました。 ・特定外来生物業務対応マニュアルを作成し、市職員に周知しました。

具体的事業	野生生物、希少動植物の保護管理の仕組みづくり及び生物多様性の保全における重要地域の設定の検討
事業の概要	市域に存在する森林、公園、都市緑地、農地、街路樹、河川などの民有地や公共施設をみどりでつなぎ、連続した自然環境の創出（水とみどりのネットワークの形成）を目指し、野生生物・希少動植物の保護管理の仕組みづくり及び生物多様性の保全における重要地域の設定の検討を行う。
R5 取組状況	環境省が進める「自然共生サイト」認定の仕組み等について、情報収集を行いました。 生物多様性の保全における重要地域の指定要件の検討を行いました。

（2）今後の方向性

生物多様性の保全のため、引き続き、特定外来生物の防除など、野生生物の保護と適正管理に取り組みます。また、生物多様性の認知度向上のために、作成した普及啓発動画やイベント等での啓発等既存の取組を推進するとともに、新たな取組を検討していきます。

施策2 みどりの保全と活用 ～みどりを育み、多様な機能を活かします～

公共施設や民有地での緑化、都市部の公園整備の推進及び森林等の保全により、緑地の維持を図るとともに、さがみはら津久井産材の利用拡大など持続的な農林業の振興に取り組んでいます。また、景観、地域文化及び生物多様性の保全・再生につながる里地里山の保全と活用に取り組んでいます。

(1) 令和5年度の取組状況

ア 緑地の保全

具体的事業	多様な主体との森林づくり体制の強化（企業の森の整備）
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地域の住民と都市地域の住民との協働による水源林づくりや交流・体験事業等、市民や企業等多様な主体との協働による森林づくりを推進する。 ・「（仮称）相模原市市民の森」の市有林を「企業の森」として活用し、企業からの寄付をその運営の財源とすることについて検討する。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・交通アクセス、PR 効果及び森林整備内容などの観点から、「相模原市民の森」以外の市有林についても、企業の森の候補地としての可能性を検討し、交通アクセスの良い市有林を候補に加えました。 ・「企業の森」を検討する企業と面会し、ニーズ等を把握するとともに、制度の構築に向けて情報収集を行いました。

具体的事業	森林づくりの場や自然環境保全活動の場としての活用（相模原市市民の森整備）
事業の概要	<p>市有林や財産区有林等公有林を活用し、市民をはじめとした多くの人に津久井地域の豊かな自然に触れる機会を提供するとともに、水源地域の森林を守り育てる体験を通じて、自然環境に対する意識の醸成や林業の普及啓発を図ることを目的に「市民の森」を整備する。</p>
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・大明神展望台周辺の樹木の伐採を行い、景観の改善を実施しました。 ・イベントの開催については、現地でイベントを開催するための体制の整備に時間を要することから、TBS 主催のSDGs イベントやSC 相模原ホームゲーム、アリオ橋本主催の「森フェス」等に、さがみはら津久井産材利用拡大協議会と協働して参加・協力し、パネル展示やワークショップ、体験型イベントを実施しました。

具体的事業	国庫補助制度等を活用した緑地の公有地の拡大
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・木もれびの森や河川沿いの斜面林などのまとまりのある緑地をはじめ、特別緑地保全地区等について、国庫補助等及び緑地保全基金を活用して公有地化を図り、将来にわたって保全する。 ・特別緑地保全地区や都市緑地などの指定の拡大を行い、将来にわたって保全を図る。
R5 取組状況	国庫補助制度を活用した緑地の公有地化を実施しました。(0.66ha)

具体的事業	法令等を活用した緑地の保全
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園、自然環境保全地域及び保安林（いずれも神奈川県所管）の保全を促進する。また、市民緑地認定制度及び緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度を活用した緑地の保全を推進する。 ・農地、社寺林、屋敷林などの私有地の保全手法、風致地区の指定を検討する。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体における市民緑地認定制度等の情報収集を行いました。なお、神奈川県において、自然公園、自然環境保全地域及び保安林の保全が図られています。 ・自然共生サイトに関する環境省パンフレットを、生物多様性シンポジウムの会場内に配架することで、市内活動団体へのPRを行いました。

具体的事業	緑地の計画的な保全
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区における使用貸借契約の締結や、市民緑地契約の継続等により、まとまった緑地を保全する。また、市が管理する緑地において、老木化に伴い樹木が自然に倒れる現象が多発しているため、緑地と接する道路や住宅沿いの人的・物的損害が及ぶ恐れがある場所を中心に定期的な点検を行い、倒木の恐れのある危険木を伐採することで、未然に事故防止を図るとともに、あわせて今後の緑地管理のあり方を検討する。 ・相模横山・相模川近郊緑地特別保全地区における土砂崩落など、今後の斜面緑地における安全対策を講ずる。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区・市民緑地等の維持管理を計画どおり実施しました。 ・枯損木を中心に倒木等の恐れのある樹木を伐採しました。ナラ枯れ等森林病害虫防除対策として、伐倒くん蒸処理を実施しました。 ・斜面緑地について、関係機関と調整し、今後の安全対策を検討しました。

具体的事業	木もれびの森保全・活用計画の推進
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な森の植生を回復し、多様な動植物の保全や生活空間との共生及び雑木林の景観保全を図るため、あるべき森の将来像として目標植生を設定し、下刈り、間伐、草地としての緩衝区域の設置等による適正な樹林管理を図るとともに、植樹による樹林の再生を行う。 ・森の適正利用と有効活用を図るため、林床の裸地化の主因となる森内の無秩序な利用を制限し、広場や散策路などの利用区域の設定や、緑地の保全管理上や景観上好ましくない緩衝区域内における花壇、畑、駐車場等の目的とは異なる利用の排除を推進する。 ・管理運営体制の整備として、行政、ボランティア団体や地域自治会等、日頃の活動を通じて関係者間の相互理解を図るため、活動情報の共有化と連携強化を図る場を設置するとともに、モニタリング調査による森内環境を検証し、必要に応じて検証結果を保全活動に反映し、適切な樹林管理の推進を図る。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝区域内の除草をはじめ、枯損木を中心に倒木の恐れのある樹木の伐採を実施しました。 ・日頃の保全活動に携わる団体の活動や会合に参加し、きめ細やかな意見交換を実施しました。

具体的事業	緑地保全制度の活用推進
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・各緑地保全制度を活用し、都市に残された貴重な緑地を将来に渡って保全する。 ・緑地の保全により良好な都市環境の形成を図るため、地域住民や開発行為をしようとする事業者等に緑地協定や地区計画、建築協定などの手法による緑化の推進を行う。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・市民緑地やふれあいの森については、除草や枯損木伐採などの維持管理を実施し樹林環境の保全に努めました。 ・保存樹林2本の新規指定を行いました。保存樹林の2箇所と保存樹木2本が指定解除となりました。 ・協定等の新規締結及び策定はなかったものの、既に協定の締結及び地区計画を策定している箇所について、継続して緑化の推進を行いました。

具体的事業	企業や団体と連携した緑地の保全
事業の概要	森づくりパートナーシップ協定に基づき、市民等が行う緑地の散策路整備や保全活動等を支援する。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・森づくりパートナーシップ制度により、6 団体 6 箇所 40ha の維持管理を市民協働により行うことができました。 ・森づくりパートナーシップ協定団体の活動等に参加することで、各団体の個別の課題を把握し、市が支援すべき課題について、迅速に対応しました。 ・活動保険への加入等の支援を行いました。 ・市民協働による緑地等の維持管理を推進したことにより、恵み豊かな自然環境を守り・育て、次世代につなげることの意識の向上を図ることができました。

具体的事業	街美化アダプト制度の推進・充実
事業の概要	街美化アダプト制度により、市民による緑地の清掃活動等を支援し、緑地等の適正な維持管理を行う。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 4(2022)年度からアダプト活動団体が 1 団体 (1 箇所) 減り、28 団体 35 箇所 71ha の維持管理を市民協働により行うことができました。 ・市民協働による緑地等の維持管理を推進したことにより、恵み豊かな自然環境を守り・育て、次世代に繋げることの意識の向上を図ることができました。

具体的事業	市民協働による不法投棄防止対策事業の実施
事業の概要	自主的な不法投棄防止活動を実施する市民団体とパートナーシップ協定を締結し、市民との協働による不法投棄対策事業を実施する。
R5 取組状況	<p>パートナーシップ締結団体の活動内容は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・散乱ごみの収集 ・不法投棄防止パトロール ・監視カメラ、フェンス周辺の草刈り、花植え

イ 緑化の推進

具体的事業	街路樹や道路植栽帯の整備などによる緑化の推進
事業の概要	都市計画道路等の道路改良事業における植栽帯の整備
R5 取組状況	令和5（2023）年度は植栽帯の整備は行われませんでした。

具体的事業	公共施設の壁面緑化、ストック再生緑化事業及び（仮称）公共施設緑化マニュアル作成
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設への計画的な緑化の推進を実施することで、市民の緑化意識の向上や普及啓発を図る。 ・公共施設の緑化を推進するため、公共施設緑化の設置及び持続可能な維持管理の手法を盛り込んだ（仮称）公共施設緑化マニュアルを策定する。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の維持管理のための壁面緑化の剪定を実施しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・横山公民館、東林公民館、城山総合事務所 ・市役所第1別館壁面緑化の維持管理 ○他市他県の公共施設緑化マニュアルの要素を分析し、マニュアル掲載項目についての検討を行いました。

具体的事業	緑化促進事業の検討
事業の概要	緑化重点地区における緑化手法の検討、緑化助成事業の充実による緑化活動の推進及び緑化指導等による民有地の緑化推進
R5 取組状況	他自治体における緑化重点地区の緑化手法について、情報収集を行いました。

具体的事業	(公財) 相模原市まち・みどり公社事業の充実
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ (公財) 相模原市まち・みどり公社のみどりに関する公益事業に要する経費に対し助成を行い、都市緑化推進の一層の充実を図る。 ・ (公財) 相模原市まち・みどり公社と連携し、屋上緑化・壁面緑化・駐車場緑化、生垣設置に取り組む市民などに対し、経費の一部を助成する。 ・ 森づくりパートナーシップ協定団体に対し、(公財) 相模原市まち・みどり公社と連携し、必要機材の貸与や活動資金の補助等により支援する。 ・ (公財) 相模原市まち・みどり公社との連携等により、活動団体における新たな人材育成及び活動者のスキルアップへの取組を支援していく。 ・ 市民協働による森づくり事業をより持続性を高めるとともに、ボランティアの情報交換や交流を図る取り組みを推進する。
R5 取組状況	<p>(公財) 相模原市まち・みどり公社のみどりに関する公益事業に要する経費に対し助成を行いました。(公財) 相模原市まち・みどり公社の事業実績については以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ みどりの講習会事業の実施や、イベント等における花苗の配布など緑化の普及啓発に努めました。 ・ 緑化事業の活動報告等の記事を掲載した機関紙「さがみはらグリーン」を年2回発行し、緑に関する情報の発信に努めました。 ・ 生垣設置奨励金交付として 38.0m、駐車場緑化奨励金として 37.4 m²の交付を行いました。 ・ 機材貸与の実施及び活動資金の補助を行い、森づくりパートナーシップ協定団体に対し、支援を行いました。 ・ 講習会等を実施し、みどりのボランティアの育成・支援を行い、新たな人材育成及び活動者のスキルアップを行いました。

具体的事業	緑化指導等による民有地の緑化推進
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民有地において、良好なみどりの環境が減少している状況の中で、建築物の敷地単位で都市における緑を確保するために、相模原市開発事業基準条例に基づき緑化の指導及び推進を行う。
R5 取組状況	<p>市開発事業基準条例に基づき、開発事業に係る民有地の緑化について、適正な緑化指導により緑地等を確保しました。</p>

ウ 里地里山の保全と活用

具体的事業	生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例等に基づく里地里山保全団体認定及び区域指定、団体支援
事業の概要	里地里山の保全・継承等を行う市民団体等に対し、団体認定及び区域指定を行うとともに活動を支援する。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・認定を受けている2団体（「小松・城北」里山をまもる会及びNPO法人篠原の里）の活動支援を行いました。 ・新たな団体の認定に向けた検討を行いました。

具体的事業	保全団体と企業や学校等との連携による里地里山の保全・活用及び文化の伝承
事業の概要	認定団体等と企業や学校等との保全等活動に係る連携の促進を図る。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「小松・城北」里山を守る会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広田小学校の里山体験学習（大豆の種まき及び収穫、豆腐・きなこ作り等）を実施しました。 ○ NPO 法人篠原の里 <ul style="list-style-type: none"> ・ 畑並びに二次林等の保全を図りました。 ・ ミカン摘み取り体験を3回開催し、自然体験の提供を行いました。 ・ 植物・蝶類等の観察会を12回開催し、記録や守り手の育成を行いました。 ・ 中・大型哺乳類観察会を2回開催し、定点カメラを活用して動物の生育状況を把握しました。 ・ 間伐体験会を4回、炭焼き体験教室を5回、木工体験を4回開催し、森林伐採や材木の運搬、炭焼きの技術の伝承を行いました。 ・ 篠原川の整備を行い、里の宝の保全活動を行いました。

エ 持続的な農林業の振興

具体的事業	さがみはら津久井産材の利活用の推進
事業の概要	さがみはら森林ビジョンに基づき、さがみはら津久井産材利用拡大協議会と連携しながら、さがみはら津久井産材の利用拡大を中心に、林業の担い手の確保・育成や木材の循環利用等、林業の振興に向けた取組を実施する。
R5 取組状況	<p>庁内物品等の木製品利用を促進しました。（ナラ枯れ材ベンチ）</p> <p>さがみはら津久井産材利用拡大協議会による、さがみはら津久井産材普及啓発チラシ（第2弾）を制作しました。</p> <p>さがみはら津久井産材の利用促進のため、林業の人材育成・担い手確保事業を実施しました。</p> <p>【新技術導入】 3 事業体</p> <p>【機械購入】 4 事業体</p> <p>【安全装備購入】 6 事業体</p> <p>【資格取得】 1 事業体</p> <p>【家賃補助】 1 事業体</p> <p>【公共的建築物等促進事業】 2 件 （ショールーム、イノベーション創造拠点施設）</p> <p>【家づくり事業】 6 件</p>

具体的事業	農産物の地産地消の促進
事業の概要	地場農産物の生産振興・消費拡大を図り、ブランド農産物の開発及び6次産業化の推進を支援する。
R5 取組状況	<p>ブランド農作物の開発や、6次産業化の推進を実施しました。</p> <p>野菜・果樹・花卉植木の生産向上、経営安定、市内消費の拡大等を図るため、資材・薬剤の購入などに対して助成を実施しました。</p>

具体的事業	特定生産緑地の指定の推進
事業の概要	市街化区域内において、緑地や防災上の空地などの役割を持っている農地等で、良好な都市環境の形成を目的として平成4（1992）年より都市計画決定された生産緑地地区は、順次、都市計画決定から30年が経過する日以後、所有者はいつでも市に買取り申出が可能となり、都市計画上、不安定な状態に置かれることとなる。そのため、30年経過後も保全することにより、引き続き良好な都市環境の形成が図られることが期待される生産緑地を所有者の意向を踏まえ、市が指定し、買取り申出が可能となる時期を10年延期する特定生産緑地制度を活用する。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページや、生産緑地の対象所有者に個別通知して、制度等の周知を実施しました。 ・平成6（1994）年度指定の所有者に向けて、受付を開始しました。

具体的事業	都市農地の保全推進
事業の概要	生産緑地制度や都市農地貸借円滑化法による貸借制度の活用等の農地の保全を行う。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸借に対する相談受付 2件 ○ 貸借希望者に関する情報のストック（希望者台帳への登載、マッチング） <ul style="list-style-type: none"> 【借りたい】累計2件 【貸したい】累計1件 【マッチング】0件 ○ 法定手続きの受付 1件

オ 公園の整備と適正管理

具体的事業	特殊（歴史）公園整備の推進（（仮称）城山中央公園等）
事業の概要	（仮称）城山中央公園の整備を行う。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公園整備概要を整理し、適合する公園種別を確定後、必要な都市計画変更に向けた手続きを実施しました。 ・市民利用を促進するための園路を整備しました。

具体的事業	特殊（歴史）公園整備の推進（史跡勝坂遺跡公園等）
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡勝坂遺跡公園及び当麻亀形遺跡の公園の整備を行う。 ・湖月荘跡地の利活用を行う。
R5 取組状況	利活用についての検討（湖月荘）を行いました。

具体的事業	霊園の整備
事業の概要	峰山霊園の整備を行う。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・新規樹林型合葬式墓所などについて公募を実施しました。 ・市営墓地基本計画の改定を行いました。 ・新規樹林型合葬式墓所の基本・実施設計を実施しました。

具体的事業	県立津久井湖城山公園の整備・拡大の促進
事業の概要	県立津久井湖城山公園の整備・拡大の促進を行う。
R5 取組状況	協議会等への参加をしました。

具体的事業	相模総合補給廠共同使用区域への相模原スポーツ・レクリエーションパークの整備推進
事業の概要	相模原スポーツ・レクリエーションパークの整備を行う。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・人工芝野球場張芝、駐車場整備、管理棟建設工事を実施しました。 ・人工芝野球場、駐車場、管理棟の全面供用を開始しました。

具体的事業	都市基幹公園の整備
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・淵野辺公園の区域拡大 ・遊具の更新等、公園の魅力向上を図る取組の実施
R5 取組状況	整備手法の検討、園路改修の設計及びトイレの現状調査を実施しました。

具体的事業	市街地部における街区公園等の整備推進 開発事業における適切な公園確保の促進
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地部における街区公園等の整備推進 ・開発事業基準条例などによる適正な公園設置の促進 ・地域の実情に即した身近な公園の整備・再整備 ・借地型公園制度の見直しと検討
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・13公園で遊具を整備しました。 ・開発事業者との協議を実施するとともに、開発提供公園整備の指導、監督を実施しました。 ・借地型公園制度の見直しと検討を実施しました。

具体的事業	公園施設の適正な管理、点検の実施と必要な補修の推進 利用マナー向上等の適正な公園利用の推進
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーや遊具安全基準などに対応した公園施設の補修及び改修 ・利用者のマナー向上などによる適正な公園利用の確保 ・公園利用者の利便性や快適性の向上に資する民間活力等の導入の検討
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設長寿命化計画に基づく、公園遊具等の更新を行いました。 ・利用者マナーの啓発（看板設置、現状把握・指導）を行いました。

具体的事業	ワークショップ等による市民協働の公園づくりの推進 市民協働による公園の美化活動の推進
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップなど市民協働による公園づくりの推進 ・街美化アダプト制度による親しまれる公園づくりの推進
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・街区公園の街美化アダプトを推進しました。 【街区公園の街美化アダプト制度管理公園数の割合】 468 公園/570 公園（82.1%） ・公園清掃を検討している団体に対し、アダプト制度の説明を積極的に行うことにより、制度の参加を促しました。

カ 親緑空間の充実

具体的事業	散策路とその周辺環境の適切な維持管理
事業の概要	「緑地管理マニュアル」に基づき、散策路及び周辺環境の維持管理を地域住民の意見を聴取するとともに、市民と協働し実施する。
R5 取組状況	市民協働による散策路整備のほか、散策路周辺の除草、倒木の恐れにある枯損木の伐採を実施しました。

具体的事業	散策路や遊歩道の利用促進
事業の概要	市民協働による中央緑地の散策路の維持管理や点検、木もれびの森マップ等の配布を実施し、散策路や遊歩道の利用促進を図る。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働による中央緑地の散策路の維持管理や点検を実施したほか、散策路（麻溝台地区）に段差が生じていたため、修繕を実施しました。 ・各区行政資料コーナー等に木もれびの森マップを配架したほか、関係団体による配布を実施しました。

具体的事業	登山道などの美化清掃活動及び整備・改修
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県と本市が長距離自然歩道（東海自然歩道及び首都圏自然歩道）の管理業務について協定を締結し、市内を通過する自然歩道を安全かつ安心して利用できるように管理するとともに、普及宣伝活動を行い、利用促進を図る。 ・かながわパークレンジャー等からの情報をもとに市が管理する遊歩道、登山道の倒木処理、草刈など維持管理業務を行う。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・東海自然歩道及び首都圏自然歩道の管理について、年4回巡視を実施しました。 ・登山道の草刈りについては、おおむね仕様書のとおり実施しました。

具体的事業	交流・体験事業によるネットワークの利用促進
事業の概要	市民向けの森林講座や体験イベントの開催、催し物等での情報提供の促進に取り組む。
R5 取組状況	<p>市民の森予定地である、大明神展望台周辺の樹木の伐採を行い、景観の改善を実施しました。市民の森予定地での体験イベントは実施しませんでした。</p> <p>【イベント出展】</p> <p>市民まつり、環境まつり、SDGs イベント、SC 相模原ホームゲーム、アリオ橋本「森フェス」</p> <p>【展示内容】</p> <p>パネル展示、木工ワークショップ、体験型イベント（VR 森林浴）を実施</p>

（２）今後の方向性

引き続き、公共施設や民有地での緑化、都市部の公園整備を推進するとともに、特定生産緑地制度の活用や保存樹林の新規指定の検討等を行うことで、緑地面積の維持に取り組みます。また、さがみはら津久井産材の利用拡大や農産物の地産地消の促進を図るなど、持続的な農林業の振興を図ります。

また、景観、地域文化及び生物多様性の保全・再生につながる里地里山の保全と活用を推進します。

施策3 水辺環境の充実 ～清らかな流れと水辺を守ります～

清らかな流れや水辺環境、生物多様性の保全を目指し、森林の保全・再生を進めることで、森林の持つ多面的機能の維持向上、美化活動の推進及び水辺空間の充実を図るため、各種事業に取り組んでいます。

(1) 令和5年度 of 取組状況

ア 水循環機能の向上

具体的事業	河川や湖沼の水質監視の充実・強化
事業の概要	計画的・継続的な水質調査を行い、河川及び湖沼の水質環境を監視し、環境基準の達成状況に応じて、水質監視の強化及び汚濁源対策を講じるとともに、利水者との調整を図る。
R5 取組状況	水質測定計画に基づく水質の監視については、予定どおり実施しました。 河川及び湖沼の BOD・COD 環境基準達成状況は次のとおりとなりました。 【観測地点に対する環境基準値等達成地点の割合】 22/23 (96%)

具体的事業	公共下水道や高度処理型浄化槽の設置による生活排水対策の促進
事業の概要	適切な生活排水処理を行うことにより、水源環境の保全、生活環境の向上を図るため、污水管及び浄化槽の整備を行う。
R5 取組状況	整備状況は次のとおりです。 【公共下水道整備面積】 9.4 h a 【高度処理型浄化槽設置基数】 77 基

具体的事業	地下水かん養などを図るための透水性舗装、雨水浸透ますの設置の促進 (1/2)
事業の概要	雨水浸透ますの設置を促進することで、水循環の保全や道路冠水等の軽減を図る。
R5 取組状況	整備状況は次のとおりです。 【浸透ます】 2 件 (8 基)

具体的事業	地下水かん養などを図るための透水性舗装、雨水浸透ますの設置の促進 (2/2)
事業の概要	都市計画道路等の道路改良事業における透水性舗装の整備を行う。
R5 取組状況	整備状況は次のとおりです。 【透水舗装の整備】 2, 223.3 m ²

具体的事業	森林所有者と連携した森林の保全・整備（私有林整備事業）
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・森林所有者や森林組合等の事業者と協力して、人工林及び里山林（天然林）の適切な管理の推進に取り組む。特に水源地域の森林整備については、県の「水源の森林づくり事業」と連携を進める。 ・水源の森林エリアの私有林の整備に対しては、県の「協力協約事業」による事業費の8割補助（水源環境保全税）に加えて、市が2割の上乗せ補助を行い、適切な森林整備を促進する。
R5 取組状況	<p>整備状況は次のとおりです。</p> <p>【整備面積】 1,283.67ha（累計）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐、枝打ち 25.28ha ・ 作業路 784.7m

具体的事業	神奈川県と連携した森林の保全・整備（市有林整備事業）
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・水源保全地域（水源の森林エリア、地域水源林エリア）における市有林について、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」及び同実行計画に基づく関係施策との連携により、適切な管理に取り組む。 ・水源保全地域における市有林の森林整備については、神奈川県からの補助（水源環境保全税）により整備に取り組む。
R5 取組状況	<p>整備状況は次のとおりです。</p> <p>【整備面積】 175.46ha（累計）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐 5.68ha

イ 水辺環境の保全と再生

具体的事業	ホタル舞う水辺環境保全団体認定及び区域指定、団体支援等
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例に基づき、良好な水辺環境の指標昆虫であるホタルの生息環境保全等を行う市民団体等に対し、団体認定及び区域指定を行うとともに活動を支援する。 ・保全団体と企業等が連携した水辺環境の保全の推進を行う。
R5 取組状況	<p>青野原元気村、三ヶ木ホタル保存会、牧野元気創生会、上河原たすきの会及び阿津川蛍の会へ財政支援を実施しました。</p> <p>新たな団体の認定に向けた検討を行いました。</p>

具体的事業	河川改修
事業の概要	河川改修により浸水被害を解消し、市民が安心して暮らせる生活環境を実現させるとともに、自然に配慮した多自然川づくりを目指し、市民に親しまれる水辺空間を創出するなど、潤いのある川づくりを進める。
R5 取組状況	河川改修を 15.8m（道保川）実施しました。

具体的事業	市民や自治会、河川保護団体、企業等の河川美化活動の支援
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・相模川、境川、道志川の3河川の美化活動を実施し、市民等の河川美化に対する意識の向上を図る。（相模川クリーン作戦、境川クリーンアップ作戦、道志川美化活動） ・河川美化活動を実施する個人や団体に対して、清掃道具の貸し出しや、回収したゴミの処分等の支援を行う。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・相模川クリーン作戦の実施を実施しました。 【参加者】2,163名 ・境川クリーンアップ作戦の実施を実施しました。 【参加者】1,225名 ・道志川美化活動の実施を実施しました。 【参加者】15名 ・河川美化活動を実施する団体への支援を行いました。 【団体数（参加者）】12団体（69名）

ウ 親水空間の充実

具体的事業	相模川ふれあい科学館管理運営
事業の概要	指定管理者と連携して、相模川ふれあい科学館において自然環境の体験・学習の充実、相模川流域の広域的な情報発信を行う。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・流れのアクアリウム、湧水と小川のアクアリウム等従来からの展示を継続することにより、相模川に生息する生き物を観賞、ふれあいの場を市民に提供しました。 ・特別企画展（ちっちゃないきもの展、ワンダフル！！昆虫展等）を行うことにより、相模川の情報発信及び自然環境の体験・学習施設としての機能向上を図り、集客向上にも繋がりました。 ・相模川ふれあい科学館映像音響機器等修繕を行い、映像機器等の更新を行ったことで、施設の機能向上に繋がりました。 【令和5(2023)年度入館者数】221,438人

具体的事業	相模川フィールドミュージアム構想の推進、関連施設との連携
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・相模川ふれあい科学館にて相模川に関する体験会、観察会等を実施することにより、市民に相模川を訪れる人の生涯学習の場を提供する。 ・近隣関連施設との事業間連携を行う。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・田名小学校の児童を対象に、相模川河川敷でのフィールド体験（生物・環境観察会（7月））を実施しました。 ・田名北小学校の児童を対象に、出張授業、屋外授業（6月）、相模川での生き物採集（10月）及び水槽展示を実施しました。 ・7団体（相模川第一漁協、北里大学、東北緑化環境保全、栃木県水産試験場、久慈高等学校、横須賀市自然・人文博物館、新江ノ島水族館）と共同で企画展示を実施しました。 ・科学館及び他の関係施設（市立博物館、環境情報センター等）において、相互にリーフレットを配架しました。

具体的事業	相模川沿岸の水源環境保全・再生
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・人々が親しむことのできる水辺環境を守り・つくるための緑地保全の手法を検討 ・地域水源林の保全・再生事業の実施 ・健全な水循環機能向上へ取り組むため、河川の重要な機能である治水・利水・親水を保全することを目的に施設管理者や河川管理者と連携の強化
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・県との連携による地域水源林保全・再生事業において、上溝地区で森林整備を実施しました。 ・県央相模川サミットへの参画による合同クリーンキャンペーンを実施しました。 ・相模川ふれあい科学館の指定管理者による地稚アユの放流（約300匹）及び中道志川トラスト協会による稚アユの放流（約21,000匹）を実施しました。

具体的事業	水辺環境の保全・創出による親水空間の充実
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・相模川や道保川沿いの緑地を利用して、自然環境を生かした親水空間の検討・整備を行う。 ・相模川流域、道保川流域及び境川流域における水辺の拠点において、親水空間等の施設の検討・充実を図る。 ・平成7（1995）年3月に閉鎖された旧フィッシングパーク跡地の元淡水魚増殖試験場跡地について、良好な自然環境を生かした親水空間の創出に係る取組を神奈川県に対し働きかけを行う。 ・水辺やみどりを活用したイベントを開催し、水辺環境の保全・創出や、緑地の保全・活用を図る。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県による取組の促進を行いました。 ・相模川沿岸施設の充実のため、次のとおり、整備・修繕を行いました。 広場整備＝三段の滝下多目的広場不陸修繕 散策路整備＝相模川散策路施設修繕（大島）、相模川散策路施設修繕（磯部ほか）、磯部頭首工公園車止め修繕 トイレ修繕＝三段の滝下流公衆便所足洗い場等修繕高田橋川のトイレ洗浄管詰り修繕 ・親水空間整備についての検討を行いました。 ・つり教室を実施しました。（1回） ・環境団体同士の交流は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。 ・多目的広場の管理運営については、地域団体と市との合意書の締結により地域団体が適正な管理運営を行いました。

具体的事業	津久井湖周辺の親水空間の有効活用
事業の概要	津久井湖面の親水空間の利活用
R5 取組状況	普通財産の利活用について検討しました。

（2）今後の方向性

引き続き、人工林の計画的な主伐と若返りを図る「資源循環」の取組を検討するなど、計画的、効率的な森林整備に取り組むとともに、周辺自治体との広域的な連携により、森林の持つ水源かん養機能等の多面的機能の維持向上を図ります。

また、市民・関係機関・環境保全団体等との更なる連携により、水辺環境の保全及び親水空間の充実を図ります。

基本目標 4

環境リスクの管理 ～安全で快適な生活環境の実現～

【目指す姿】

全ての市民が健康で安全な暮らしができるよう、環境の継続的な監視、事業所など環境汚染物質の発生源への指導、九都県市など周辺自治体と連携した広域的な取組により、安全で快適な生活環境の実現を目指します。

【関連するSDGsのゴール】



1 基本目標の達成の目安となる指標

指標 [算定式]	基準値 (年度)	R2 (2020) 実績	R3 (2021) 実績	R4 (2022) 実績	R5 (2023) 実績	中間目標 R5(2023)	最終目標 R9(2027)
大気環境基準を達成した地点の割合 (%) [環境基準達成地点数/測定地点数 ※1]	86 H30(2018)	86	86	86	86 	86 以上	86 以上
公共用水域及び地下水の環境基準を達成した地点の割合 (%) [公共用水域・地下水の環境基準適合地点数/公共用水域・地下水の測定地点数]	87 H30(2018)	74	75	81	74 	88 以上	89 以上

騒音の環境基準を達成した地点の割合(%) [(道路交通騒音の環境基準適合戸数+航空機騒音の環境基準適合地点数)/(道路交通騒音の評価対象住居等戸数+航空機騒音の測定地点数)]	89 H30(2018)	93	91	91	91 	89 以上	89 以上
化管法*2に基づく化学物質の環境への排出量(t) [PRTRで報告された化学物質の排出量の合計]	284 H29(2017)	249 H30(2018)	220 H31(2019)	205 R2(2020)	208 R3(2021) 	242 以下 *3	234 以下 *4
事業所などへの立入検査の実施回数(回) [事業所、解体工事現場等への立入検査の実施回数]	202 H30(2018)	194	199	308	278 	229 以上 *3	230 以上 *4

*1 測定地点数：各測定局等における二氧化硫・一酸化炭素などの測定項目ごとの延べ地点数

*2 化管法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

*3 再設定した最終目標の達成を見据えた目安値

*4 計画改定に伴い再設定した最終目標値

2 現状(指標の達成状況等)

大気環境については、基準値を維持し、目標を達成しましたが、5地点で測定をしている光化学オキシダントについては、全地点で環境基準を達成しませんでした。今後も、測定を継続して行うとともに、大気環境の保全に係る取組を進める必要があります。

公共用水域及び地下水の環境については、基準値と比較して下回りました。公共用水域については、気象条件等の影響もあり生活環境項目の一部（pH、大腸菌数など）が環境基準を達成しなかったことが要因です。今後も、測定を継続して行うとともに、水質環境の保全に係る取組を進める必要があります。

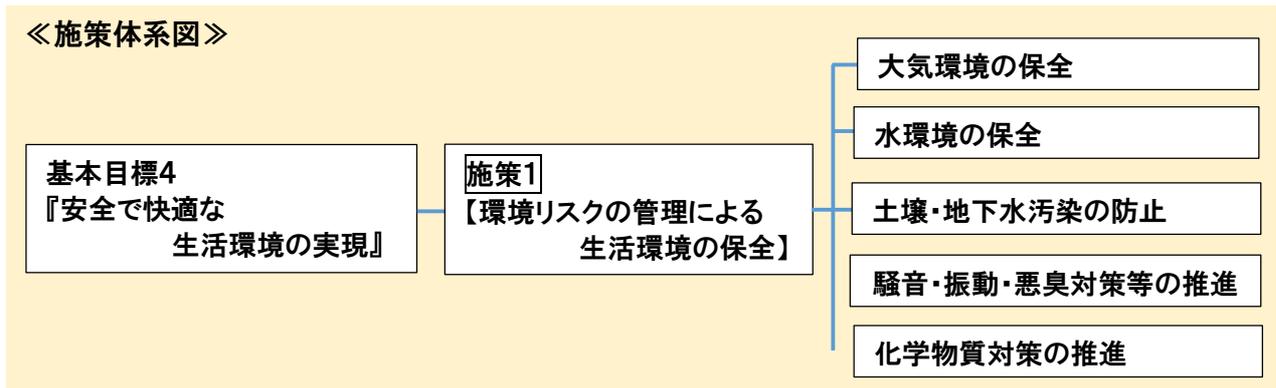
騒音については、道路交通騒音において、市域を5か年計画で調査しており、対象住居等の91%で環境基準に適合し、また、航空機騒音において、全地点で環境基準を達成したことによ

り目標を達成しました。今後も、測定を継続して行うとともに、騒音対策の推進に向けた取組を進める必要があります。

化学物質の環境への排出量については、最終目標を達成しました。今後も、現在の状況を維持するため、引き続き排出量を把握し、事業者、市民、行政で情報共有を行う必要があります。

立入検査については、基準値を超え、目標を達成しました。今後も、継続して計画的な立入検査を行う必要があります。

3 施策の取組状況と今後の方向性



施策1 環境リスクの管理による生活環境の保全

大気や水環境の保全及び化学物質対策の推進のため、環境監視の継続的な実施等に取り組んでいます。また、生活環境の保全のため、土壌地下水汚染の防止や騒音等の対策に取り組んでいます。

(1) 令和5年度の取組状況

ア 大気環境の保全

具体的事業	環境監視の継続的な実施
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法に基づき、大気常時監視測定局での常時監視及び大気環境モニタリングによる優先取組物質等の調査を実施する。 ・微小粒子状物質（PM2.5）の調査、解析を実施する。
R5 取組状況	<p>環境基準が設定されている物質については、光化学オキシダントを除き環境基準を達成しました。</p> <p>微小粒子状物質については、市役所測定局及び相模台測定局で調査を実施し、発生源寄与の解析を行いました。</p>

具体的事業	事業所への立入検査の実施
事業の概要	大気汚染防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例等に基づく事業所等への立入検査及び指導等を実施する。
R5 取組状況	ばい煙発生施設等の大気に係る事業所への立入検査を 50 回実施し、施設の稼働等に係る指導を行いました。

具体的事業	アスベスト対策の実施
事業の概要	アスベスト使用建築物等の解体等工事への立入検査及び環境調査を実施する。
R5 取組状況	立入検査については、届出のあった 14 現場を含む 46 回の立入検査を実施しました。 また、解体等工事中の 5 現場の周辺において、環境調査を実施しました。

具体的事業	広域的な対策の実施
事業の概要	九都県市と連携した次世代クリーンエネルギー自動車の導入促進、ディーゼル自動車規制、エコドライブの普及促進、光化学オキシダント、微小粒子状物質 (PM2.5) の削減への取組を実施する。
R5 取組状況	九都県市の大気保全専門部会及び各ワーキンググループにおいて、情報交換や啓発事業を実施しました。

具体的事業	次世代クリーンエネルギー自動車の普及促進【再掲】
事業の概要	燃料電池自動車を購入する市民・事業者に対して奨励金を交付することにより、次世代クリーンエネルギー自動車の普及促進を図る。
R5 取組状況	以下のとおり、奨励金を交付しました。(再掲) ○燃料電池自動車 (FCV) 【交付金額】 900,000 円 【交付台数】 3 台

具体的事業	アイドリングストップ機能付ノンステップバスの導入促進【再掲】
事業の概要	バス事業者に補助金を交付することにより、燃費が良く、乗降しやすい車両の導入による利便性の向上を図ることで、マイカー等からバスへの転換を促す。
R5 取組状況	市内の営業所におけるアイドリングストップ付きノンステップバス車両の導入を促進し、令和 6 (2024) 年 4 月 1 日時点で 126 台 (53.8%) の保有台数を維持しております。

具体的事業	交通需要マネジメント（TDM）による自動車適正利用の促進【再掲】
事業の概要	自動車利用者の交通行動（時間、経路、手段、利用の方法など）の変更を促すことによって自動車の適正利用を促進する。
R5 取組状況	県道 52 号の交通需要マネジメントの取組に向けて、庁内ワーキンググループを設立し、施策の検討を実施しました。

具体的事業	エコドライブの普及【再掲】
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・九都県市、関係機関等と連携して、広報活動を実施する。 ・市内のイベント等において、エコドライブシミュレーターを用いたエコドライブ体験等による啓発活動を実施する。
R5 取組状況	市内のイベントにおいて、啓発動画の放映、啓発品の配布等を行いました。また、九都県市の取組みとして、ラジオ放送、トレインチャンネル（電車内動画広告）及びシネアド（映画 CM）での啓発を行いました。

具体的事業	カーシェアリングの普及【再掲】
事業の概要	過剰な自動車利用を抑制するため、カーシェアリングの普及啓発により自動車保有台数の削減を促す。
R5 取組状況	南区合同庁舎の敷地内において、市が公用車として使用しない閉庁日には市民の方も気軽に利用できる EV によるカーシェアリングサービスを実施しました。

イ 水環境の保全

具体的事業	河川、湖の水質状況の測定
事業の概要	水質汚濁防止法に基づき策定された県水質測定計画及び市水質測定計画により、河川及び湖沼の水質の定期調査を実施する。
R5 取組状況	県及び市計画に基づき、市内 9 河川 2 湖沼の 23 地点において、定期調査を実施しました。健康項目については、すべての地点で環境基準を達成しましたが、生活環境項目については一部項目で環境基準を達成していない地点がありました。

具体的事業	水質汚染発生源対策の推進
事業の概要	水質汚濁防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく事業所等への立入検査及び指導を実施する。
R5 取組状況	河川等に排水する事業者への立入検査を 130 件行い、施設の稼働等に係る指導を行いました。また、河川に排水する 30 事業者への排水検査を行い、93%が基準に適合していました。

具体的事業	津久井地域の下水道整備の推進
事業の概要	湖や河川への生活排水による環境負荷の低減を図るため、公共下水道の整備を進める。
R5 取組状況	公共下水道の整備を下記のとおり実施しました。 【整備面積】 9.4ha 【整備延長】 3232.7m 【整備率】 84.3%（事業計画認可面積の増加変更に伴う減少）

具体的事業	合流式公共下水道の分流式への改善
事業の概要	相模川の水質保全のために、汚水と雨水を同一の下水道に流す合流式下水道を別々の下水道に流す分流式下水道に改善する取組を行う。
R5 取組状況	合流式下水道で整備した相模原、中央、清新などの約 393ha について、汚水管を新設し、既存合流管は雨水管へ転用を基本として整備を進めています。 【整備済面積】 281.0ha 【整備率】 71.4%

具体的事業	高度処理型浄化槽整備事業【再掲】
事業の概要	湖や河川への生活排水による環境負荷の低減を図るため、平成 21(2009)年 7 月から、津久井地域のうちダム集水区域で下水道整備計画区域外にある家屋に対して、申請に基づき市が高度処理型浄化槽を設置している。
R5 取組状況	高度処理型浄化槽について、下記のとおり設置しました。 【設置基数】 77 基 【整備率】 33.3%

ウ 土壌・地下水汚染の防止

具体的事業	地下水の水質測定
事業の概要	県水質測定計画及び市水質測定計画に基づき、地下水の水質の定期調査を実施する。
R5 取組状況	県計画に基づき、市内の地下水質の調査を実施しました。概況調査を行った 18 地点全てで環境基準を達成しました。また、汚染が判明している 5 地点の継続監視調査を実施しました。 市計画に基づき、市内 26 地点で揮発性有機化合物 4 項目の調査を実施した結果、24 地点で環境基準を達成しました。

具体的事業	地下水汚染の未然防止対策の推進
事業の概要	水質汚濁防止法に基づく立入検査を実施し、地下浸透を防止する施設の構造を検査するとともに、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定有害物質の使用状況等の記録の管理等、土壌汚染及び地下水汚染を未然に防止するための指導を実施する。
R5 取組状況	水質汚濁防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、有害物質を使用している事業所に立入を行い、適切な地下浸透防止対策をするように指導しました。

具体的事業	土壌汚染対策の規制指導
事業の概要	土壌汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、有害物質使用特定施設の廃止又は土地の形質変更に伴い、特定有害物質による土壌汚染のおそれがある場合等において、土地所有者等に対し、土壌調査及び土壌汚染対策を行うよう指導する。
R5 取組状況	土壌汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、有害物質使用特定施設の廃止又は土地の形質変更に伴い、特定有害物質による土壌汚染のおそれがある場合等において、土地所有者等に対し、土壌調査及び土壌汚染対策をするように指導しました。

エ 騒音・振動・悪臭対策等の推進

具体的事業	環境監視の継続的な実施
事業の概要	騒音規制法に基づき、主要幹線道路における道路交通騒音を5か年計画で測定を実施する。
R5 取組状況	令和4(2022)年から令和8(2026)年までの5か年計画の2年目であり、国道468号等で測定を実施し、対象の住居等9,795戸のうち9,235戸において環境基準を達成しました。

具体的事業	事業所への立入検査の実施
事業の概要	騒音規制法、振動規制法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例等に基づく事業所等への立入検査および指導等を実施する。
R5 取組状況	施設の稼働及びカラオケ店の営業による騒音苦情や排水処理施設の悪臭苦情に伴う立入検査等を実施し、指導等を行いました。

具体的事業	公害苦情の解決に向けた体制の整備
事業の概要	法令の基準のみでは解決しない場合等に対応する体制の整備に取り組む。
R5 取組状況	公害苦情相談において、法令の基準との比較に適さない場合においても、近隣への配慮の要請等により解決に努めました。 公害等調整委員会や市民相談等、様々な手段での解決について、研修等により職員の資質の向上を図りました。

具体的事業	米軍機騒音対策
事業の概要	米軍機による騒音の発生状況を把握するために、環境基準が適用される地域内で航空機騒音を測定するとともに、市民からの苦情件数をまとめ、神奈川県や関係市などと連携し、国及び米軍に要請活動を行う。
R5 取組状況	米軍機による騒音の発生状況を把握するために、環境基準が適用される地域内で航空機騒音を測定するとともに、市民からの苦情件数をまとめ、神奈川県や関係市などと連携し、国及び米軍に要請活動を行いました。

オ 化学物質対策の推進

具体的事業	環境監視の継続的な実施
事業の概要	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質、土壌中のダイオキシン類の測定及び廃棄物焼却施設の適切な施設の稼働等の指導を実施する。
R5 取組状況	ダイオキシン類については、大気 4 地点、水質 12 地点（4 河川 6 地点、地下水 6 地点）、土壌 4 地点で測定を実施し、全ての地点で環境基準を達成しました。 廃棄物焼却施設については、7 施設の立入検査および排ガス検査を実施し、指導等を行いました。

具体的事業	事業者による化学物質の適正な使用・管理の促進
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質セミナーの開催等により事業者の自主的な化学物質の管理を促すとともに、事業者、市民、行政で情報を共有し、相互に理解、意思疎通を図る。 事業者から届出された化学物質の環境への排出状況等を集計し、公表する。
R5 取組状況	化学物質セミナーはオンラインで開催し、参加者は 86 名でした。 また、令和 4(2022)年度に事業者から届出された、令和 3(2021)年度の化学物質の排出量、移動量、取扱量を集計し、ホームページで公表しました。

(2) 今後の方向性

大気環境については、依然として環境基準を達成していない光化学オキシダントの監視を継続するとともに、事業所などの固定発生源への指導や九都県市など周辺自治体と連携した対策を進めていきます。また、アスベストについては、使用建築物等の解体が増加すると予想されていることから、大気汚染防止法に基づく指導を徹底するとともに、環境調査を行いアスベスト飛散の実態把握に努めます。

公共用水域及び地下水については、水質の監視を継続するとともに、法令に基づく届出等の審査や定期的な立入検査による事業者への指導を徹底し、汚染物質排出の削減を進めていきます。また、近年関心が高まっている有機フッ素化合物（PFAS）については、引き続き水質の目標値の設定等に係る国の動向を注視するとともに、本市としても地下水及び河川における環境調査を行い、その結果を市ホームページ等で公表していきます。

化学物質対策については、事業者による化学物質の適正な使用や管理を促進し、事業者、市民、行政が化学物質に関する情報を共有等できるよう、化学物質セミナーの実施等による啓発に努めます。

基本目標5

環境に配慮したライフスタイルの促進 ～環境保全の人づくり・仕組みづくり～

【目指す姿】

環境に配慮したライフスタイルの変革を行い、市全体の環境配慮の意識の向上、そして、多様な主体の連携により環境課題の解決を図っていく社会の実現を目指します。

【関連するSDGsのゴール】



1 基本目標の達成の目安となる指標

指標 [算定式]	基準値 (年度)	R2(2020) 実績	R3(2021) 実績	R4(2022) 実績	R5(2023) 実績	中間目標 R5(2023)	最終目標 R9(2027)
環境意識の醸成度((日常生活において環境に配慮している市民の割合) (%) [市民アンケート*1]	49.9 R1(2019)	51.7	54.2	58.7	57.3 	59.7 *2	63.7 *3
環境学習講座の参加人数 (人) [環境情報センターにおける環境学習事業+その他自然体験学習などへの参加者人数の合計人数]	3,788 H30(2018)	413	1,333	2,866	3,766 	4,070	4,300

*1 市民アンケート調査の環境配慮項目6項目のうち、2項目以上行っている人の割合 (P.137 参照)

*2 再設定した最終目標の達成を見据えた目安値

*3 計画改定に伴い再設定した最終目標値

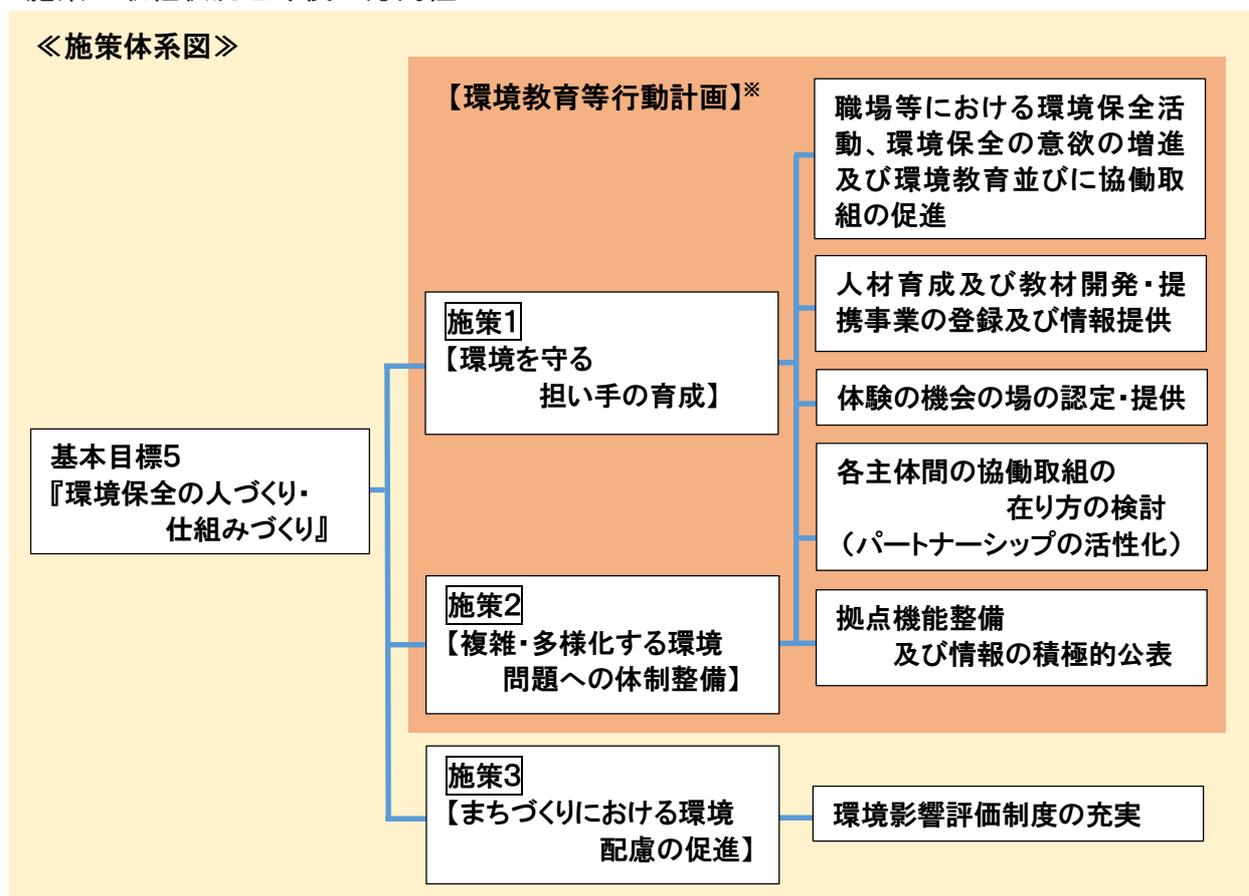
2 現状(指標の達成状況等)

環境意識の醸成度については、近年、地球温暖化の実感やSDGsの浸透等により上昇傾向にありましたが、令和4(2022)年度から1.4ポイント減少し57.3%となりました。また、環境学習講座の参加人数は、令和4(2022)年度まで新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントの中止や講座会場の定員が通常より制限されていたことにより、基準値を大幅に下回っていましたが、令和4(2022)年度から900人増え、基準値並に回復しました。

本計画の最終目標年度である令和9(2027)年度、さらに炭素半減社会の実現などを目標とする令和13(2030)年度が迫る中、より一層、市民一人ひとりが環境について自ら考え、具体的な行動に結びつけていくことが求められています。

こうしたことから、行政、事業者、環境保全団体、教育機関など多様な主体との連携等により、環境に対する無関心層を含めた幅広い層に対する普及啓発活動の推進や、環境学習の機会の創出を図る必要があります。

3 施策の取組状況と今後の方向性



* 環境教育等行動計画は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に準拠

施策1 環境を守る担い手の育成 【環境教育等行動計画】

複雑・多様化する環境問題の解決に向け、家庭、学校、職場、地域等のあらゆる場面での取組を行い、環境問題への理解を深め、周囲を巻き込みながら自ら環境に配慮した行動を実行できる人材の育成を進めています。

(1) 令和5年度取組状況

ア 職場等における環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の促進

○地球温暖化対策

具体的事業	さがみはら地球温暖化対策協議会の活動支援
事業の概要	多くの市民・事業者の参画により、地球温暖化対策に関する普及啓発や情報交換、交流などの活動ネットワークの核となる「さがみはら地球温暖化対策協議会」の活動を支援する。
R5 取組状況	<p>第2次相模原市地球温暖化対策計画の主旨を踏まえ、インターネットや市内イベントでの啓発による広報活動や、施設見学・出前講座の実施により、地球温暖化に関する情報発信が行われました。また、会員への研修機会の提供、省エネに関する調査・研究、次年度事業の検討など、市域の温暖化対策の推進のため、積極的な取組が行われました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○動画コンテンツ「さがぼーチャンネル」の運用 ○「SDGs さがみはらエコ宣言」の登録活動の実施（13件） （登録を行った事業者に対しさがみはら津久井産材を使用した宣言書を発行） ○自治会、学校、公民館での出前講座(11件) など

具体的事業	エコアクション21 相模原セミナーの開催【再掲】
事業の概要	市内事業者を対象に、エコアクション21 地域事務局かながわと協力し、「エコアクション21」の認証・登録をサポートする全5回のプログラムを実施する。
R5 取組状況	<p>市内事業者を対象に、エコアクション21 地域事務局かながわと協力し、「エコアクション21」の認証・登録をサポートする全5回のプログラムを実施しました。</p> <p>【参加事業者】3社（修了事業者2社）</p>

○資源循環の推進

<p>具体的事業</p>	<p>食品ロス削減のPR活動【再掲】 食品ロス削減のための講座の開催【再掲】 「水切り」の促進【再掲】</p>
<p>事業の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報さがみはら及び市ホームページを活用し、「水切り」やリメイクレシピ等を身近で実践できる取組を紹介する。 ・若葉まつりなどのイベントで啓発ブースを出展する。 ・外部講師による講演会やエコクッキング講座を開催する。 ・市民や学校等からの要望に応じ、生ごみ4Rアドバイザーを派遣するダンボールコンポスト講習会を開催する。 ・生ごみの4Rに関する活動に取り組む団体等を支援する。 ・食品ロス削減マッチングサービスの導入を含めた、SDGsパートナーを含めた企業やフードバンク団体等との連携を検討する。
<p>R5 取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページに食品ロス削減に関する記事及びリメイクレシピを掲載しました。 ・イベント等にブースを計18回出展し、6,533名に啓発を実施しました。 ・東京家政学院大学 名誉教授 上村 協子氏を講師に招き、オンライン講演会としてさがみはらチャンネル内で講演動画を公開しました。 ・生ごみ4Rアドバイザー派遣 派遣回数 10回 (令和5(2023)年度生ごみ4Rアドバイザー登録人数：4名) ・生ごみの4R活動に取り組む団体等に対する助成制度がありますが、申請がありませんでした(3年度連続の申請無し。)。また、生ごみ4R推進事業について見直しを行い、当該助成制度は令和5(2023)年度末で終了することとしました。 ・民間事業者と事業実施に向けた情報交換を実施しました。

<p>具体的事業</p>	<p>マイバッグ、マイ箸、マイボトル等の利用促進【再掲】 マイバッグ・マイボトル利用時の割引やポイント付与等、事業者への働きかけの強化【再掲】 レジ袋削減や簡易包装導入など、事業者への働きかけの強化【再掲】</p>
<p>事業の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報さがみはら及び市ホームページで周知する。 ・冊子「ごみと資源の日程・出し方」で周知する。 ・若葉まつりなどのイベントで、カトラリーセットなどを活用し、マイバッグ等の利用促進を啓発する。 ・マイボトルの普及に向け、SDGs パートナーを含めた市内企業等との連携を検討する。 ・マイボトルの普及に向け、SDGs パートナーを含めた市内企業等との連携に向けた、働きかけを検討する。 ・レジ袋有料化を踏まえ、「相模原市レジ袋削減協力店」制度の廃止を含めた見直しを行う。
<p>R5 取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・4R の啓発の一環で、広報さがみはらにマイバッグ等を活用することを周知しました。 ・4R の啓発の一環で、冊子「ごみと資源の日程・出し方」にマイバッグ等を活用することを周知しました。 ・イベントにて 4R の周知の一環としてマイバッグの周知啓発を実施しました。 ・市内企業との連携について連携方法などの調査を実施しました。 ・マイボトルの利用促進のため、市内企業との連携について調査研究を実施しました。 ・「相模原市レジ袋削減協力店」制度を廃止しました。

具体的事業	市内の循環に向けたフードドライブの推進【再掲】									
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設での食品の受け入れを継続する。 ・ 市内店舗が取り組むフードドライブを市ホームページで紹介する。 ・ 身近なフードドライブ窓口や子ども食堂などの場所が分かるマップを作成する。 ・ 若葉まつりなどのイベントで臨時受入ブースを出展する。 									
R5 取組状況	<p>○常時受入（令和元(2019)年10月より実施）</p> <p>受付場所：市役所本庁舎（資源循環推進課事務室）、橋本台リサイクルスクエア、麻溝台リサイクルスクエア、津久井クリーンセンター（令和3(2021)年1月より実施）、南区役所区政策課（令和4(2022)年11月より実施）、麻溝まちづくりセンター（令和6(2024)年1月より実施）</p> <p>令和5(2023)年度実績 受入件数：1,305件 受入重量：約757kg</p> <p>回収した食品はフードバンクへ提供するとともに、こども・若者未来局が主催する市内在住・在学の大学生に対する食材支援や、子育て家庭を対象とした食材支援事業にも提供しました。</p> <p>【令和5年度実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>提供数量</th> <th>総重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フードバンク</td> <td>2,392個</td> <td>約544kg</td> </tr> <tr> <td>学生支援</td> <td>1,256個</td> <td>約212kg</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内団体等が取り組むフードドライブの拠点一覧を市ホームページで紹介しました。 ・ 身近なフードドライブ窓口や子ども食堂などの場所が分かるマップを作成しました。 ・ 若葉まつりなどのイベントで臨時受入ブースを出展しました。 		提供数量	総重量	フードバンク	2,392個	約544kg	学生支援	1,256個	約212kg
	提供数量	総重量								
フードバンク	2,392個	約544kg								
学生支援	1,256個	約212kg								

具体的事業	「集団資源回収」のPRの強化及び実施団体の支援【再掲】
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施団体に対し、利用に関するアンケートを実施する。 ・ アンケート結果を踏まえ、今後の支援の在り方について検討する。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5(2023)年7月に実施団体に対して制度実施に関してのアンケートを実施しました。 ・ アンケート結果の集計・分析を実施しました。

具体的事業	自治会、廃棄物減量等推進員を始めとした関係団体との連携強化 市民・事業者などによる環境美化活動の情報の発信 若い世代の美化活動への参加促進
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 市美化運動推進協議会及び市廃棄物減量等推進員と連携し、市民地域清掃などの美化活動を実施する。 市美化運動推進協議会が実施する小中学生を対象とした美化ポスター・美化標語コンクール等を支援する。
R5 取組状況	<p>市美化運動推進協議会及び各自治会と連携し、市民地域清掃を実施しました。また、市美化運動推進協議会が実施する美化ポスター・美化標語コンクールを支援しました。</p> <p>【美化ポスター応募作品数】448点（最優秀賞2点 優秀賞10点） 【美化標語応募作品数】383点（最優秀賞2点 優秀賞4点）</p>

○水とみどり・生物多様性の保全・活用

具体的事業	相模原の環境をよくする会への支援
事業の概要	市内の約100事業所が参加する環境保全団体「相模原の環境をよくする会」を支援するとともに、当会主催で自然観察会や夏休み環境教室を実施する。
R5 取組状況	<p>○市民向け事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 夏休み環境教室（7月）：中道志川トラスト協会との共催により、青野原オートキャンプ場にて、マスのつかみ取りや川の生物自然観察会、竹細工体験を実施しました。（参加者26名） 自然観察ウォッチング（野鳥観察会）（2月）：麻布大学野鳥研究部を講師に迎え、県立相模原公園等にて、野鳥観察会を実施しました。（参加者24名） <p>○会員向け事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川生物相調査（5月・10月）：5月は市内6河川8地点にて調査を実施しました。10月は増水等により調査できない地点があったことから、市内6河川7地点での調査となりました。 環境セミナー（2月）：経済産業省から講師を招き、「カーボンニュートラルと地域企業の対応＜事業環境の変化と取組の方向性＞」についてのセミナーをオンライン併用型で開催しました。（参加者 会場14名、オンライン17名）

具体的事業	さがみはら生物多様性ネットワークの支援
事業の概要	市民、団体、事業者など多様な主体により構成する「さがみはら生物多様性ネットワーク」を支援する。
R5 取組状況	会員交流会、生物多様性シンポジウムの開催、市内のイベントへ出展した他、会報紙を2回発行する事業を支援しました。

具体的事業	(公財) 相模原市まち・みどり公社への支援
事業の概要	都市緑化の推進や緑化意識の向上のための事業に取り組むとともに、市民・事業者・行政など多様な主体と連携を図り、更なる緑化意識の普及・啓発やボランティアの育成、支援等を行っている(公財)相模原市まち・みどり公社に対し、本市からの財政支援を実施する。
R5 取組状況	都市緑化推進事業として、緑化の普及啓発、都市緑化推進、みどりの情報発信、みどりのまちづくり担い手育成・支援、森づくりの推進及び保全に関する事業を支援しました。

具体的事業	中道志川トラスト協会への支援
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・道志川を未来の世代に末永く継承するため、自然との共生の象徴として、あゆと清流の復活を目指す様々な活動を行い、道志川の水質保全及び河川美化を図ることを目的とした事業に対して支援を行う。 ・稚鮎の放流、河川美化活動、自然体験事業及び啓発活動等を実施する。
R5 取組状況	<p>中道志川トラスト協会では清流の象徴「鮎」が生き生きと回遊する川の復活を目指し河川環境向上に取り組みました(稚鮎・成魚混合放流約 21,200 匹相当、河川美化活動)。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止していた体験事業(上下流交流事業、あゆまつりの参加、夏休み環境教室)も今年度より再開し、啓発活動としては若葉まつり、さがみはら環境まつり及び津久井やまびこ祭りに参加し、実施しました。</p>

○その他

具体的事業	市民活動のサポート
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動を支援するため、平成 14(2002)年 10 月から市民活動サポートセンター事業を実施する。 ・市民が安心してボランティア活動等を行えるよう、「市民活動サポート補償制度」により支援する。
R5 取組状況	<p>市民活動サポートセンターを運営し、団体運営に役立つ講座の実施など、市民活動団体への支援を行いました。また、市民が安心してボランティア活動等を行えるよう、「市民活動サポート補償制度」により支援しました。</p> <p>○市民活動サポートセンター 【講座実施回数】 19 回 【参加人数】 140 名</p> <p>○市民活動サポート補償制度 【補償件数】 27 件 【補償金支払額】 1,720,127 円</p>

具体的事業	市民ファンドゆめの芽
事業の概要	平成 20(2008)年度から、市内で社会貢献活動を行う市民活動団体の活動を財政的に支援し、市民活動のより一層の活性化を図ることを目的とした「市民ファンドゆめの芽」を運営する。
R5 取組状況	環境保全活動を行う団体を含む市民活動団体に対し、令和 5(2023)年度実施事業への助成を行いました。 【交付団体】16 団体（うち、環境保全活動を行う団体 1 団体） 【交付額】2,338,000 円（うち、環境保全活動を行う団体 50,000 円） ※交付団体数及び交付額は、交付決定時のもの。

具体的事業	街美化アダプト制度
事業の概要	公園、緑地、道路、河川敷などの美化活動を市民が自発的に行い、市が活動を支援する制度。市民と市が役割を分担し、両者の合意に基づき、継続して花植えや清掃などの美化活動を進める。
R5 取組状況	公園、緑地、道路、河川敷などの美化活動を市民が自発的に行い、市が活動を支援しました。街美化アダプト制度の導入箇所数は 729 箇所でした。

具体的事業	地域活性化事業交付金
事業の概要	幅広い層の市民の参加と協働による地域の活性化を目指し、市民の自主的な課題解決に取り組む事業に対して地域活性化事業交付金を交付する。
R5 取組状況	市民の自主的な課題解決に取り組む事業に対して地域活性化事業交付金を交付しました。 【交付件数】42 件（うち、環境保全に資する事業への交付 7 件）

イ 人材育成及び教材開発・提供事業の登録及び情報提供

○地球温暖化対策

<p>具体的事業</p>	<p>新しい国民運動(デコ活)の推進【再掲】</p>
<p>事業の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ、広報紙等の多様な媒体を用いて、定期的な情報発信を行います。 公共交通機関への広告や SNS の活用など多様な情報発信ツールの活用を検討します。
<p>R5 取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○本市では、令和 5(2023)年 8 月に当該運動に賛同し推進していくことを「デコ活宣言」として公表しました。 ○「未来へ Switch! エコカー試乗会&展示会」の開催 2050 年脱炭素社会の実現に向け、次世代自動車(電気自動車や燃料電池自動車など)の普及促進のため、次世代自動車の試乗会や展示会、脱炭素関連ブースの出展を行いました。 日時：令和 6(2024)年 1 月 28 日(日) 午前 10 時～午後 4 時 30 分 会場：アリオ橋本(相模原市緑区大山町 1-22) ○EVでおもてなし「未来へ Switch! ゼロカーボンさがみはらドライブマップ」 日産自動車株式会社と連携し、環境に配慮した電気自動車(EV)で津久井地域の店舗や温泉施設等を訪れた際、特別な「おもてなし」が受けられる情報をまとめた『未来へ Switch! ゼロカーボンさがみはら ドライブマップ』を発行しました。 発行日：令和 6(2024)年 2 月 1 日(木) 発行部数：11,300 部 ○「未来へ Switch!ゼロカーボンさがみはら」ロゴマークの普及啓発 令和 4(2022)年 4 月に運用を開始した「未来へ Switch!ゼロカーボンさがみはら」のロゴマークを広く周知するため、横断幕の掲出やイベント等での啓発活動を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> 横断幕・懸垂幕の掲出 本庁舎、橋本駅、相模大野駅、緑区合同庁舎、南区合同庁舎、津久井まちづくりセンター マグネットシートの掲出： 公用車の電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド車、塵芥車に貼付(通年) のぼり旗の掲出：イベント等での掲出 ○脱炭素型ライフスタイルの普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> 「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーンポスターの掲出(九都県市で連携して実施)：市内の市立小・中学校、各公共施設(まちづくりセンター、公民館等) COOL CHOICE 啓発動画の放映：本庁舎(12 月 1 日～28 日) 省エネ・節電を呼びかける庁内放送の実施：本庁舎、環境情報センター(エコパークさがみはら)(4 月 6 日～8 月 31 日) ノベルティグッズ(シードペーパー)の配布による普及啓発：イベント等



具体的事業	市内小・中学校への太陽光発電設備の設置
事業の概要	次世代を担う子どもたちの環境教育に活用するとともに、市民への啓発効果を高めるため、市内の小・中学校へ太陽光発電設備を設置する。
R5 取組状況	令和5（2023）年度末現在で延べ23校（小学校19校、中学校4校、全体の約22％）に設置しています。※令和5（2023）年度の新規設置はありません。 公共施設に最大限再生可能エネルギーを導入するため、「学校施設への太陽光発電設備等導入事業（PPA）」の実施にあたり公募型プロポーザルにより選定した事業者である東急不動産株式会社と協定書を締結しました。

具体的事業	さがみはら地球温暖化対策協議会のイメージキャラクターを活用した普及啓発
事業の概要	さがみはら地球温暖化対策協議会のイメージキャラクターである、「さがぼーくん」を活用して市内のイベントに参加し、キャラクターや展示物を通して、地球温暖化防止を啓発する。  さがぼーくん
R5 取組状況	「かんきょうフェア2023」や「さがみはら環境まつり」、「さがみはら市民活動フェスタ2023」へ参加し、「さがぼーくん」を活用した啓発活動を行いました。また、塵芥車へのマグネット広告掲出（マイバッグ推進）を行いました。

具体的事業	環境情報センターにおける温暖化防止に係る環境学習や環境活動の実施
事業の概要	環境情報センター（エコパークさがみはら）の環境学習事業において省エネ、節電といったテーマで講座や工作教室などを催し、普及啓発を行う。
R5 取組状況	環境情報センター（エコパークさがみはら）にて環境学習講座や展示等を実施しました。 【環境学習講座】11回実施、227人参加 【展示】2回実施 【その他】アウトリーチ事業 自転車発電体験 4回実施、1,867人参加

具体的事業	下水道に関するまちかど講座
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道について市民、団体を対象に「まちかど講座」を実施する。 ・平成27（2015）年度からは、講座に「みんながわかる浸水被害対策」を追加し、近年多発する局地的集中豪雨等による浸水被害の増加に伴い、市ではどのような施策を行っているのか、地域や家庭ではどのような対策ができるのかといったことについて、講座を実施する。
R5 取組状況	「下水道を知ろう／相模原市の下水道／生活排水から学ぶ下水道／みんながわかる浸水被害対策」の4つのテーマについて、まちかど講座の募集をかけ、環境について考える団体に対して、「みんながわかる浸水被害対策」をテーマに浸水対策を学んでもらうよう講座を実施しました。 【みんながわかる浸水被害対策】・・・ 1回 11人

○資源循環の推進

<p>具体的事業</p>	<p>ごみ分別アプリ、市ホームページ、動画等の電子媒体を活用した情報発信の推進【再掲】 不用品の情報交換ができる民間の電子掲示板等との連携の検討【再掲】 環境に配慮した消費活動に関する情報の提供【再掲】</p>
<p>事業の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市ごみ分別アプリ「シゲンジャーSearch」を随時更新する。 ・市ホームページ「家庭ごみ分別サイト」を随時更新する。 ・X（旧 twitter）「@shigenjar」を随時更新する。 ・ごみの分別及び資源化する方法を動画で作成し、映像放送を拡充する。 ・資源中間処理施設の手選別の様子を動画サイトに掲載する。 ・リユースに関する連携協定を締結している事業者が提供する、リユースサイトと市ホームページの連携を図る。 ・生ごみ処理容器を購入し設置する者に対し、購入費用の一部を助成する。（再掲） ・リーフレット「はじめよう！生ごみダイエット！」を作成する。
<p>R5 取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小型充電式電池及びボタン電池の回収マップの実装など内容を拡充しました。 ・市ホームページ「家庭ごみ分別サイト」を随時更新し、市民に分かりやすく情報を発信しました。 ・分別戦隊シゲンジャー銀河のX（旧 twitter）アカウントにてイベント等の告知の他、10月の3R推進月間においてフォローキャンペーンを実施しました。 ・ごみの減量化・資源化の周知動画について、他市の先進事例等の調査を実施しました。 ・資源中間処理施設の手選別の様子について、より効果的な市民周知方法を再検討し、4Rフェアなどのイベントで動画を放映しました。 ・市ホームページにおいて、リユースに関する連携協定を締結している事業者が提供するプラットフォームへのリンクを設置し、リユースを推進しました。 ・次のとおり生ごみ処理容器の購入者に助成金を交付しました。 なお、予算の上限に達したため、9月に申請の受付を停止しました。 ○対象容器：家庭から排出される生ごみを減量化・資源化する生ごみ処理容器 ○対象者：市内に居住し、容器を適正に維持管理できる者 ○助成額：1台につき購入金額の2分の1以内（100円未満切捨て）、 限度額20,000円（1世帯につき1台まで、コンポスト化容器は2台まで） ○助成台数：電動処理機 206台 コンポスト 44台 ・リーフレット「はじめよう！生ごみダイエット！」を700部作成し、講座やイベント等で全量配布しました。

<p>具体的事業</p>	<p>ごみ排出ルールの周知・啓発【再掲】 ごみ・資源集積場所のルールの徹底【再掲】 不動産業者、大学等との連携によるごみ排出ルールの情報提供【再掲】 外国人に対するごみ排出ルールの周知・啓発【再掲】</p>
<p>事業の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・冊子「ごみと資源の日程・出し方」や市ホームページで周知する。 ・排出ルールが守られていない「ごみ・資源集積場所」の管理者に対する指導や早朝啓発を実施する。 ・市内の不動産管理会社を通じて、集合住宅入居者へ分別啓発チラシの配布を検討する。 ・大学祭に出向く等、キャンペーンを実施する。 ・冊子「ごみと資源の日程・出し方」の外国語版を作成する。
<p>R5 取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・冊子「ごみと資源の日程・出し方」を配布した他、市ホームページにて周知を実施しました。 ・ごみ・資源集積場所 4 か所において 121 名を対象に排出指導を実施しました。また、管理者に対しての指導等を継続実施した。 ・不動産管理団体 3 団体に対し「小型充電式電池」の分別回収に係るチラシ配布を依頼し、集合住宅入居者への周知及び啓発を図りました。 ・青山学院大学にて、相模原市の廃棄物行政に関する講義を行いました。 ・外国人に対するごみ排出ルール周知の一環として、冊子「ごみと資源の日程・出し方」の外国版（5 か国語）を配布するとともに、8 か国語について市ホームページに掲載しました。

具体的事業	継続的な環境教育の推進【再掲】 学校や企業への出前講座の拡大【再掲】 若い世代を対象としたワークショップ等の実施【再掲】												
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、公民館等における相談会を実施する。 ・小学校及び保育園への出前講座を実施する。 ・中高生を対象とした出前講座や相談会を検討する。 ・小学校用教本「今日から君も分別の達人だ」を作成する。 												
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館 2 館において計 45 名を対象に相談会を実施しました。 ・小学校・保育園やまちかど講座の派遣依頼があった団体等に対し、「分別の達人養成講座」を実施しました。 <p>◆出前講座実績◆</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>回数</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校出前講座</td> <td>67 回</td> <td>5,223 人</td> </tr> <tr> <td>保育園・幼稚園出前講座</td> <td>27 回</td> <td>3,080 人</td> </tr> <tr> <td>その他出前講座</td> <td>10 回</td> <td>413 人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会へのカリキュラム確認やモデル候補の中学校へのヒアリングを行い、検討を進めました。 ・小学校用教本「今日から君も分別の達人だ」を作成し、市内小学校での出前講座等にて配布しました。 		回数	参加者	小学校出前講座	67 回	5,223 人	保育園・幼稚園出前講座	27 回	3,080 人	その他出前講座	10 回	413 人
	回数	参加者											
小学校出前講座	67 回	5,223 人											
保育園・幼稚園出前講座	27 回	3,080 人											
その他出前講座	10 回	413 人											

○水とみどり・生物多様性の保全・活用

具体的事業	自然環境観察員制度【再掲】
事業の概要	身近な自然環境の調査により、自然環境に対する関心の向上や環境保全意識の高揚を図るとともに、自然を監視・保全していくための基礎資料を継続的に集積するための市民ボランティアによる制度。
R5 取組状況	市民ボランティアによる身近な自然環境の調査、記録を実施しました。 【令和 5（2023）年度末の在籍人数】 101 人 【全体テーマ調査】 「オオキンケイギクの分布調査」 【専門調査】 「植物」「野鳥」「湧水環境」「河川生物相調査」 【環境学習セミナーの実施】

具体的事業	生物多様性シンポジウムの開催
事業の概要	さがみはら生物多様性ネットワークとの共催により生物多様性に関する情報交流の機会を創出するため生物多様性シンポジウムを開催する。
R5 取組状況	「身近な生物多様性を考える」をテーマに麻布大学獣医学部動物応用科学科講師加瀬ちひろ氏による基調講演、市内の高校生による活動事例発表を行いました。 【参加人数】 74 人

具体的事業	生物多様性ポータルサイトの運営【再掲】
事業の概要	平成 27(2015)年度に相模原市ホームページ内に開設した生物多様性ポータルサイトを更新し、生物多様性に関する情報提供を行う。
R5 取組状況	生物多様性ポータルサイトでイベント案内や活動紹介、生物多様性クイズ等を更新し、生物多様性に関する情報発信を行いました。

具体的事業	「木育」の推進
事業の概要	市内の森林や木材を利用した「木育」を推進する。
R5 取組状況	市内小学校の学習機の天板を、さがみはら津久井産材製のものとの交換しました。 実施校：10校 交換枚数：1,068枚 ※森林インストラクターによる講話を合わせて実施しています。

具体的事業	森づくりボランティア養成事業
事業の概要	ボランティア活動への理解を深め、森づくりを継続的に担う人材を養成するため「森づくりボランティア講座」（（公財）相模原市まち・みどり公社の自主事業）を実施する。
R5 取組状況	森づくりボランティア講座として下記の講座を実施しました。 ○「県民参加の森林づくり講座」（除伐） ※ 公益財団法人かながわトラスとみどり財団との共催 【実施回数】1回 【参加人数】99人 ○ボランティア発表会（2団体） 【実施回数】1回 【参加人数】99人

具体的事業	森林に関わる組織のネットワーク化と情報発信の推進【再掲】
事業の概要	市ホームページの「さがみはら森林情報館」の管理・更新を通じて市民に情報提供を行うとともに、協働事業で作成した「森林ボランティア入門ガイド」では、森林に関わる組織の交流のための場を設けるなど、情報発信と情報共有化に取り組む。
R5 取組状況	「さがみはら森林情報館」や「さがみはら津久井産材利用拡大協議会」のホームページ、X（旧 Twitter）の管理・更新を通じて、市民に情報提供を行いました。

具体的事業	森林の豊かな自然を活用した学習活動等の実施
事業の概要	市内と市外の小学校（各1校）が交流を行いながら山林の役割や林業について学ぶ「学校交流事業」の支援を行う。
R5 取組状況	学校交流事業は実施していませんが、市内小学校2校に対し、林業の現状や水源林の保全活動について学ぶ講義や、水源林観察等の事業を実施しました。

具体的事業	里山保全活動の担い手の育成【再掲】									
事業の概要	農林地の保全や里山体験学習を行う里地里山活動団体に対して、財政支援を実施する。									
R5 取組状況	協定農地等の保全、里山体験学習に対する支援を実施しました。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>里地里山活動団体</th> <th>実施回数</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小松・城北</td> <td>21回</td> <td>737人</td> </tr> <tr> <td>篠原の里</td> <td>60回</td> <td>677人</td> </tr> </tbody> </table>	里地里山活動団体	実施回数	参加人数	小松・城北	21回	737人	篠原の里	60回	677人
	里地里山活動団体	実施回数	参加人数							
	小松・城北	21回	737人							
篠原の里	60回	677人								

○環境リスクの管理（大気環境、土壌汚染の防止等）

具体的事業	エコドライブの普及啓発【再掲】
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・九都県市及び関係機関等と連携して、広報活動を実施する。 ・市内のイベントにおいて、エコドライブシミュレーターによるエコドライブ体験及び啓発物品の配布等によるエコドライブ普及啓発活動を実施する。
R5 取組状況	市内のイベントにおいて、エコドライブシミュレーターによるエコドライブ体験、啓発動画の放映、啓発品の配布等を行いました。また、九都県市の取組みとして、ラジオ放送やトレインチャンネル（電車内動画広告）及びシネアド（映画CM）での啓発を行いました。

具体的事業	環境監視体制の充実と市民への情報提供の促進
事業の概要	さがみはら環境まつりにおいて、水質事故及び光化学スモッグに係る展示ブースを出展し、市の取組の紹介及び啓発活動を実施する。
R5 取組状況	ポスターの展示及びリーフレット等の配布による啓発活動を実施しました。

具体的事業	化学物質セミナーの開催【再掲】
事業の概要	事業者による化学物質の排出削減対策と環境リスクの低減を推進するために、化学物質セミナーを開催する。
R5 取組状況	化学物質セミナーをオンラインで開催し、参加者は86名でした。

○その他

具体的事業	小中学校等における環境教育の取組推進
事業の概要	環境に対して豊かな感受性、実践的な行動力をもつ児童・生徒の育成をめざし、各学校において、環境教育の充実を図る。
R5 取組状況	市内全ての小中学校等の学校生活及び各教科等の教育活動において、環境教育との関連を意識した授業や活動を行いました。

具体的事業	エコネットの輪におけるプログラムの提供
事業の概要	市民活動団体、事業者、大学、行政等から環境学習プログラムや環境情報の提供を受け、学校や地域で行なわれる環境学習及び環境活動をサポートする。
R5 取組状況	市民活動団体、事業者、大学、行政から提供のあった環境学習講座をプログラム集「エコネットの輪」として発行するとともに仲介を実施しています。 【登録団体】 97 団体 (98 プログラム) ※まちかど講座含む 【実施回数】 34 回 【参加人数】 635 人

具体的事業	小学生用の環境啓発冊子の作成
事業の概要	市内全小学校等の4年生を対象に、環境保全啓発のパンフレットとして、SDGsの視点を取り入れ、学校教材としても活用しやすい「～エコチャレンジ さがみはら～みんなといっしょにECO探検!」を作成し、配布する。
R5 取組状況	令和元(2019)年度に作成した冊子をベースに、時点修正等を反映のうえ、増刷し、市内全小学校等の新4年生を対象に3月に配布しました。 【配布先】 74 校 【作成部数】 6,500 部 ～エコチャレンジ さがみはら～ みんなといっしょにECO探検!



具体的事業	子ども環境情報誌「エコチル」の配布
事業の概要	株式会社アドバコムとの「環境教育の推進に関する連携協定」に基づき、市内小学校等に在籍する児童に、同社が発行する子ども環境情報紙「エコチル」を配布する。
R5 取組状況	令和5(2023)年6月25日に締結した連携協定に基づき、令和5(2023)年7月に子ども環境情報紙「エコチル」相模原版が創刊され、毎月、市内小学校及び義務教育学校に在籍する1～6年生への無償配布(約34,000部)が始まりました。 <ul style="list-style-type: none"> ・公立小学校及び義務教育学校 71校 ・私立小学校 2校

具体的事業	こどもエコクラブ
事業の概要	「こどもエコクラブ」は、幼児(3歳)から高校生までの子どもたちが取り組むエコな活動を応援するクラブであり、家庭や学校、地域でグループを作って、自然観察やリサイクル活動などメンバーの関心のあることについて取り組む。(事務局は環境情報センター(エコパークさがみはら))
R5 取組状況	令和5(2023)年度は下記のとおりとなりました。 【在籍クラブ数】 47 【会員数】 161人 ○交流会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回交流会(12月): 5グループ参加 ・第2回交流会(3月): 2グループ参加

具体的事業	市民大学による環境学習の機会の提供
事業の概要	社会の諸課題や身近な生活課題などに関する市民の学習ニーズに応えるため、座間市及び高等教育機関と連携して市民大学を開講することにより、学習機会を提供する(相模原市・座間市内に在住/在勤/在学の15才以上の方なら誰でも受講できる)。
R5 取組状況	令和5(2023)年度は、「環境問題の過去・現在・未来」講座を開催しました。 【実施回数】 1回 【参加人数】 23人

具体的事業	持続可能な地域づくりのための学習等
事業の概要	現代的・社会的な課題に対して、自主的・主体的に取り組み持続可能な地域づくりの担い手となる人材の育成に向け、学習機会を提供する。
R5 取組状況	<p>令和 5（2023）年度は公民館 4 館で事業を計画し、3 館で事業を実施しました。（1 館は中止）。</p> <p>【実施回数】 4 回</p> <p>【総参加人数】 約 200 人</p> <p>○実施した主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花壇の花替え、草取り <p>○中止した取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田名のホタルを守る活動（荒天のため）

具体的事業	公民館の地域での環境教育・学習の推進
事業の概要	公民館では地域課題解決のため、学習や文化・スポーツなどの活動のほか、地域づくりの拠点として、環境教育・学習を含めた様々な事業を実施する。
R5 取組状況	<p>令和 5（2023）年度は公民館 17 館で事業を実施しました。</p> <p>【実施回数】 48 回</p> <p>【総参加人数】 1351 人</p> <p>○実施した主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鈴虫の配布・飼育（3 館） ・蛍の観察会（3 館） ・星空観察会（2 館） ・青少年事業「廃材や自然物で虫づくりワークショップ」 ・自主企画提案事業「SDG s 紙袋やお菓子の袋で作る縫わないポーチ」 ・成人学級、青少年事業「ソーラーランタン作り」 ・成人学級「食品ロスについて学ぶ」 ・環境教室「エコ味噌づくり・おからのケーキ作り」 ・おもしろサイエンス実験室

具体的事業	生涯学習まちかど講座の開催
事業の概要	市民等で構成された団体等からの求めに応じ、当該団体等が主催する学習会等に市職員が出向き、市政の説明や専門知識を伝える講義・講習等を行う。
R5 取組状況	<p>令和 5（2023）年度は「生物多様性について知ろう」、「分別の達人養成講座～ごみ・資源の正しい分け方・出し方を知ろう」を実施しました。</p> <p>【実施回数】 3 回</p> <p>【参加人数】 66 人</p>

具体的事業	博物館において実施する環境関連事業
事業の概要	博物館において、環境教育・学習を含めた様々な事業を実施する。
R5 取組状況	<p>企画展 4 事業のほか、生物・地質・天文分野等のミニ展示や講座・体験教室・観察会などを実施しました。</p> <p>【実施回数】 62 回</p> <p>【参加人数】 63,958 人</p> <p>※実施回数には、企画展・ミニ展示は、開催日数にかかわらず、それぞれを 1 回としてカウントして加えています。</p> <p>※参加人数には、企画展観覧者のほか、期間中の入館者を参加人数とするミニ展示及び動画配信の視聴回数も含まれます。</p> <p>※実施回数及び参加人数には、『体験の機会の場の認定・提供』に掲載の「生きものミニサロン」も含まれます。</p>

具体的事業	市の事業活動における環境負荷の低減及び環境配慮行動の推進
事業の概要	事務事業の実施にあたり、環境負荷の低減を図ることを目的に「相模原市環境方針」を定めるとともに、職員が環境配慮のために取り組む事項について、「相模原市職員環境配慮行動指針」を定め、各課・機関の自主的な取組を推進する。
R5 取組状況	各課で「環境配慮推進員」を選任し、地球温暖化の基礎知識や本市の温暖化対策、環境配慮に取り組む事例などに関する資料を使い、各推進員への研修や所属毎の職場内研修を実施しました。

ウ 体験の機会の場の認定・提供

○地球温暖化対策

具体的事業	メガソーラーパーク施設見学
事業の概要	市民や事業者向けの見学会を実施し、再生可能エネルギーの普及啓発や環境教育を行う。
R5 取組状況	<p>小学校、自治会、事業者、地方自治体、大学を主な対象者として、ノジマメガソーラーパーク（さがみはら太陽光発電所）の見学会を実施しています。</p> <p>【見学会開催日数】 11 日</p> <p>【参加人数】 402 名</p>

○資源循環の推進

具体的事業	<p>継続的な環境教育の推進 【再掲】</p> <p>学校や企業への出前講座の拡大 【再掲】</p> <p>若い世代を対象としたワークショップ等の実施 【再掲】</p>												
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、公民館等における相談会を実施する。 ・小学校及び保育園への出前講座を実施する。 ・中高生を対象とした出前講座や相談会を検討する。 ・小学校用教本「今日から君も分別の達人だ」を作成する。 												
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館 2 館において計 45 名を対象に相談会を実施した。 ・小学校・保育園やまちかど講座の派遣依頼があった団体等に対し、「分別の達人養成講座」を実施しました。 <p>◆出前講座実績◆</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>回数</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校出前講座</td> <td>67 回</td> <td>5,223 人</td> </tr> <tr> <td>保育園・幼稚園出前講座</td> <td>27 回</td> <td>3,080 人</td> </tr> <tr> <td>その他出前講座</td> <td>10 回</td> <td>413 人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会へのカリキュラム確認やモデル候補の中学校へのヒアリングを行い、検討を進めました。 ・小学校用教本「今日から君も分別の達人だ」を作成し、市内小学校での出前講座等にて配布しました。 		回数	参加者	小学校出前講座	67 回	5,223 人	保育園・幼稚園出前講座	27 回	3,080 人	その他出前講座	10 回	413 人
	回数	参加者											
小学校出前講座	67 回	5,223 人											
保育園・幼稚園出前講座	27 回	3,080 人											
その他出前講座	10 回	413 人											

○水とみどり・生物多様性の保全・活用

具体的事業	河川美化活動の推進
事業の概要	豊かな水生生物を育む水辺環境の保全のため、相模川クリーン作戦など市民主体による河川美化活動を実施する。
R5 取組状況	<p>○相模川クリーン作戦（相模川を愛する会事業として実施）</p> <p>【実施回数】2 回</p> <p>【参加人数】2,163 人</p> <p>【収集ゴミ】6 月：約 1,990kg、10 月：約 1,460kg</p> <p>○境川クリーンアップ作戦（境川クリーンアップ作戦実行委員会事業として実施）</p> <p>【実施回数】1 回</p> <p>【参加人数】1,225 人</p> <p>【収集ゴミ】約 2,320kg</p> <p>○中道志川トラスト協会河川美化活動（中道志川トラスト協会事業として実施）</p> <p>【実施回数】1 回</p> <p>【参加人数】10 人（役員のみ）</p> <p>【収集ゴミ】10 月：約 70kg</p>

具体的事業	丹沢大山クリーンキャンペーンの実施
事業の概要	丹沢大山クリーンピア 21 事業の一環として、緑区鳥屋の林道で清掃活動、鳥居原ふれあいの館でごみ持ち帰りの啓発活動を実施する。
R5 取組状況	<p>○清掃活動</p> <p>市職員、廃棄物減量等推進員及び生活環境委員による林道のごみの回収を実施しました。</p> <p>一般ごみ 10 kg 粗大ごみ 30 kg 合計 40 kg</p> <p>○啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥居原ふれあいの館に啓発品約 400 セットを配架し、全ての啓発品を配布しました。 <p>【配架品】ボールペン（丹沢大山クリーンピア啓発品）、ごみ捨て禁止啓発チラシ及びポケットパック（資源循環推進課啓発品）</p> <ul style="list-style-type: none"> 林道入口 3 ヶ所に啓発看板の取り付けを実施しました。

具体的事業	児童・生徒の環境教育の推進
事業の概要	児童、生徒に対して、森林・林業について学ぶ環境教育や職業体験教室等を実施する。
R5 取組状況	<p>小学校の授業でさがみはら津久井産材に係る環境教育に関する講話を実施しました。</p> <p>児童・生徒が利用する橋本図書館にて、さがみはら津久井産材に係るパネル展示や木製のパズルの展示を行いました。</p> <p>市内のイベントに 5 件出展をし、パネル展示や木工ワークショップ、丸太切り体験等を実施しました。</p>

具体的事業	市民主体による環境教育の推進
事業の概要	（仮称）相模原市市民の森の活動を通じて、市民や活動団体等が主体的に行う森林を活用した体験活動や交流活動を促進する。
R5 取組状況	<p>令和元年東日本台風により、相模原市市民の森予定地の石老山が被災し事業が行えないため、市民向けイベント、相模原市民若葉まつりやさがみはら環境まつり、アリオ橋本「森フェス」等に出展し、さがみはら津久井産材を使った木工ワークショップや丸太切り体験等を行いました。</p>

具体的事業	広域トレイルネットワークの形成と散策路・遊歩道の整備
事業の概要	広域トレイルネットワークを形成するために、広域連携として多摩・三浦丘陵に位置する 13 市町で組織する「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」に参画し、事業を実施する。
R5 取組状況	多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携プラットフォームの設立に向けた検討を 13 市町で行いました。

具体的事業	相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはらの管理運営
事業の概要	平成 26 (2014) 年にリニューアルオープンした相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはらの管理運営を通し、より相模川に親しめる場を提供する。
R5 取組状況	新型コロナウイルス感染症が 5 月より 5 類に移行されたことに伴い、飼育員による解説イベントが再開されました。また、10 月からは相模原市の子供の施設使用料無料化が開始されました。 【来場者数】 221, 438 人

具体的事業	相模川フィールドミュージアム構想の推進
事業の概要	相模川流域の自然、住民などを含めた川沿いをまるごと野外博物館にし、流域市民の相模川への関心を高め、地域を活性化させるとともに、生涯学習の場、地域交流の場として発展させる構想。
R5 取組状況	田植え、稲刈りなどのふれあい田んぼ事業や地元小学校への総合学習などを実施しました。また、相模川におけるフィールドワークを開催しました。 ○ふれあい田んぼ事業 【実施回数】 13 回【参加人数】 361 人 ○地元小学校の総合学習等 【実施回数】 6 回【参加人数】 470 人 ○フィールドワーク事業 【実施回数】 5 回【参加人数】 172 人

具体的事業	上下流域自治体間交流事業
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県の水源地であるやまなみ五湖の水を水道水として利用している市町の住民を対象とした体験交流事業。 ・本市は水源地域市として、中道志川にてあゆ友釣り、川の自然観察、竹細工及び鮎の塩焼き等郷土料理試食などの体験教室を実施する。 ・中道志川トラスト協会主管事業。
R5 取組状況	<p>厚木市依知南公民館（下流）と交流事業を実施しました。前日に雨が降り、道志ダムが放流されていることから、午前中に予定していた鮎釣り教室を中止とし、午後に予定していた川の生物自然観察会、水質調査体験及び竹細工教室を午前中に実施、午後に相模川ふれあい科学館へ行く計画に変更しました。</p> <p>4年ぶりの開催であったが、ケガ人等なく、概ねタイムスケジュール通りに進行でき、参加者は笑顔であふれていました。</p>

具体的事業	夏休み環境教室の実施支援
事業の概要	川の自然観察、川魚摺取り、竹細工体験及び郷土料理試食等の生活文化体験プログラムによる上流部水源地域の体験学習事業（上流域団体「中道志川トラスト協会」及び下流域団体「相模原の環境をよくする会」の連携事業）。
R5 取組状況	相模原の環境をよくする会と中道志川トラスト協会との共催により、青野原オートキャンプ場にて、マスのつかみ取りや川の生物自然観察会、竹細工体験を実施しました。（参加者 26 名）

具体的事業	中道志川あゆまつり実行委員会への支援
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・より良い河川環境づくりへの参加と交流・体験の場としてのイベントを通じ、多くの人々に道志川とふれあう機会を提供するとともに、地域の魅力の向上と活性化を図ることを目的とした事業に対し支援を行う。 ・川の自然観察等体験教室、鮎の塩焼き等郷土料理試食、各種環境美化啓発等を実施する。
R5 取組状況	新型コロナウイルス感染症の影響で役員の中でも開催の可否について意見が分かれていましたが、4年ぶりに開催できました。天候にも恵まれ、約 1,500 人が青野原オートキャンプ場を訪れ、一般参加者・スタッフも笑顔あふれ、満足気であり、特に青和学園の児童が喜んでいた姿が印象的で、地域の方とのふれあいの場になりました。課員が大幅に入れ替わり当時を知る人がいない中であつたが事故がなく無事開催することができました。

具体的事業	相模川自然の村野外体験教室及びふじの自然体験教室における体験学習の推進
事業の概要	市内小・中学校等や青少年団体の自然体験や農業体験を通して、環境教育及び環境学習を推進し、豊かな人間性や社会性を育成する。
R5 取組状況	<p>令和5年度（2023）年度は、通常通りの受け入れを再開し、自然体験や農業体験等の体験活動を実施しました。農業体験では、夏野菜と冬野菜の植え付け・収穫、田植え・稲刈り等を行いました。青少年団体についても宿泊・日帰り利用の受け入れを行いました。</p> <p>【利用者数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模川自然の村野外体験教室：15,772人 ・ふるさと自然体験教室：4,923人

具体的事業	若あゆ食農体験デー
事業の概要	市内の小・中学生とその保護者を対象に、田植えや稲刈りなどの体験を通して、農業の知恵や工夫、食物やいのちの大切さを学ぶ機会とする。
R5 取組状況	<p>6月はサツマイモの植えつけや田植えをした後、泥んこ遊びと代かきを行い、その後、野外炊事場でごはんを炊き、みそ汁を作りました。</p> <p>10月はサツマイモの収穫や稲刈りを行い、その後、野外炊事場で赤飯、麦茶、みそ汁を作りました。（食材はすべて若あゆ産）</p> <p>【実施回数】 4回</p> <p>【総参加者数】 219名</p>

具体的事業	生きものミニサロン【再掲】
事業の概要	毎月1回、定例で約30分間の野外におけるミニ観察会や、室内でのレクチャーを行う。身近な自然を素材にした工作など、体験型の自然観察会を中心に実施する。
R5 取組状況	<p>博物館周辺や館内にて身近な自然の観察やゲーム形式での生きもの探しなどを実施しました。</p> <p>【実施回数】 11回</p> <p>【参加人数】 325人</p> <div style="text-align: right;">  <p>生きものミニサロン開催の様子</p> </div>

○その他

具体的事業	環境教育等に係る体験の機会の場の認定制度
事業の概要	自然体験活動その他の体験活動を通じて環境の保全についての理解と関心を深めるため、土地又は建物の所有者等が、土地又は建物を自然活動等の体験の場として提供し、一定の基準を満たす場合、「体験の機会の場」として市長の認定を受けることができる制度。
R5 取組状況	制度について、市ホームページでの周知を行いました。

具体的事業	みんなの消費生活展
事業の概要	消費者団体や企業・学校などが展示等を行い、消費者に「消費生活に必要な情報」を提供し、消費者が確かな知識や判断力を身に付け、情報を正しく理解し、適切な行動ができる「自立した消費者」となるためのきっかけの場とする。
R5 取組状況	消費生活を基本とした消費者の暮らしに係る様々な分野において、フードバンクや省エネルギー、マイクロプラスチックの問題など各団体の環境問題への取組等を展示や体験コーナーで紹介し、市民が自ら学び考えるきっかけの場を提供しました。 【開催日】令和5(2023)年10月21日(土) 【参加者数】延べ約520人

具体的事業	相模原市オリジナルSDGsカードゲームの実施
事業の概要	市内の小中学校等において、循環型社会やパートナーシップの重要性を学ぶことのできるカードゲームを活用し、授業を実施しているもの。
R5 取組状況	小中学校等において、職員が出向いてカードゲームを使った授業を実施したほか、教員に使い方を指導したうえでカードゲームの貸出を行い、19箇所でも活用されました。

具体的事業	若あゆスターフェスティバル
事業の概要	市内の小・中学生とその保護者を対象に、天体望遠鏡での星空観察などの体験を通して、星や宇宙、自然現象への興味関心を高める機会とする。
R5 取組状況	<p>銀河ドームにある天体望遠鏡での天体観測、JAXA 宇宙教育センターのワークショップ（8月コミュニケーションパズル、12月熱気球づくり）を実施しました。</p> <p>なお、悪天候により星の観察ができなかった回は、講師の方に星に関する講義をいただきました。</p> <p>【実施回数】3回</p> <p>【総参加人数】115人</p>

エ 各主体間の協働取組の在り方の検討（パートナーシップの活性化）

○地球温暖化対策

具体的事業	九都県市の地球温暖化対策特別部会における普及啓発事業
事業の概要	九都県市首脳会議（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の首長で構成）と連携して、地球温暖化対策に係る普及啓発活動を実施する。
R5 取組状況	<p>令和5（2023）年度は下記の事業を実施し、九都県市の住民や事業者に対し地球温暖化対策に向けた取組を推進しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「エコなライフスタイルの実践・行動キャンペーン」（通年） ○九都県市サステナブルエネルギーツアー（8月） ○九都県市省エネ家電買替キャンペーン（11月～1月） ○ホームページを活用した情報提供（通年）

具体的事業	相模原市地球温暖化対策推進会議 による施策の評価・検証
事業の概要	学識経験者、市民、事業者、関係団体の代表者で構成される相模原市地球温暖化対策推進会議において、地球温暖化対策に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。
R5 取組状況	<p>令和5（2023）年度は、主に以下の議題について推進会議を2回実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備設置標準化制度について ・地球温暖化対策計画実施状況報告書について <p>※第1回推進会議のみ、会場とオンラインの併用開催としました。</p>

○資源循環の推進

<p>具体的事業</p>	<p>マイバッグ、マイ箸、マイボトル等の利用促進【再掲】 マイバッグ・マイボトル利用時の割引やポイント付与等、事業者への働きかけの強化【再掲】 レジ袋削減や簡易包装導入など、事業者への働きかけの強化【再掲】</p>
<p>事業の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報さがみはら及び市ホームページで周知する。 ・冊子「ごみと資源の日程・出し方」で周知する。 ・若葉まつりなどのイベントで、カトラリーセットなどを活用し、マイバッグ等の利用促進を啓発する。 ・マイボトルの普及に向け、SDGs パートナーを含めた市内企業等との連携を検討する。 ・マイボトルの普及に向け、SDGs パートナーを含めた市内企業等との連携に向けた、働きかけを検討する。 ・レジ袋有料化を踏まえ、「相模原市レジ袋削減協力店」制度の廃止を含めた見直しを行う。
<p>R5 取組状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・4R の啓発の一環で、広報さがみはらにマイバッグ等を活用することを周知しました。 ・4R の啓発の一環で、冊子「ごみと資源の日程・出し方」にマイバッグ等を活用することを周知しました。 ・イベントにて 4R の周知の一環としてマイバッグの周知啓発を実施しました。 ・市内企業との連携について連携方法などの調査を実施しました。 ・マイボトルの利用促進のため、市内企業との連携について調査研究を実施しました。 ・「相模原市レジ袋削減協力店」制度を廃止しました。

具体的事業	市内の循環に向けたフードドライブの推進【再掲】									
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設での食品の受け入れを継続する。 ・ 市内店舗が取り組むフードドライブを市ホームページで紹介する。 ・ 身近なフードドライブ窓口や子ども食堂などの場所が分かるマップを作成する。 ・ 若葉まつりなどのイベントで臨時受入ブースを出展する。 									
R5 取組状況	<p>○常時受入（令和元(2019)年10月より実施）</p> <p>受付場所：市役所本庁舎（資源循環推進課事務室）、橋本台リサイクルスクエア、麻溝台リサイクルスクエア、津久井クリーンセンター（令和3(2021)年1月より実施）、南区役所区政策課（令和4(2022)年11月より実施）、麻溝まちづくりセンター（令和6(2024)年1月より実施）</p> <p>令和5(2023)年度実績 受入件数：1,305件 受入重量：約757kg</p> <p>回収した食品はフードバンクへ提供するとともに、こども・若者未来局が主催する市内在住・在学の大学生に対する食材支援や、子育て家庭を対象とした食材支援事業にも提供しました。</p> <p>【令和5年(2023)度実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>提供数量</th> <th>総重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フードバンク</td> <td>2,392個</td> <td>約544kg</td> </tr> <tr> <td>学生支援</td> <td>1,256個</td> <td>約212kg</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内団体等が取り組むフードドライブの拠点一覧を市ホームページで紹介しました。 ・ 身近なフードドライブ窓口や子ども食堂などの場所が分かるマップを作成しました。 ・ 若葉まつりなどのイベントで臨時受入ブースを出展しました。 		提供数量	総重量	フードバンク	2,392個	約544kg	学生支援	1,256個	約212kg
	提供数量	総重量								
フードバンク	2,392個	約544kg								
学生支援	1,256個	約212kg								

具体的事業	「集団資源回収」のPRの強化及び実施団体の支援【再掲】
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施団体に対し、利用に関するアンケートを実施する。 ・ アンケート結果を踏まえ、今後の支援の在り方について検討する。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5(2023)年7月に実施団体に対して制度実施に関してのアンケートを実施しました。 ・ アンケート結果の集計・分析を実施しました。

具体的事業	自治会、廃棄物減量等推進員を始めとした関係団体との連携強化【再掲】 市民・事業者などによる環境美化活動の情報の発信【再掲】 若い世代の美化活動への参加促進【再掲】
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 市美化運動推進協議会及び市廃棄物減量等推進員と連携し、市民地域清掃などの美化活動を実施する。 市美化運動推進協議会が実施する小中学生を対象とした美化ポスター・美化標語コンクール等を支援する。
R5 取組状況	<p>市美化運動推進協議会及び各自治会と連携し、市民地域清掃を実施しました。</p> <p>また、市美化運動推進協議会が実施する美化ポスター・美化標語コンクールを支援しました。</p> <p>【美化ポスター応募作品数】448点（最優秀賞2点 優秀賞10点）</p> <p>【美化標語応募作品数】383点（最優秀賞2点 優秀賞4点）</p>

○水とみどり・生物多様性の保全・活用

具体的事業	生垣設置、屋上・壁面・駐車場緑化の奨励金交付事業【再掲】
事業の概要	生垣設置、屋上・壁面・駐車場緑化に取り組む市民などに対し、（公財）相模原市まち・みどり公社と連携して、奨励金を交付する。
R5 取組状況	<p>民有地緑化の奨励金を（公財）相模原市まち・みどり公社で交付しました。</p> <p>【生垣設置奨励金交付事業】2件 奨励金対象生垣の延長38.0m</p> <p>【みどりのまちづくり奨励金交付事業】駐車場緑化2件 対象面積54.3㎡</p>

具体的事業	ホテル団体情報交換会
事業の概要	ホテル舞う水辺環境の保全等の活動を行う団体が活動状況や保全方法等に関する情報共有を図ることを目的とした情報交換会
R5 取組状況	令和5（2023）年度は実施しませんでした。

○環境リスクの管理（大気環境、土壌汚染の防止等）

<p>具体的事業</p>	<p>他の自治体との連携・交流</p>
<p>事業の概要</p>	<p>九都県市と連携し、各種課題に対する協議や情報交換、啓発キャンペーンの実施、関係省庁への要望活動を実施する。</p>
<p>R5 取組状況</p>	<p>○大気保全専門部会 光化学オキシダント及びPM2.5の低減に向けた原因物質の排出削減等の啓発活動及び自動車排出ガス対策を5月から11月にかけて実施しました。</p> <p>○エコドライブWG会議 普及啓発品の作製及び配布や、ラジオ放送、トレインチャンネル（電車内動画広告）及びシネアド（映画CM）を活用した啓発動画の放映による啓発活動を実施しました。</p> <p>○規制・流入車・装置WG会議 高速道路及びPAにおいて、広告掲示による啓発活動を実施しました。</p> <p>○低公害車WG会議 各都県市内における指定低公害車の普及台数の調査を実施するとともに、指定低公害車の排出ガス調査の結果の取りまとめを3月に行いました。</p> <p>○Ox・PM2.5WG会議 夏季VOC対策について事業者等に対してリーフレットの配布による啓発等を実施するとともに、VOC排出削減対策について国に対して要望を5月に行いました。</p> <p>○水質改善専門部会 東京湾の水質改善のための東京湾環境一斉調査を8月に実施しました。 富栄養化及び底質の改善のためのデータの収集及び対策について検証した他、水環境の保全に係る普及啓発を実施しました。</p>

<p>具体的事業</p>	<p>関東地方水質汚濁対策連絡協議会</p>
<p>事業の概要</p>	<p>利根川、荒川、多摩川、鶴見川、相模川、那珂川、久慈川、富士川水系等の公共用水域に係わる水質の実態把握、汚濁の過程の究明、防止・軽減対策の樹立を行うとともに、水質全般について関係機関の連絡調整を図る。</p>
<p>R5 取組状況</p>	<p>令和4（2022）年度の水質事故状況及び水質事故発生時の状況共有体制についての情報共有を実施しました。</p>

具体的事業	関東地方大気環境対策推進連絡会 微小粒子状物質・光化学オキシダント調査会議
事業の概要	関東甲信静地域の1都9県7市にてPM2.5成分分析の結果を持ち寄り、広域的な調査や解析を実施する。
R5 取組状況	解析結果を調査会議ホームページにて公表しました。

具体的事業	災害時アスベスト対策支援のための関東ブロック協議会
事業の概要	災害時のアスベスト対策に関する情報の共有、相互支援に当たっての行動計画の検討・策定、同計画に基づく連携・協力体制の構築等を図る。
R5 取組状況	災害時アスベスト対策行動計画の作成及び災害時支援可能メニュー等の意見交換等を7月と12月に実施しました。

具体的事業	かながわエコドライブ推進協議会
事業の概要	エコドライブ活動の支援等を具体的に展開し、その取組に関する実施計画及び取組実績等を情報共有する。
R5 取組状況	令和4(2022)年度の取組実績及び令和5(2023)年度の実施計画等の意見交換等を10月に実施しました。

具体的事業	自動車排出NOx・PM総量削減計画策定協議会調査部会
事業の概要	神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画に基づき、目標とすべき削減量等の調査を実施する。
R5 取組状況	次期神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画の意見交換等を8月に実施しました。

○その他

<p>具体的事業</p>	<p>さがみはら環境まつりの開催</p>
<p>事業の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動する市民、事業者、大学及び行政の協働により開催。 ・大学生等による環境学習体験コーナー、企業・団体等による環境ブース出展、ステージ企画等、様々な情報を発信する。
<p>R5 取組状況</p>	<p>地域で活動する市民、事業者、大学及び行政の協働により、市民等の環境に係る関心を高めるとともに環境学習を推進し、もって環境の保全及び創造に係る活動を促進するため、さがみはら環境まつりを開催した。</p> <p>【開催日時】 令和 5(2023)年 6 月 25 日（日） 10：30～16：00</p> <p>【開催場所】 bono 相模大野 ユニコムプラザさがみはら他</p> <p>【主な内容】 ①環境保全団体等の活動紹介（パネル展示・体験学習等） 出展数：32</p> <p>②ステージイベント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市と㈱アドバコムとの『環境教育の推進に関する連携協定』締結式 ・すずきまどか先生の楽しい実験ショー ・さがみはらエコ・プロ チャレンジ 発表 ・クワガタ忍者ショー ・さがぼーくんと地球温暖化クイズにチャレンジ ・ZERO CARBON ポスターセッション チャレンジ発表 <p>③実行委員会企画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車実験教室 ・ポリ乳酸繊維布でコサージュを作ろう！ ・自分だけの木製ジグソーパズルで遊ぼう！ ・つくいの木ゾーン feat. アオガクフォレスト ・かんきょう謎解き 2023 <p>【入場者数】 約 3,000 名</p>

具体的事業	環境教育委託事業
事業の概要	包括連携協定を締結している大学等と連携し、環境教育を実施する。
R5 取組状況	<p>「2050年の脱炭素社会の実現に向けて市民や事業者を巻き込んで相模原市が行うべき施策について」をテーマに未来の環境を担う大学生から、従来の発想にとらわれない脱炭素施策を提案していただくポスターセッション（※）を開催しました。</p> <p>※発表者が研究開発の成果や現在取り組んでいることなどを1枚のポスターにまとめ、聴講者に対面でその内容を伝え、質疑を受ける発表形式</p> <p>【開催日時】令和5(2023)年11月18日(土)15:00~17:00</p> <p>【開催場所】青山学院大学相模原キャンパス F棟1階ラウンジ</p> <p>【発表大学】青山学院大学、麻布大学、桜美林大学、国士舘大学</p> <p>【参加者総数】98名(参加学生、聴講者、審査員等)</p>

具体的事業	環境審議会等による環境施策等の評価・検証
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 環境審議会は学識経験者、市内公共的団体、関係行政機関、公募委員で構成され環境の保全に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査審議する。 環境基本計画の年次報告書である本書「さがみはらの環境」について報告・審議する。
R5 取組状況	<p>次の議題について、環境審議会を4回開催しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3次相模原市環境基本計画の改定について(3回) 令和5年度版さがみはらの環境(令和4年度報告)について(1回)

具体的事業	協働事業提案制度
事業の概要	市民活力が活かせる地域社会の実現に向け、市民と行政がお互いの提案をもとに、協働して地域課題や社会的課題の解決を図る「協働事業提案制度」を平成20(2008)年度から運営。
R5 取組状況	提案の事業化に向け支援を行い、新規事業採択1件、継続事業採択4件となりました。

具体的事業	他の自治体との連携・交流
事業の概要	九都県市や政令指定都市と連携し、各種課題に対する協議や情報交換、啓発キャンペーンの実施、関係省庁への要望活動を実施する。
R5 取組状況	各種課題に対する情報交換を実施した他、ホームページの更新を実施しました。

(2) 今後の方向性

環境保全団体への活動支援のほか、多様な主体の活動拠点における環境保全活動や普及啓発活動の促進を図ります。また、これらの多様な主体と連携し、自然体験や社会体験などの「体験活動」を中心とした環境学習機会の創出や環境学習プログラムの充実を図り、環境を守る担い手を育成します。そして、市民、事業者、環境保全団体、教育機関と行政との協働により開催する「さがみはら環境まつり」などを通じ、各主体のつながりを強化し、分野横断的な取組を推進します。

施策2 複雑・多様化する環境問題への体制整備 【環境教育等行動計画】

複雑・多様化する環境問題に対する情報の収集・発信機能などの整備を行い、市民が環境について有効な情報に触れられるよう取り組んでいます。

(1) 令和5年度の実施状況

ア 拠点機能整備及び情報の積極的公表

具体的事業	環境情報センターの機能の充実 情報発信基地としての環境情報センターの機能の強化
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・施設を活用した新たな事業やサービスの実施、施設のより効果的な管理を提案、実施することにより、施設の活性化や住民サービスを向上させることをねらいとして、平成21(2009)年4月より、指定管理者制度を導入したもの。 ・指定管理者により、環境に関する講座や機関紙の充実、ホームページの改善などの取組を推進し、あらゆる主体が環境施策への参加・参画・協働できる環境を整えるため、環境情報センター(エコパークさがみはら)を情報収集・発信基地として強化するもの。
R5 取組状況	<p>《環境情報センター(エコパークさがみはら)事業実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開所日数 302日 ○来場者数 20,755人(うち有料施設使用人数 15,411人) ○環境学習事業 <p>地球温暖化対策、資源循環、生物多様性など様々な環境分野の環境学習講座を市民向けに実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【成人向け】 14講座(参加者数 249人) 【小中学生向け】 6講座(参加者数 67人) 【親子向け】 30講座(参加者数 3,014人) ○自然環境観察員制度事業 <p>自然環境観察員制度とは、身近な自然環境の調査により、自然環境に対する関心の向上や環境保全意識の高揚を図るとともに、自然を監視・保全していくための基礎資料を継続的に集積するための市民ボランティアによる制度で、環境情報センター(エコパークさがみはら)が事務局を担っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【在籍人数】 101人(R6.3末) <li style="padding-left: 40px;">うち 植物部会 37人 河川生物相部会 29人 <li style="padding-left: 40px;">野鳥部会 52人 湧水部会 24人 <li style="padding-left: 40px;">※兼任あり 【全体テーマ調査】自然環境観察員全員が取り組む調査 <p style="padding-left: 20px;">テーマ 『オオキンケイギクの分布調査』</p> <p style="padding-left: 20px;">実施期間 4月16日～7月31日</p> <p style="padding-left: 20px;">参加人数 65人</p> 【専門調査】希望者で行う調査 <p style="padding-left: 20px;">実施回数 19回 参加人数 171人</p>

R5 取組状況	<p>【その他事業】</p> <p>第1回 環境学習セミナー(参加人数 42人) [4月開催] 第2回 環境学習セミナー(参加人数 20人) [7月開催] 第3回 環境学習セミナー(参加人数 36人) [8月開催] 第4回 環境学習セミナー(参加人数 19人) [10月開催] 第5回 環境学習セミナー(参加人数 15人) [11月開催] 令和4(2022)年度活動報告会(参加人数 25人) [7月開催]</p> <p>○こどもエコクラブ事業</p> <p>公益財団法人日本環境協会が全国事務局を務める幼児から高校生であれば誰でも参加できる環境活動クラブで、環境情報センター(エコパークさがみはら)は相模原市の事務局を担っております。</p> <p>【市内在籍クラブ数(R6.3末)】 47クラブ(会員数 161人)</p> <p>【事業】 12月 第1回交流会(5組(大人5人、子供6人)参加) 3月 第2回交流会(2組(大人2人、子供3人)参加)</p> <p>○事業協力者登録制度「エコネットの輪」事業</p> <p>市民活動団体、事業者、大学、行政が有する環境学習プログラムや環境情報等を収集し、プログラム集の作成及びプログラム利用希望者とプログラム提供者との仲介する事業です。</p>
	<p>【登録団体数】 78団体(R6.3末) ※まちかど講座を除く</p> <p>【プログラム数】 74本(R6.3末) ※まちかど講座を除く</p> <p>○情報発信</p> <p>ホームページの運営、メールマガジン、SNS、FMラジオ等による情報発信のほか、自然環境や環境教育に関する相談へのアドバイス等を実施しました。</p> <p>【ホームページ】</p> <p>アクセス件数 45,294件(令和5(2023)年度末累計)</p> <p>【メールマガジン】</p> <p>配信件数 12件</p> <p>【ラジオ広報】</p> <p>「エフエムさがみ」でのスポットCM ほか ※R5年8月で終了</p> <p>【SNS 広報】</p> <p>配信件数 222件</p> <p>【機関紙「エコパークさがみはら NEWS」】</p> <p>発行部数 91,804部(市内小学校3年生以上の児童を対象に、年4回配布)</p> <p>【YouTube 動画配信】</p> <p>動画配信回数 12回</p> <p>【専門相談・アドバイス】</p> <p>27件</p>

(2) 今後の方向性

環境情報センター（エコパークさがみはら）を中心とした行政、事業者、研究・教育機関、環境保全団体等の連携・協力体制の更なる強化を図ることにより、環境学習・環境教育の拠点機能の強化を図ります。また、同センターの機関紙である「エコパークさがみはら NEWS」の配布手法の見直しや配布対象の拡大を図るほか、新たに市公式 SNS アカウントの開設などにより、環境に対する無関心層を含めた幅広い層に向け環境情報を発信します。

施策3 まちづくりにおける環境配慮の促進

持続可能な社会の構築へ向け、まちづくりにおける環境配慮の取組を一般化（あるいは主流化）し、環境負荷を低減するため、環境影響評価制度を運用しています。

（1）令和5年度取組状況

ア 環境影響評価制度の充実

具体的事業	環境アセスメント制度の運用
事業の概要	産業及び経済の発展、生活環境の維持及び向上並びに自然環境の保全の調和を図るため、大規模事業の実施による環境影響を事業者自らが事前に把握し、その結果を公表して市民、事業者及び行政がそれぞれ意見を出し合い、より環境に配慮した事業計画とするための制度。
R5 取組状況	<ul style="list-style-type: none">・都度、事業者から事前相談を受け、本市環境アセスメント制度を案内しました。・「GLP 相模原プロジェクト」について、事後調査計画書（供用時その2）を令和5(2023)年6月に受理しました。・「（仮称）相模大野4丁目計画」について、事後調査計画書（工事中）を令和5(2023)年7月に受理しました。

（2）今後の方向性

環境アセスメント制度について、パンフレットやホームページなどを活用して周知を進めます。

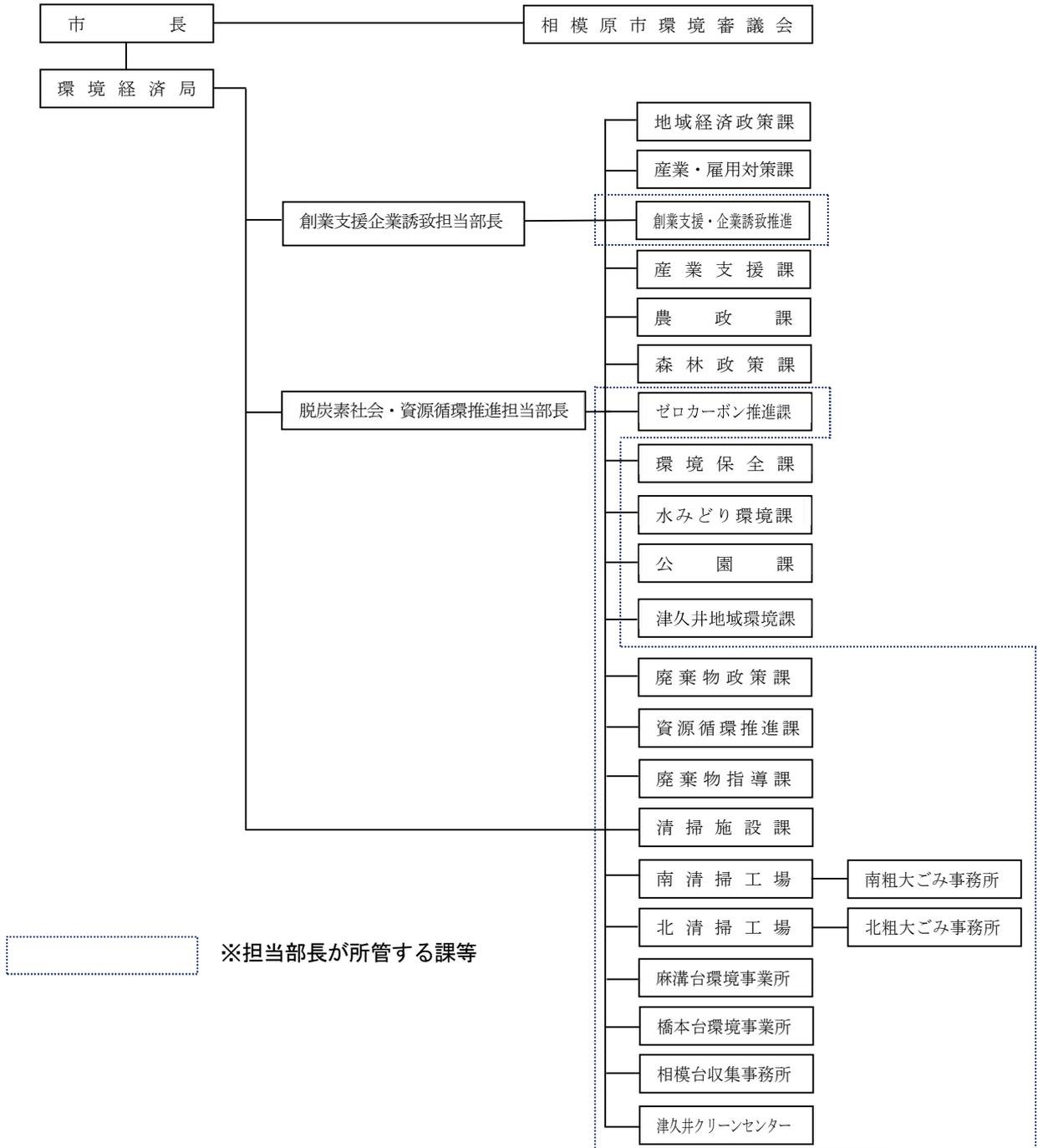
また、相模原市環境影響評価条例を適切かつ効果的に運用するため、これまでの施行状況や国の環境アセスメント制度の動向を踏まえた点検・見直しを適時適切に行います。

資料

1 本市の環境対策の組織体制

1 環境対策の組織体制

環境経済局の体制（令和5（2023）年度）



2 相模原市環境審議会の活動

環境基本法第44条の規定に基づき、本市の環境政策に関する重要事項を審議する機関として平成6（1994）年8月に設置されました。

<委員構成（令和5（2023）年度）>

令和6（2024）年3月 時点

選出区分	委員名	所属・役職	備考
学識経験者 (8)	一色 正男	神奈川工科大学 研究推進機構 特命教授	
	大河内 由美子	麻布大学 生命・環境科学部 教授 (相模原市廃棄物減量等推進審議会委員)	
	川久保 俊	法政大学 デザイン工学部 教授	
	高田 久美子	麻布大学 生命・環境科学部 特任助教	
	田中 充	法政大学 名誉教授 法政大学地域研究センター客員教授 (相模原市地球温暖化対策推進会議会長)	会長
	南部 和香	青山学院大学 社会情報学部 准教授	
	山田 とし子	相模女子大学 栄養科学部 教授 (相模原市廃棄物減量等推進審議会委員)	副会長
	吉永 龍起	北里大学 海洋生命科学部 教授 (相模原市水とみどりの審議会委員)	
市内の 公共的団体等の 代表者 (8)	浅見 佳寿	相模原の環境をよくする会 会長	
	木村 郁子	さがみはら消費者の会 委員	
	熊谷 弘	相模原市自治会連合会 理事	
	斎藤 奈美	(特非) and Advance 副代表理事	
	西山 美香	相模原市立小中学校校長会 委員	
	取住 悦子	相模原商工会議所 副会頭	
	古屋 伸夫	(特非) かながわ環境カウンセラー協議会 相模原支部長	
	山崎 和彦	さがみはら津久井森林組合 代表理事組合長	
関係行政機関の職員 (1)	増田 大美	(環境省) 関東地方環境事務所 環境対策課長	
公 募 (3)	牛尾 良一	中央区在住	
	小嶋 雅司	中央区在住	
	宍戸 和夫	中央区在住	

<令和5（2023）年度開催実績（主な議題）>

- (第1回) 令和5(2023)年 5月23日 : 第3次相模原市環境基本計画の中間改定について
- (第2回) 令和5(2023)年 8月 7日 : 第3次相模原市環境基本計画の中間改定について
- (第3回) 令和5(2023)年10月 2日 : 第3次相模原市環境基本計画の中間改定について
- (第4回) 令和6(2024)年 2月29日 : 令和5年度さがみはらの環境（相模原市環境基本計画年次報告書）（令和4年度報告）（案）について
第3次相模原市環境基本計画改定（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

<委員構成（令和6（2024）年度）>

令和7（2025）年3月 時点

選出区分	委員名	所属・役職	備考
学識経験者 (8)	一色 正男	神奈川工科大学 研究推進機構 特命教授	
	大河内 由美子	麻布大学 生命・環境科学部 教授 (相模原市廃棄物減量等推進審議会委員)	副会長
	落合 裕隆	相模女子大学 栄養科学部 教授	
	川久保 俊	慶應義塾大学理工学部 准教授	
	高田 久美子	麻布大学 生命・環境科学部 特任助教	
	田中 充	法政大学 名誉教授 法政大学地域研究センター客員教授 (相模原市地球温暖化対策推進会議会長)	会長
	南部 和香	青山学院大学 社会情報学部 准教授	
	吉永 龍起	北里大学 海洋生命科学部 教授 (相模原市水とみどりの審議会委員)	
市内の 公共的団体等の 代表者 (8)	浅見 佳寿	相模原の環境をよくする会 会長	
	池田 珠三子	さがみはら消費者の会 委員	
	井上 章	さがみはら津久井森林組合 代表理事副組合長	
	熊谷 弘	相模原市自治会連合会 理事	
	斎藤 奈美	(特非) and Advance 副代表理事	
	古屋 伸夫	(特非)かながわ環境カウンセラー協議会 相模原 支部長	
	畷住 悦子	相模原商工会議所 副会頭	
関係行政機関の職員 (1)	稲子谷 昂子	(環境省) 関東地方環境事務所 環境対策課長	
公募 (3)	小暮 祥子	中央区在住	
	平野 晋哉	中央区在住	
	八木 悠子	緑区在住	

<令和6（2024）年度開催実績（主な議題）>

(第1回) 令和6(2024)年10月2日 : 会長及び副会長の選出について

(第2回) 令和7(2025)年2月18日 : 令和6年度さがみはらの環境（相模原市環境基本計画年次報告書）（令和5年度報告）（案）について

2 市民アンケート調査結果について

1 アンケート実施方法・集計結果

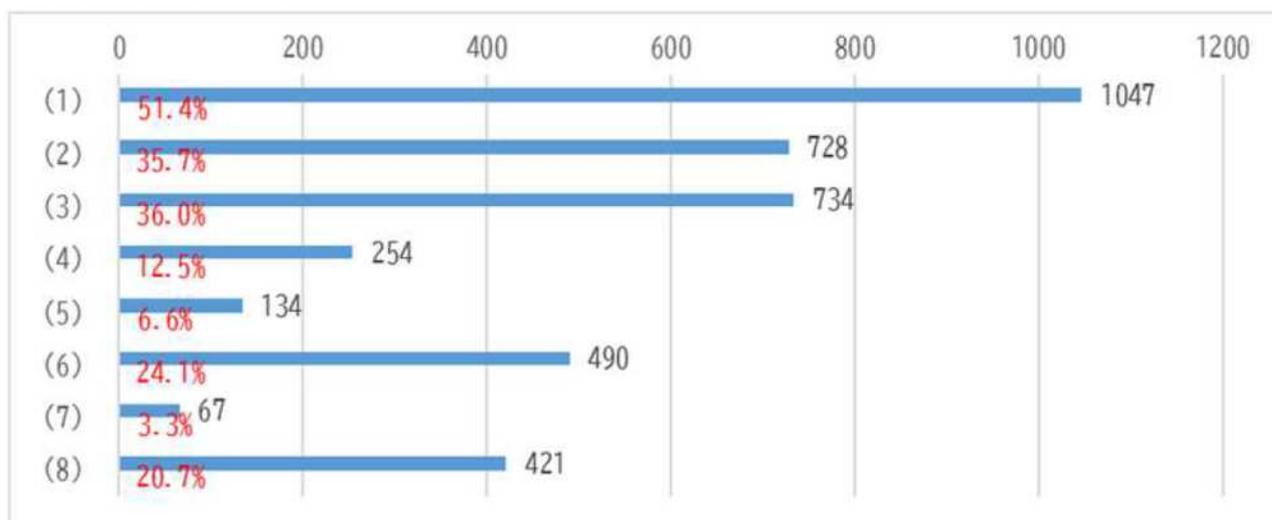
- (1) 対象者：18歳以上の市民から無作為抽出
- (2) 対象人数：12,000人（緑区：2,786人、中央区4,552人、南区4,662人）
※ 全市人口に対する各区の人口比で抽出
- (3) 実施方法：WEB アンケート形式
※ WEB での回答が困難な方は、紙のアンケート用紙により回答を依頼した。
- (4) 実施期間：令和6（2024）年3月1日（金）から3月22日（金）まで（22日間）
- (5) アンケート回答数：回答数2,066件（回収率：17.2%）

2 市民アンケート内容（指標関係抜粋）

～気候変動に伴う影響に備えている市民の割合～【基本目標1】

問 あなたは、平均気温の上昇や集中豪雨の発生など、気候変動が与える身の回りへの影響に備えるため、どのような取り組みを行っていますか。（いくつでも）

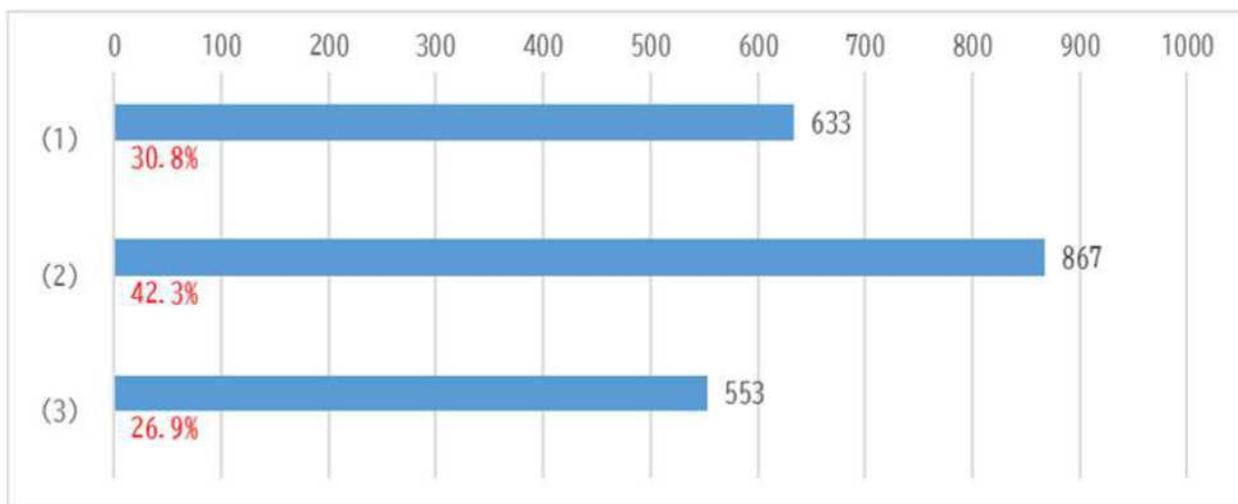
- (1) 暑さや大雨に関する情報を積極的に収集する
- (2) 熱中症や蚊媒介感染症（デング熱等）の対策を知り、予防する
- (3) ハザードマップなどで危険個所や避難場所、避難経路を確認する
- (4) 地域の防災訓練に参加する
- (5) 市街地における暑さを和らげるため、身の回りの緑化を推進する
- (6) 喝水に備えて、普段から節水を心がける
- (7) その他
- (8) 取り組みを行っていない



～生物多様性の認知度～【基本目標3】

問 あなたは「生物多様性」という言葉を知っていますか。

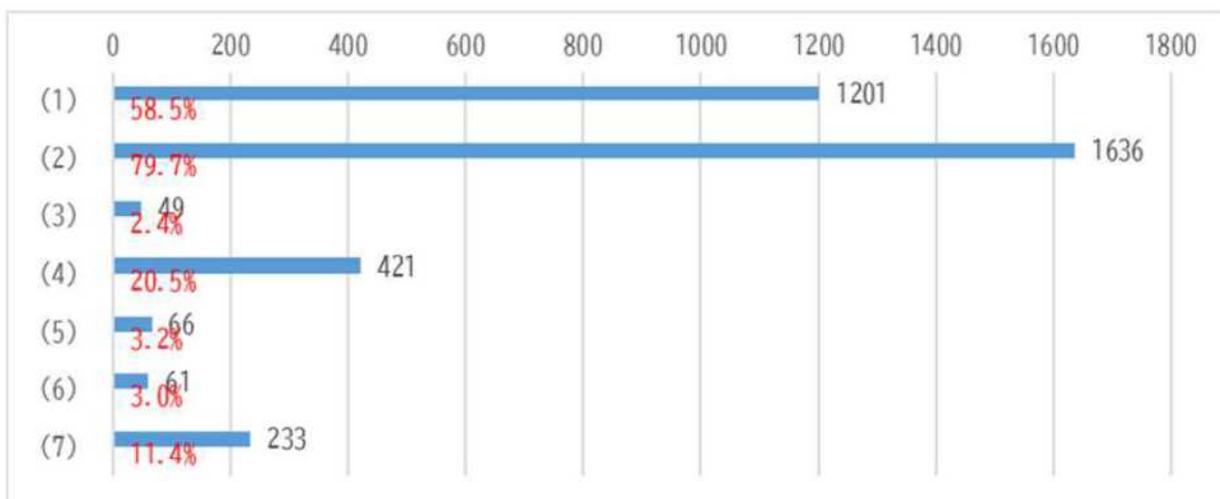
- (1) 言葉を聞いたことがあり、意味も知っている
- (2) 言葉を聞いたことがあるが、意味は知らない
- (3) 言葉を聞いたことがない



～環境意識の醸成度～【基本目標5】

問 あなたは、環境問題について、取り組んでいることはありますか。(いくつでも)

- (1) 節電など省エネにつながる行動をしている
- (2) マイバッグの利用など、ごみの減量につながる行動をしている
- (3) この1年間に自然環境を守る活動に参加した
- (4) 環境に配慮した商品を選んで購入している
- (5) この1年間に環境に関する講座やイベントに参加した
- (6) その他
- (7) 取り組みを行っていない



3 相模原市環境審議会審議経過

- ・ 令和 7(2025)年 2 月 18 日 (第 2 回)

※本書『令和 6 年度版さがみはらの環境』に対する相模原市環境審議会の審議状況のみ抜粋

令和6(2024)年度第2回環境審議会での審議経過 及び本書「さがみはらの環境」への反映

No	環境審議会における 委員意見等	「さがみはらの環境」における対応	
		対応内容	ページ
1	基本目標2 <u>施策1</u> の具体的事業「野生生物保護施設の設置検討」について、取組状況に検討したと記載があるが、その結果、何が決まったのか、検討内容及び今後の方針について、具体的な説明を加えていただきたい。	検討の内容がわかるよう取組状況の文章を修正しました。	62
2	基本目標5 <u>施策1</u> の具体的事業「市民活動のサポート」について、市民活動サポートセンターの講座の実施回数を書いてあり、広く団体支援とあり、環境団体だけでないことから、ここに数値を書くのであれば、登録している市民活動団体の中で環境関係の団体が何団体あるかという記載の方が良いのではないか。	個人での申し込みも含まれていることや、所属団体の活動内容の記載を求めていることから、環境団体に所属する者の参加人数を把握していないため、原文のままとします。	98
3	基本目標5 <u>施策1</u> の具体的事業「地域活性化事業交付金」に関しては、環境保全に資する事業への交付が7件だったとあるが、これも、全部何件のうち、環境保全に関する事業は7件であったというように、書き方をそろえていただいた方が良いと思う。	全体の交付数を追記しました。	99
4	基本目標5 <u>施策1</u> の具体的事業「小中学校等における環境教育の取組推進」について、他のところは何校に行ったというような実績が書いてあるが、これは、授業や活動を行いましたのみであることから、対象校が分かれば、それを記載いただけるとありがたい。	市内全ての小中学校等において実施されていることから、その旨を追記しました。	107
5	基本目標5 <u>施策1</u> の「(2) 今後の方向性」については、中間目標を達成できていないことから、これからの連携や市民担い手の育成に関して具体的にやってきたいこと等の記載があった方がいいのではないかと考えている。	今後の方向性について、追記しました。	125

4 環境行政年表

年月	相模原市	国・神奈川県
昭和42年 8月 昭和43年 12月		○「公害対策基本法」公布、施行 ○「大気汚染防止法」「騒音規制法」施行
昭和46年 3月 6月 9月	◆ 相模原市公害対策審議会を設置	○「神奈川県良好な環境の確保に関する基本条例」公布・施行 ○「水質汚濁防止法」施行 ○「神奈川県公害防止条例」施行 ○「廃棄物処理法」施行 ○「悪臭防止法」施行
昭和47年 5月 10月	○「相模原市環境保全に関する条例」施行 ○「相模原市緑化条例」施行	
昭和48年 4月 昭和51年 12月 昭和53年 9月		○「自然環境保全法」施行 ○「振動規制法」施行 ○新しい「神奈川県公害防止条例」施行
昭和54年 10月		○「エネルギーの使用の合理化に関する法律」施行 ○「神奈川県環境影響評価条例」施行
昭和56年 7月 昭和59年 4月	○「緑地保全基金」設置 ○「みどりのまちづくり基金」設置	
昭和62年 11月 昭和63年 3月 5月	◆ 相模川ふれあい科学館オープン ○「みどりのまちづくりさがみはらプラン」(緑化推進計画) 策定	○「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」施行 ○「資源の有効な利用の促進に関する法律」施行
平成 4年 10月 11月 12月	○「相模原市環境宣言」制定	○「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の規制に関する特別措置法」(自動車NOx法) 施行
平成 5年 3月 4月 11月	○「さがみはら環境プラン」策定	○「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」施行 ○「環境基本法」公布・施行
平成 6年 8月 10月 12月	◆ 相模原市公害対策審議会を廃止し、相模原市環境審議会を設置 ○「相模原市一般廃棄物処理基本計画」策定	○ 国の「環境基本計画」策定
平成 7年 3月 6月 12月	○「さがみはら環境プラン行動計画 行政編」策定	○「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実効のための行動計画」策定 ○「容器包装に係る分別収集及び再商品化の推進に関する法律」施行
平成 8年 3月 4月 11月	○「さがみはら環境プラン行動計画 市民・事業者編」策定 ○「相模原市環境基本条例」施行	○「神奈川県環境基本条例」施行
平成 9年 3月 12月	○「さがみはら・みどりの基本計画」策定	○「神奈川県環境基本計画」策定 ◆ 京都で気候変動枠組み条約第3回締結国会議(COP3)開催 ○「環境影響評価法」一部施行

年月	相模原市	国・神奈川県
平成10年 4月	○「相模原市ごみの散乱防止によるまちの美化の推進に関する条例」施行	○「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」施行
平成11年 4月	○「相模原市盛土等の規制に関する条例」施行	○「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行
平成12年 3月		○「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」施行
4月		○「神奈川県環境基本計画」見直し
6月		○「循環型社会形成推進基本法」施行
11月	○ 国際環境規格 ISO14001 認証取得	
12月		○ 国の「第2次環境基本計画」策定
平成13年 1月		○「ダイオキシン類対策特別措置法」施行
3月	○「相模原市環境基本計画」策定	
4月		○「特定家庭用機器再商品化法」施行
5月		○「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」施行
7月		○「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」施行
平成14年 3月	○「相模原市一般廃棄物処理基本計画」策定	
5月		○「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」施行
6月		○「京都議定書」締結
7月		○「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」施行
平成15年 1月		○「自然再生推進法」施行
2月		○「土壌汚染対策法」施行
3月	○「木もれびの森保全・活用計画」策定	○「循環型社会形成推進基本法の規定に基づく循環型社会形成推進基本計画」策定
10月		○「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行
平成16年 3月	○「さがみはら・ごみダイエツトプラン」策定	○「新アジェンダ21 かながわ」採択
4月	○「相模原市地球温暖化対策実行計画」策定	
平成17年 1月		○「使用済自動車の再資源化等に関する法律」施行
2月		○「京都議定書」発効
10月		○「神奈川県環境基本計画」見直し
平成18年 3月	◆ 相模原市・津久井町・相模湖町が合併	○「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」施行
4月	◆ 環境情報センターオープン	
平成19年 3月	◆ 相模原市・城山町・藤野町が合併	○ 国の「第3次環境基本計画」策定
11月		○「国等における温室効果ガス等の削減に配慮した契約の推進に関する法律」施行
平成20年 3月	○「相模原市一般廃棄物処理基本計画」改定	
4月		○「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」施行
6月		○「生物多様性基本法」施行
平成21年 10月	○「相模原市ホテル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例」施行	○「神奈川県地球温暖化対策推進条例」施行

年月	相模原市	国・神奈川県
平成22年 1月	○「相模原市ペット霊園の設置等に伴う生活環境の保全に関する条例」施行	
3月	○新しい「相模原市環境基本計画」策定 ○「相模原市水とみどりの基本計画」策定 ○「相模原市地球温暖化対策推進基金条例」施行 ○「相模原市地球温暖化対策推進基金」設置	
4月	◆政令指定都市に移行 ○国際環境規格 ISO14001 認証を返上し、独自の環境マネジメントシステム (EMS) の運用開始	
12月	◆相模原市水とみどりの基本計画推進協議会を設置	
平成23年 3月	○「さがみはら森林ビジョン」策定	
4月	○「相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例」施行 ○「相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例」施行	
8月		○「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」公布・施行
10月		○改正「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」施行 ○「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」施行
平成24年 1月		○「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」完全施行
3月	○「相模原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）」策定	
4月		○国の「第四次環境基本計画」策定
平成25年 1月	○「相模原市公共施設における木材の利用促進に関する基本方針」策定	
3月	◆「さがみはら地球温暖化対策協議会」設立 ○「さがみはら森林ビジョン実施計画」策定 ○「相模原市一般廃棄物処理基本計画」改定	
4月	○「相模原市地球温暖化対策推進条例」施行	○「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」施行
8月	◆「相模原市地球温暖化対策推進会議」発足	
平成26年 3月	◆メガソーラー稼動（一般廃棄物最終処分場跡地）	
4月	◆相模川ふれあい科学館がリニューアルオープン	
6月		○国の「水素・燃料電池戦略ロードマップ」策定
7月	○「相模原市環境影響評価条例」公布、一部施行 ◆相模原市環境影響評価審査会を設置	
12月	○「相模原市水素エネルギー普及促進ビジョン」策定	
平成27年 3月	○「相模原市環境基本計画(2010-2019)」中間改訂 ○「相模原市水とみどりの基本計画改訂版＝生物多様性さがみはら戦略＝」策定	○神奈川県「水素社会実現ロードマップ」策定
4月	○「木もれびの森保全・活用計画」改訂 ◆相模原市水とみどりの基本計画推進協議会を廃止し、相模原市水とみどりの審議会を設置	
平成28年 2月	◆さがみはら生物多様性ネットワーク設立	
5月		○国の「地球温暖化対策計画」閣議決定
10月		○神奈川県「地球温暖化対策計画」改定

年月	相模原市	国・神奈川県
平成29年3月	○「(仮称)相模原市市民の森基本計画」策定	
	○「相模原市気候変動の影響への適応策」を策定(相模原市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の一部として)	
平成30年3月		○神奈川県「かながわスマートエネルギー計画」改訂
4月		○国の「第五次環境基本計画」策定
12月		○「気候変動適応法」施行
平成31年3月	○「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画」策定	
令和元年10月	○「相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例」公布	○「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行
令和2年2月		○神奈川県「かながわ気候非常事態宣言」
3月	○「第3次相模原市環境基本計画」策定	
	○「第2次相模原市地球温暖化対策計画」策定	
	○「第3次相模原市地球温暖化対策計画(事務事業編)」策定	
	○「第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略」策定	
4月	○「さがみはら森林ビジョン後期実施計画」策定	
	○「相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例」「相模原市ホテル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例」及び「相模原市緑化条例」の廃止(「相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例」への統合)	
7月	◆「SDGs未来都市」への選定	◆レジ袋の有料化開始
9月	○「さがみはら気候非常事態宣言」表明	
10月		○2050年のカーボンニュートラル、脱炭素社会を目指すことを首相表明
令和3年4月		○地球温暖化対策推進本部の会合で、2030年の温室効果ガス排出量を2013年比で46%削減を目指すことを首相表明
8月	○「さがみはら脱炭素ロードマップ」策定	
令和4年3月		○神奈川県「食品ロス削減推進計画」策定
4月		○「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行
令和5年3月		○神奈川県「プラスチック資源循環推進等計画」策定
4月	○「相模原市地球温暖化対策推進条例」を「さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例」に改正	
11月	○「第2次相模原市地球温暖化対策計画」改定	
令和6年3月	○「第3次相模原市環境基本計画」改定	
	○「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画」改定	
	○「食品ロス削減推進計画」策定	

5 用語集

用語	解説
【ア行】	
アスベスト (石綿)	天然の鉱物繊維で「せきめん」「いしわた」とも呼ばれています。肉眼では見るできない極めて細い繊維であるため、飛散すると空気中に浮遊しやすく、人が吸入すると肺胞に沈着しやすい特徴があります。体内に滞留した石綿が要因となって、肺の線維化や肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こすことがあります。現在は、原則として製造等が禁止されています。
エコアクション 21	環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムです。一般に、「PDCA サイクル」と呼ばれるパフォーマンスを継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者等が環境への取組を自主的に行うための方法を定めています。
エコドライブ	環境にやさしい車の運転や使い方のことです。アイドリングストップや加減速の少ない運転、タイヤの空気圧チェックなどの 10 項目があり、地球にも人にもお財布にもやさしいというメリットがあります。
エコネットの輪	エコネットの輪の正式名称は「相模原市立環境情報センター事業協力者登録制度」です。市民活動団体、事業者、大学及び行政から、それぞれの立場又は環境活動リーダーとして、ボランティアや地域貢献活動を目的とする環境学習プログラムやイベント、各種環境情報を提供してもらい、学校や地域で行われる環境学習や環境活動を広く支援していく制度です。
エシカル消費	エシカルとは「倫理的」という意味で、「人や社会、環境に配慮した消費行動」のことを「エシカル（倫理的）消費」と言います。
温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体です。京都議定書では、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF ₆ ）の 6 物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっています。
【カ行】	
カーボンニュートラル（炭素中立）	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることをいいます。
外来種	導入（意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。）により、その自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む）です。
外来生物	外来生物法（平成 16 年法律第 78 号）では、「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物」と定義されている「法律用語」。つまり、国外から日本に導入されるもののみを対象としており、いわゆる国内由来の外来種は含みません。
河岸段丘	川に沿って片岸または両岸が、川に向かって階段状になっている地形を、河岸段丘と言います。大昔、「洪水で川底に土砂がたまる」→「川の流れて川底を削る」→「川底が隆起する」→「再び川が川底を削り取る」ということを繰り返してきました。
河床勾配	川の流れる方向の川底の傾きのことです。

環境基準	人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準であり、行政上の政策目標です。環境基本法第 16 条に基づき大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音について定められています。
環境教育	持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のことを言います。
環境リスク	人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性）を指します。
緩和策	地球温暖化の原因物質である温室効果ガスの排出量を削減する（または植林などによって吸収量を増加させる）対策のことを言います。
グリーンインフラ	自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするものとされています。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することです。
広域トレイルネットワーク	森林、原野、里地里山等にある踏み分け道、歩くための道が広域的にネットワークとしてつながっていることを言います。
光化学オキシダント	工場・事業場や自動車から排出される NOx や VOC などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質です。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与えます。
耕作放棄地	農林業センサスにおいて「以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている統計上の用語です。
交通需要マネジメント(TDM)	自動車の効率的利用や公共交通への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化など「交通需要の調整」を行うことにより、道路交通混雑を緩和していく取組を指します。
行動科学	人間の社会的な行動を科学的に研究することで、その中から、法則性を見出そうとする学問です。そのなかには、心理学や社会学、人類学、経済学、政治学などが含まれています。
高度処理型浄化槽	本市が進める高度処理型浄化槽とは、台所や風呂の生活排水をし尿と併せて処理する浄化槽のうち、窒素・リンの除去が可能なものを言います。
合流式/分流式公共下水道	合流式下水道は、汚水と雨水を一緒に下水処理場へ送ります。一方、分流式下水道は、汚水用管路と雨水用管路の 2 つを埋設し、汚水は下水処理場へ、雨水は川や海に直接放流します。 <分流式に転換をすることによる環境リスクへのメリット> 汚水と雨水をそれぞれ専用の管で集めるので、河川の水質が守られ、環境面でも衛生面でも優れた方式と言えます。
【サ行】	
サーキュラーエコノミー（循環経済）	従来の 3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。
再生可能エネ	自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。一度利用し

ルギー	ても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないため、地球環境への負荷が少ないエネルギーです。エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成 21 年法律第 72 号)では、再生可能エネルギー源として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスと規定しています。
里地里山	現に管理若しくは利用をされ、又はかつて管理若しくは利用をされていた農地、水路、ため池、二次林、その他これらに類する土地の全部又は一部及び人が日常生活を営む場所が一体となっている区域で、良好な景観の形成、災害の防止、伝統的な文化の伝承、余暇又は教育的な活動の場の提供等の機能を有する地域です。
3010（さんまるいちまる）運動	宴会の時の食品ロスを減らすためのキャンペーンです。乾杯からの 30 分間とお開き前の 10 分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らそうと呼び掛けることから「3010 運動」と名付けられました。
次世代自動車	一般のガソリン車やディーゼル車と比べて、環境への負荷を低減させる新技術を搭載した自動車のことを言います。次世代自動車には、電池に蓄えられた電気によりモーターを回転させて走行する電気自動車（EV）、エンジンとモーターといったように複数の原動機を組み合わせるハイブリッド自動車（HV）、ハイブリッド自動車に外部から充電できる機能を付加したプラグインハイブリッド自動車（PHV/PHEV）、水の電気分解の逆の反応を利用し、水素と酸素を反応させて電気エネルギーを直接取り出し、モーターを作動させる燃料電池自動車（FCV）、天然ガスを燃料とする天然ガス自動車（NGV）、天然ガスや石炭から製造される液体燃料を使用するメタノール自動車などがあります。
持続可能な開発のための教育（ESD）	世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。ESD とは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。
自然環境保全地域特別地区	自然環境保全地域とは、自然環境を保全することが特に必要な地域として自然環境保全法に基づき環境大臣又は都道府県知事により指定される地域です。本市には 1,340.5ha あり、そのうち相模原市緑区牧野の石砂山の一部分が特別地区（33.5ha）に指定されています。
自然公園	自然公園法（昭和 32 年法律第 61 号）に基づき指定される国立公園及び国定公園、県立自然公園の総称です。優れた自然の美しい風景地を保護しつつ、その自然の中で休養し、レクリエーションを行い、また、自然から学ぶことを目的に指定されています。本市には丹沢大山国定公園と県立丹沢大山自然公園、県立陣馬相模湖自然公園があります。
市民緑地	都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）に基づき、土地所有者と地方公共団体等が契約を締結し、緑地等を公開する制度です。この制度により、都市に残るみどりが、自治会やボランティア団体等の管理により保全され、市民が憩いの場として利用できる公開された緑地として提供されます。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）では、第 1 に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第 2 に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

食品ロス	本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。
生涯学習まちかど講座	サークル・地域・職場等に市の職員が出向き、相模原市のことや市の仕事について話す出前講座のことです。
親水	水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めることです。
水源かん養機能	森の土壌は降水を貯留し、川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させます。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されます。これらの機能を水源かん養機能と呼びます。
水素ステーション	燃料電池自動車(FCV)に水素を供給するための施設です。各種燃料をその場で改質して水素を作り貯蔵・供給するステーションと、外部から輸送した水素をその場で貯蔵し、供給するステーションがあります。
ステークホルダー	企業などの組織が活動を行うことで影響を受ける利害関係者を指します。例としては、株主、経営者、従業員、顧客、取引先等が挙げられます。
生産緑地地区	市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地に供する用地として適している農地を対象に都市計画に定めたもので、本市においては、条例で下限面積を 300 m ² としています。
製造品出荷額等	1 年間の「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくず及び廃物」の出荷額とその他の収入の合計です。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	微生物が水中の汚濁物（有機物）を分解するときには、酸素を使います。水中の汚濁物（有機物）が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を生物化学的酸素要求量（BOD）と言い、一般に BOD が大きい場合は、水中にある有機物の量が多いことを意味するため、有機物による水質汚濁の程度が大きいこととなります。
生物多様性	遺伝子レベル、種レベル、生態系レベルのそれぞれで生物が持つ多様さをまとめて生物多様性と言います。生物は、同じ種であっても、生息・生育する地域によって、また、個体間でも形態や遺伝的に違いがあります。大気、海や川、土壌など様々な環境に適応して多様な生物種が存在し、生態系を形成しています。近年、生物多様性の保全を促進するため、2010 年には生物多様性条約 COP10 が愛知県で開催され、生物多様性の保全の目標が定められました。
ソーラーシェアリング	農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置し、農業と発電事業を同時に行うことを言います。営農型発電設備とも呼ばれています。
【夕行】	
ダイオキシン類	有機塩素化合物でポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナ-ポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の 3 つの物質群があります。これらは、廃棄物の焼却、塩素によるパルプなどの漂白などの工程で副生成物として生成されてしまいます。健康影響は、生殖、脳、免疫系などに対する影響が懸念されており、研究が進められている段階ですが、日本の汚染レベルは健康影響が生じるレベルではないと考えられています。
太陽光発電	太陽電池を利用して、日光を直接的に電力に変換する発電方式。発電そのものに燃料が不要で、運転中は温室効果ガスを排出せず、原料採掘・精製から廃棄に至るまで非常に少ない温室効果ガス排出量で電力を供給することができます。
脱炭素社会	地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を防ぐため、石油や石炭などの化石燃料から脱却することを脱炭素と呼びます。再生可能エネルギーの利用を進めるなど、社会全体を低炭素化する努力を続けた結果としてもたらされる持続可能な社会を脱炭素社会と言います。

地域循環共生圏	各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。
地球温暖化対策計画（国）	地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国が地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて策定した、唯一の地球温暖化に関する総合的な計画です。温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について記載されています。
地産地消	地域で生産された農産物やエネルギーをその地域で消費することを言います。
適応策	既に起こりつつある、または起こりうる気候変動の影響の回避・軽減等を図る取組のことを言います。
デコ活	「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素（CO ₂ ）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。
【ナ行】	
燃料電池（Fuel Cell）	水素と酸素を化学的に反応させることによって、電気を発生させる発電装置のことです。エネルギー効率がよく、また窒素酸化物の発生が少ないなど、環境への負荷が低いことが特徴です。天然ガス・メタノールなどの幅広い燃料の使用が可能です。家庭用では、ガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて発電し、このとき発生する熱でお湯もつくる高効率の家庭用燃料電池（エネファーム）として、販売されています。
【ハ行】	
パリ協定	2020年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みを定めた協定です。2015年12月に国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議（COP21）で採択され、2016年11月に発効されました。世界の平均気温の上昇を産業革命前の2℃未満（努力目標1.5℃）に抑え、21世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標にしています。締約国は削減目標を立てて5年ごとに見直し、国際連合に実施状況を報告することが義務付けられました。また、先進国は途上国への資金支援を引き続き行なうことも定められています。
パークマネジメントプラン	市民の豊かな暮らしを実現するために、公園が担うべき役割や目指すべき公園像を明確にし、施設の適切な管理等に関するハード面の方針（管理方針）と、公園の利活用や適正利用等に関するソフト面の方針（運営方針）を定め、これらに基づいた管理運営を行い、公園の更なる魅力向上や、より効果的・効率的な管理運営、適正利用の推進等により、相模原市らしい魅力的な公園づくりを実現するものです。
ヒートアイランド現象	都市部において高密度にエネルギーが消費され、また地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているため、水分の蒸発による気温の低下が妨げられ、郊外部よりも気温が高くなっている現象のことを指します。
微小粒子状物質（PM2.5）	大気中に漂う小さな粒子で、粒径が2.5μm（マイクロメートル：μm＝100万分の1m）以下のものです。PM2.5には、物の燃焼などによって排出される粒子と大気中での化学反応によって生成される粒子があります。粒子が非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への健康影響が懸念されています。
分散型電源	電力供給の方法のひとつで、電力需要地の近くに配置された小規模な発電設備のことです。太陽光や風力など再生可能エネルギーを利用した発電設備、水素を利用した燃料電池、天然ガスやLPガス等を燃料として熱と電気を同時供給するガスコージェネレーショ

	ンシステムなどがあります。
保安林	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、公衆の保健など、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のことを言います。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木伐採や土地の形質の変更などが規制され、水源かん養保安林、保健保安林等、全部で 17 種類(神奈川県は 13 種類、相模原市は 6 種類)の保安林があります。
保存樹林	本市では、市民が健康で快適な生活を営むことのできる環境を確保するため、相模原市緑化条例(昭和 47 年相模原市条例第 29 号)により制度化され、現在では市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例により、市街地に残された貴重な樹林を保存樹林に指定しています。
放射線・放射性物質	不安定な原子が安定な原子に変わる過程で放出される粒子(原子よりも小さな粒子)や電磁波を放射線と言い、放射線を放出する性質がある物質を放射性物質と言います。放射線である粒子には、アルファ線、ベータ線、中性子線などがあり、電磁波には、エックス線やガンマ線などがあります。
【マ行】	
街美化アダプト制度	公園、緑地、道路、河川敷等の市が所管する公共施設の美化活動を市民と市のパートナーシップに基づき、市民が自発的に行い、市が活動を支援する取組を指します。
メガソーラー	太陽光発電の中でも、出力が 1MW(1,000kW)を超える大規模システムをメガソーラーと呼びます。近年、遊休地や休耕地などの土地の有効活用を目的として、各地でメガソーラーの設置が進んでいます。
【ヤ行】	
湧水	地下水が地表に自然に出てきたもののことです。湧き水や泉、湧泉とも言います。大量の湧水は川の源流の 1 つでもあります。
【数字・英字】	
COOL CHOICE (クールチョイス)	国の地球温暖化対策計画における温室効果ガス削減目標の達成に向けて、国が、省エネ・低炭素型の製品への買い替え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動のことを指します。「COOL CHOICE」は令和 5(2023)年 8 月に「デコ活」に移行しました。
ESG 投資	環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別して行う投資のことです。ESG 評価の高い企業は事業の社会的意義、成長の持続性など優れた企業特性を持つと言えます。
ISO14001	ISO14000 シリーズは、環境マネジメントシステムを中心として、環境監査、環境パフォーマンス評価、環境ラベル、ライフサイクルアセスメントなど、環境マネジメントを支援する様々な手法に関する規格から構成されています。業種・業態を問わず、あらゆる組織が利用し、認証を取得することができ、企業の環境への取組の状態を示すことができます。
PFAS (ピーファス)	有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称のことです。PFAS の中でも、PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)、PFOA(ペルフルオロオクタン酸)は、幅広い用途で使用されてきました。PFOS、PFOA には、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があることから、環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されています。
PPA	電力販売契約という意味で第三者モデルともよばれ、企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と CO ₂ 排出の削減ができるものです。設備の所有は第三

	者（事業者または別の出資者）が持つ形となるため、資産保有をすることなく再生可能エネルギー利用が実現できます。
PRTR 制度	Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）の略です。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に報告を行い、国は、事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表する仕組みを言います。
Recycle （再生利用）	ごみを資源として再利用することです。びんを砕いて再度びんを製造するなど、原材料として再利用する再生利用と、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）があります。
Reduce （排出抑制）	ものを大切に使い、ごみを減らすことです。リユース、リサイクルに優先されます。
Refuse （発生抑制）	ごみになるものを受け取らないことです。具体的には、スーパーのレジ袋や包装紙・割り箸等を購入時点で断ったり、本当に必要な物以外を衝動買いしないことを指します。
Reuse （再使用）	一旦使用された製品や容器等を繰り返し使うことです。
ZEB(ゼブ)	Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略です。建築構造や設備の省エネルギーの実現や、再生可能エネルギーの活用、地域内でのエネルギーの面的(相互)利用などの組合せにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のことを指します。
ZEH(ゼッチ)	Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略です。断熱性や省エネルギー性能の向上といった省エネルギーを実現した上で、太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のことを指します。